

# 日置市子育て支援計画



平成18年3月  
鹿児島県日置市



## はじめに

少子化の進行は、我が国の社会経済をはじめ、様々な面に重大な影響を与えることから、国においては「子ども・子育て応援プラン」、「少子化社会対策大綱」、「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」を制定するなど、少子化の流れを変えるための多くの取り組みがなされているところです。

特に、子育て支援をめぐる諸課題として、少子化による社会全体の活力の低下や子ども同士が触れ合いながら社会性を培う機会の減少、結婚や子育てに関する意識や社会環境の変化など、様々な要因に取り組む必要があり、地域住民、各種団体、企業、行政が連携し、社会全体で次代を担う子どもを支援していくことが求められています。

平成 17 年 5 月の合併に伴い、日置市においても子育て支援計画が必要なことから、子育てに関わる関係団体の代表者や住民の代表者等からなる「日置市次世代育成支援対策地域協議会」を設置しました。計画策定に当たりましては、旧 4 町子育て支援計画を基本に地域の特性を考慮するとともに、日置市として新たに取り組むべき事項を取り入れた特色ある計画づくりに努めて参りました。本計画は、行政の役割を念頭において策定していますが、次代を担う子どもがたくましく育ち、自立した責任感のある大人となっていくよう社会全体で少子化対策・子育て支援施策を着実に推進する必要があります。

今後、皆様方のより一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

なお、日置市次世代育成支援対策地域協議会の委員の皆様には、計画策定に関し慎重な審議と貴重なご意見をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

平成 18 年 3 月

日置市長 宮路高光



# 目次

## 第1章 行動計画策定にむけて

---

1．計画策定の趣旨.....	1
2．計画の位置付け.....	2
(1) 法的な位置づけ.....	2
(2) 他計画との関連性.....	2
3．計画の対象及び期間.....	3
4．基本理念.....	4
5．計画推進体制.....	6
(1) 地域協議会.....	6
(2) 推進本部.....	6
(3) その他.....	6
6．基本的視点.....	8
(1) 子どもの視点.....	8
(2) 次代の親づくりという視点.....	8
(3) サービス利用者の視点.....	8
(4) 社会全体による支援の視点.....	8
(5) すべての子どもと家庭への支援の視点.....	8
(6) 地域における社会資源の効果的な活用の視点.....	9
(7) サービスの質の視点.....	9
(8) 地域特性の視点.....	9

## 第2章 少子化社会の現状について

---

1．少子化の背景	11
2．少子化の状況	12
3．少子化社会の抱える課題	13
4．国の少子化に対する取り組み	13
5．本市における少子化の現状	15
(1) 人口推移	15
(2) 出生数及び合計特殊出生率	20
(3) 婚姻関係	21
(4) 母親の年齢階級別出生数	22
(5) 将来人口推計	22
(6) 世帯及び世帯人員	23
(7) 類型別世帯数	25
(8) 人口動態	26
(9) 就業状況	26
(10) 産業別就業者数	27
(11) ひとり親家庭の状況	28
(12) 周産期死亡、新生児死亡、乳児死亡の割合	29
(13) 低出生体重児の出生割合	30
(14) 次世代育成支援に関するニーズ調査による本市の子育てをめぐる現状	31

### 第3章 本市における子育て支援施策の現状

---

1．現在の子育て支援施策の概況	49
2．保育事業の状況について	50
3．幼稚園の状況について	52
4．放課後児童の対策について	53
5．母子生活支援施設及び助産施設	53
6．児童手当等について	54
7．児童医療の状況について	55
8．母子保健事業について	56
(1) 妊婦健康診査	56
(2) 乳幼児健康診査	56
(3) 乳児歯科健康診査	57
(4) 妊婦教室	57
(5) 母子健康相談	58
(6) 育児教室	58
(7) 発達発育相談	58
(8) 妊産婦・新生児訪問指導	59
(9) 母子保健推進員活動	59
9．児童虐待問題について	60
10．いじめ・不登校について	61
11．育児・婦人相談について	62
12．障害や特別なニーズを持つ子どもについて	63

## 第4章 施策の展開

---

1．基本的施策	65
2．重点取組	67
3．施策の概要	69
施策1：地域における子育て支援	69
施策2：母性と乳幼児の健康の確保と増進	80
施策3：子どもの心身の健やかな成長のための教育環境	88
施策4：子育てを支援する生活環境	94
施策5：職業生活と家庭生活との両立	99
施策6：子どもの安全確保	101
施策7：要保護児童への対応	104
4．目標数値	111
5．計画推進のためのそれぞれの役割	114
巻末資料	117
用語集	121



# 第1章

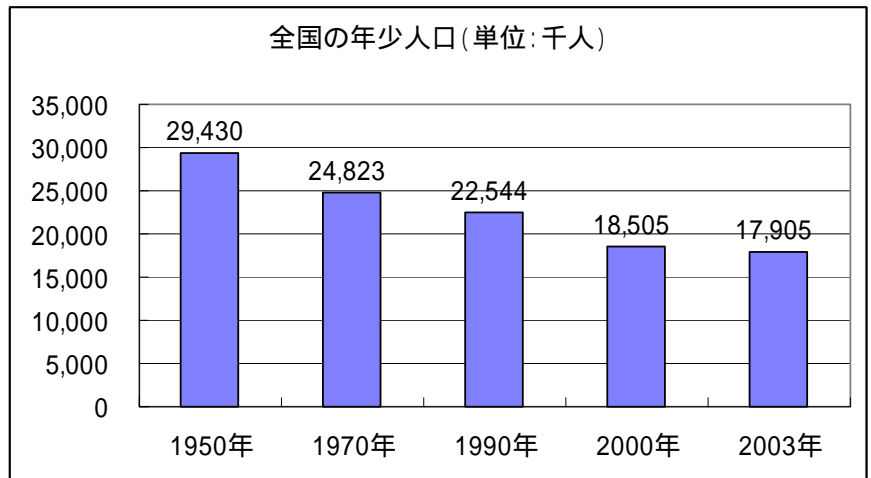
## 行動計画策定に むけて



## 第1章 行動計画策定にむけて

### 1. 計画策定の趣旨

近年は、核家族化や出生率の低下にともなって、年々少子化が進行しています。また、女性の高学歴化や社会進出などによって、子どもの置かれる生活環境は大きく変化しています。このような環境の変化は、子どもに子ども同士のふれあいの減少や周囲の人々とのコミ



ュニケーションを困難にするなどの社会性や自主性という人格形成に悪影響を及ぼすことが懸念されています。

このほかにも、親の離婚や死別による片親のみ世帯、幼児虐待、幼児童が被害に遭う事件などの増加という新たな社会問題も多くみられるようになりました。

このような課題を改善していくために国は、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、その中で各自治体における子育て支援に関する総合計画(地域行動計画)を平成17年3月までに策定することと義務づけました。

これにより旧伊集院町、旧日吉町、旧吹上町、旧東市来町はそれぞれ平成17年3月までに、各4町の「子育て支援計画」を策定済みになっていますが、平成17年5月に、旧伊集院町、旧日吉町、旧吹上町、旧東市来町が合併し、「日置市」が誕生したことによって、これまでに各4町で策定してきた「子育て支援計画」を一本化し、日置市としての「子育て支援計画」が必要となります。

日置市は4つの町が合併しているため、子どもの数だけでなく保育所や子どもを対象とする公共施設等も増えています。そのため、子どもが過ごしやすいよう、また親が子育てをしやすいような環境を整備する計画が必要です。

また、各4町の「子育て支援計画」は、それぞれの町において行ってきたサービス事業が盛り込まれています。これらのサービス事業の特徴を活かしながら、日置市においてもこれらを継続できるよう、体系的な施策の見直しを行います。

## 2 . 計画の位置付け

### ( 1 ) 法的位置付け

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、すべての市町村が策定を義務付けられている地域行動計画として位置づけます。

#### ～次世代育成支援対策推進法 第八条第一項～（抜粋）

市町村は、行動計画策定指針に則して、五年ごとに当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

#### 次世代育成支援対策とは

「家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援すること。」

### ( 2 ) 他計画との関連性

市町村合併に伴い、新市建設計画や旧各町で策定された母子保健計画との整合性を図り、子育て支援施策の推進を図るためのものとします。

その他、効率的な施策推進の観点から、地域福祉、高齢者、障害者等に関する他の計画と横断的に連携し、整合性を図ります。

### 3 . 計画の対象及び期間

本計画における「子ども」とは、児童福祉法に定義されている児童を指し、満18歳に満たない者をいいます。

それを踏まえ、本計画の対象は「子ども」のみならず、その家族、地域、学校、企業、各種団体等、社会のあらゆるものを対象とします。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年度を開始初年度とし、平成21年度までの5年間の第一期（前期計画）とします。また、前期計画に関する見直しを平成21年度に行ったうえで、平成22年度から平成26年度までの5年間の後期計画として策定します。

さらに、計画の期間中であっても様々な状況の変化により、見直しが生じた場合は、適宜計画の見直しを行っていくものとします。

なお、平成17年5月1日の市町村合併に伴い、本計画は旧4町それぞれの計画を一本化したものです。そのため、平成18年度から施行します。

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
		第一期（前期）行動計画期間				
			日置市子育て支援計画期間			
ニーズ調査	計画策定				ニーズ調査(予定)	計画見直し

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第二期（後期）行動計画期間				



## 4 . 基本理念

次世代育成支援対策は、保護者が第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭やその他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てにともなう喜びが実感されるよう配慮されなければなりません。

そこで本市では、「安心して、自信を持ちながら子育てができ、親子の笑顔が溢れるまちづくり ～地域が子育てサポーターに～」を基本理念に、3つの基本方針並びに7つの基本施策を実施することによって、子育ての意義と子育てにともなう喜びが実感されるような計画を推進します。

「安心して、自信を持ちながら子育てができ、

親子の笑顔が溢れるまちづくり」

～地域が子育てサポーターに～

### 基本方針

#### ● 子育てしている家庭のために

家庭での育児や施設での養育等、子育てをする人に対して、母子保健事業や小児医療に関する事業を含む、様々な子育て支援サービスの充実を図っていきます。

#### ● 働きながら子どもを育てている人のために

働きながら子どもを育てている人のために、多様で弾力的な保育サービスの充実を図っていきます。さらに、子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるよう企業への働きかけにも取り組んでいきます。

#### ● 次世代を育む親となるために

次代を担い手である子どもたちが、その成長とともに豊かな心と体を育てていくために「次代の親」として育成し、親自身が学び育つことができるようにするために地域社会の環境整備を進めていきます。

= 日置市子育て支援計画基本理念 体系図 =

基本理念

安心して、自信を持ちながら子育てができ、  
親子の笑顔が溢れるまちづくり  
～ 地域が子育てサポーターに～

基本方針

子育てをしている家  
庭のために

働きながら子どもを  
育てている人のために

次世代を育む親となる  
ために

重点取組

- 重点取組 1 地域力の向上と子育て支援ネットワークづくり
- 重点取組 2 子どもの健全育成と自立する力の育成のための支援
- 重点取組 3 仕事と子育ての両立支援
- 重点取組 4 啓発と推進

基本施策 1 地域における子育ての支援

基本施策 2 母性と乳幼児の健康の確保と増進

基本施策 3 子どもの心身の健やかな  
成長のための教育環境

基本施策 4 子育てを支援する生活環境

基本施策 5 職業生活と家庭生活との両立

基本施策 6 子どもの安全確保

基本施策 7 要保護児童への対応

## 5 . 推進体制

### ( 1 ) 地域協議会

平成 17 年 11 月 16 日に、市町村合併前の各 4 町の、住民を含めた幅広い構成員からなる「次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、平成 16 年 3 月に策定している子育て支援計画を基に、今後取り組んでいく課題等について、意見交換、検討を行い、日置市における子育て支援施策の基本理念について協議しました。

### ( 2 ) 推進本部

平成 17 年 11 月 16 日に、市町村合併前の各 4 町の担当課及び本庁関係課からなる「次世代育成支援対策推進本部」を設置し、合併前の平成 16 年 3 月に各 4 町で策定している子育て支援計画を基に、日置市としての施策の方向性及び事業展開等について、意見交換、検討を行いました。

### ( 3 ) その他

#### ニーズ調査

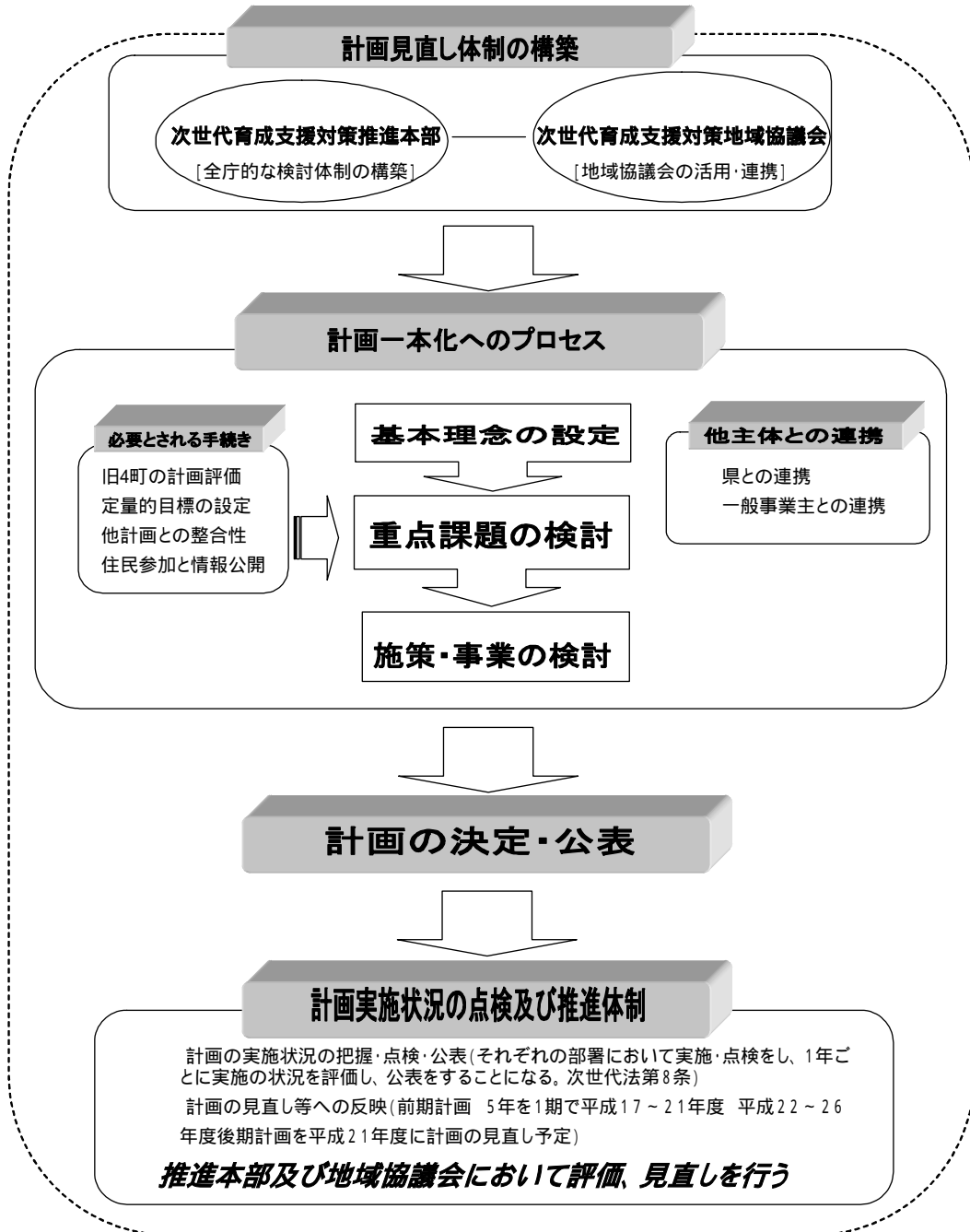
合併前の平成 16 年 3 月に、各 4 町で策定している子育て支援計画を策定する際、平成 15 年度に児童の保護者を対象とした子育てに関する意識調査を実施しました。

#### パブリックコメント

合併前の平成 16 年 3 月に、各 4 町で策定している子育て支援計画を策定する際、ニーズ調査と併せて、平成 16 年度にパブリックコメントを募集しました。



= 計画見直し体系図 =



## 6 . 基本的視点

現在の社会経済情勢は、少子・高齢化の進行、高度情報化など大きく変化し、また生活の質的向上、価値観の多様化が進み、行政サービスや住民参加のあり方が重要視されています。

特に、深刻化する少子化の問題は、その要因・背景そのものが、一人ひとりの考え方や生活に深く関わっており、その影響が子ども自身や家庭にとどまらず、経済全般や社会保障、労働市場、国民生活にまで及ぶことが懸念されています。

そこで、本計画は8つの視点から計画策定に臨むこととし、以下に、その8つの視点を示します。

### (1) 子どもの視点

わが国は、児童の権利に関する条約の締約国として、子どもに関わる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されています。

このような中で、子育て支援サービス等の影響を受けるのは、もとより子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に享受されるよう配慮します。

### (2) 次代の親づくりという視点

現在の子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を育むことができるよう長期的な視野に立った子どもの健全育成に取り組みます。

### (3) サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係るサービス利用者のニーズも多様化しており、また、個々の家庭の特性を踏まえる必要があります。

そこで、次世代育成支援対策の推進においては、多様なニーズに柔軟に対応すべく、サービス利用者の視点に立った総合的な取り組みに努めます。

### (4) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、行政はもとより、企業や地域社会(コミュニティー)を含めた社会全体で協力して取り組む課題です。

そこで、様々な子育て支援の担い手が協働の認識を持ち、次世代育成支援対策の推進を図っていきます。

### (5) すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、子育てに関する不安感や負担感を軽減させるため、広く全ての子どもと家庭への支援という観点から推進していきます。

## ( 6 ) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行う NPO、子育てサークル、母親クラブなどの様々な地域活動団体、社会福祉協議会などの公的性のある民間事業者、児童委員などが活動するとともに、高齢者、障害者等に対するサービスを提供する民間事業者などがあります。加えて、子育て支援を通じて社会貢献を希望する高齢者や豊かな自然環境及び地域に受け継がれる伝統文化等があります。

こうした様々な地域の社会資源を充分かつ効果的に活用し、また、児童館、地域公民館等の各種、公共機関の活用を図っていきます。

## ( 7 ) サービスの質の視点

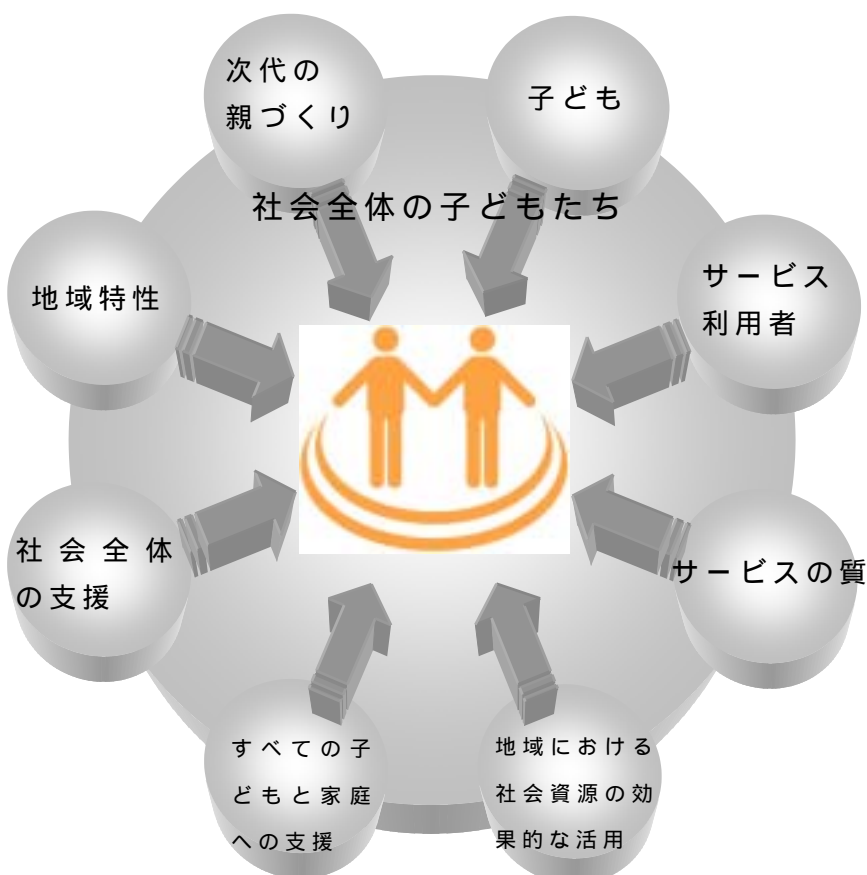
利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保すると共に、サービスの質を確保することが必要です。

このため、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の質的向上を図ると共に、情報公開やサービス評価等の取り組みを推進していきます。

## ( 8 ) 地域特性の視点

自治体によって、人口構造、産業構造、社会資源などの地域特性の状況は様々であり、利用者のニーズ及び支援策も異なることから、次世代育成支援対策においては、各地方公共団体が各々の特性を踏まえ、主体的な取り組みに努めます。

= 基本的視点 概念図 =







## 第2章

# 少子化社会の 現状について



## 第2章 少子化社会の現状について

### 1. 少子化の背景

深刻化する少子化の問題は、その要因・背景そのものが、一人ひとりの考え方や生活に深く関わっており、その影響が子ども自身や家庭にとどまらず、経済全般や社会保障、労働市場、国民生活にまで及ぶことが懸念されています。

その中で、少子化の要因の一つとしてあげられているのが、晩婚化・未婚化の進行があります。

厚生労働大臣の諮問機関である人口問題審議会によると、晩婚化・未婚化の進行の背景には、

- ・ 家庭よりも仕事を優先させることを求める雇用環境と企業風土、根強い男女の役割分担意識、結婚や・子育てに係る機会費用（子育てのため、就業を断念したことによる損失）の上昇などによる育児に対する負担感や仕事との両立に対する負担感。
- ・ 老後生活を支える存在としての子どもの持つ意義の低下や独身の自由への欲求などによる個人の結婚観や価値観の変化。
- ・ 親との同居の下での快適な生活や結婚前の生活水準の維持のために親から独立して結婚生活を営むことへのためらいなど。

が考えられるとしています。

また、第1章でも述べましたが、夫婦の出生力そのものの低下という新しい事象により、平均出生子ども数も減少傾向となっています。

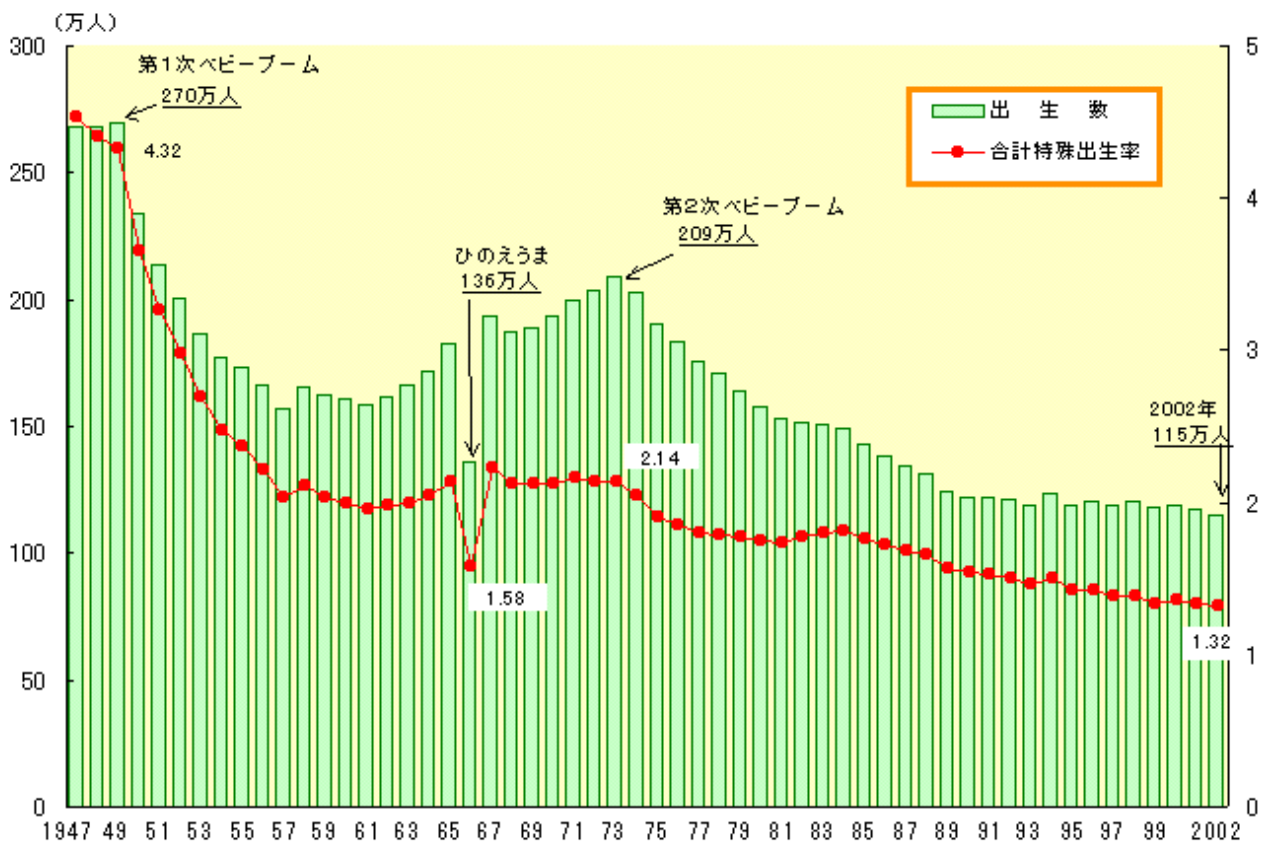


## 2. 少子化の状況

厚生労働省の「人口動態統計」によると、下のグラフのとおり、我が国の出生数は、平成4年の1,208,989人が平成14年には1,153,855人と減少しています。

また、1人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均を示す合計特殊出生率は、平成4年の1.50が平成14年には1.32と減少し、現在の人口を維持する水準といわれている2.08を大きく下回っており、少子化に歯止めがかかっていない状況となっています。

= 出生数及び合計特殊出生率の推移 =



資料：厚生労働省「人口動態統計」



### 3 . 少子化社会の抱える課題

少子化が引き起こすであろう問題は、高齢化の進行と相まって、国の生産力を支えている生産年齢人口（15～64歳人口）の減少により、経済活動の停滞を招き、社会全般の活力が低下することにあると言われてしています。

平成14年度に厚生労働省が行った将来の労働力人口推計によると、2001年に約6,752万人の労働力人口（満15歳以上の就業者及び完全失業者）は、2005年以降減少に転じ、2025年には約6,296万人まで減少すると見込んでいます。

また、60歳以上の労働者の割合が、2001年の13.7%から2025年には19.6%に達し、労働力人口の年齢構成も大きく変化し、相対的に労働時間は減少するであろうと見込んでいます。

このように労働力が減少すると一般的に貯蓄を取り崩すと考えられることから、貯蓄率の低下と相まって投資を抑制し、労働生産性の上昇を抑える要因となり、ひいては、経済成長への悪影響が考えられると言われてしています。

加えて、少子・高齢化の進展とともに、年金、医療、福祉等の社会保障制度において、人口に占める高齢者の割合が高くなることにより、費用や人的資源として支えている現役世代に、今後、より一層の負担がかかっていくことも予想されます。

また、子どもは、遊びなど子ども同士のふれあいを通して様々なことを学び、成長していきますが、子どもの数が減少してきたことは、このような機会の減少につながり、子どもの社会性が生まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長に影響を与えていると考えられています。

### 4 . 国の少子化に対する取り組み

国においては、少子化の状況に対応するため、平成11年12月に「少子化対策推進基本方針」を決定し、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画」（新エンゼルプラン）を策定しました。

また、平成13年7月に「仕事と子育ての両立支援策の方針について」を決定し、子育てと仕事の両立支援を中心として、子どもを生き育てやすいようにするための環境整備に力点を置いて、待機児童ゼロ作戦などの様々な対策を実施してきました。

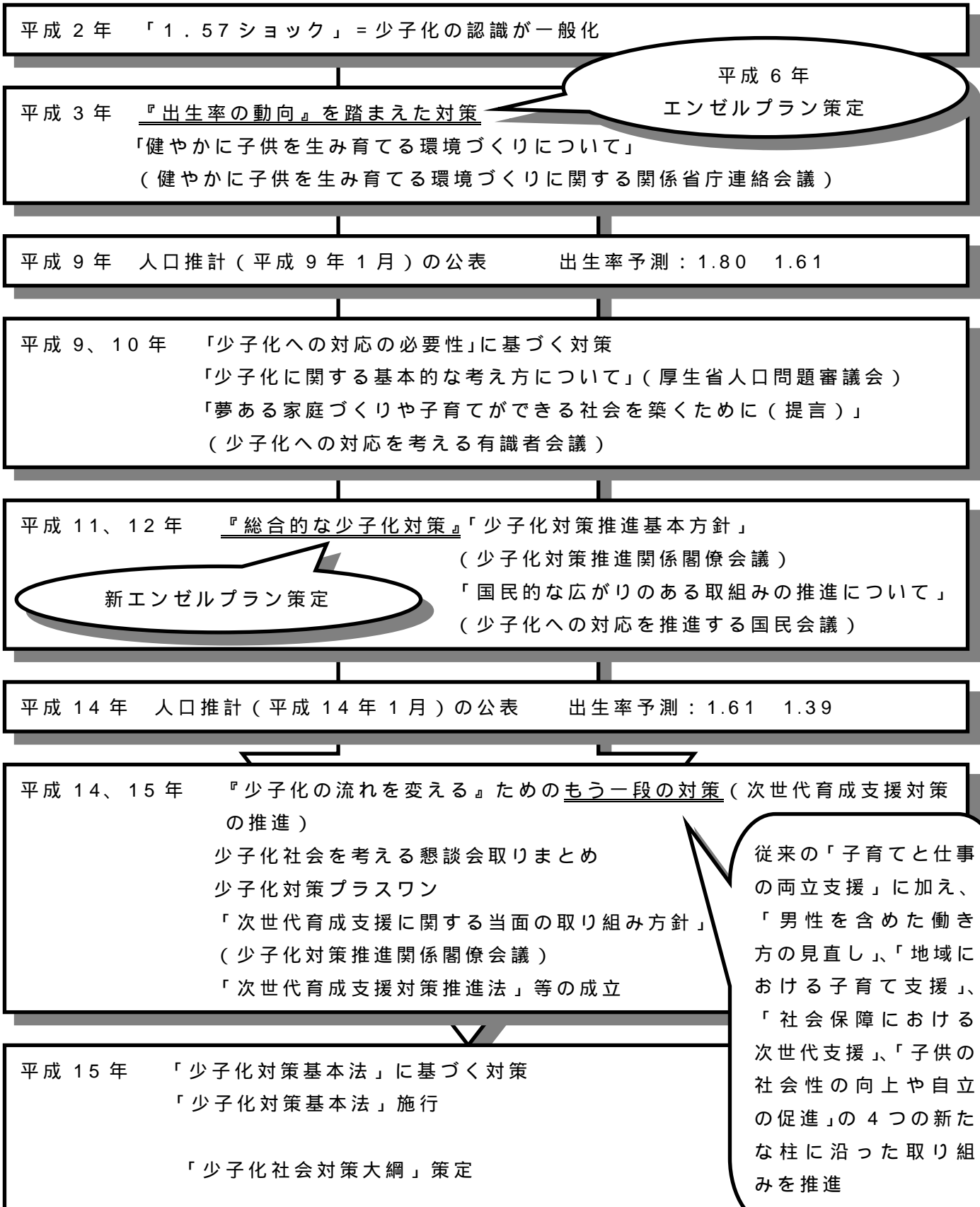
それでもなお進行している、この少子化の流れを変えるため、従来の取り組みに加え、もう一段の対策を進める必要があることから、平成14年9月に「少子化対策プラスワン」を、平成15年3月には「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を取りまとめています。

この取組方針に基づき、地方公共団体及び事業主における平成17年度から10年間の集中的、計画的な取り組みを促進するための「次世代育成支援対策推進法」及び地域における子育て支援の強化を図るための「児童福祉法の一部を改正する法律」が平成15年7月に成立し、同月に公布されています。

さらに、少子化社会における国や地方公共団体の責務や施策の基本理念等を明記した「少子化社会対策基本法」も同月に公布されています。

附表

= 少子化対策に関するこれまでの国の流れ =



## 5. 本市における少子化の現状

### (1) 人口推移

#### 総人口

以下に、本市における人口の推移（5歳階級別人口）を示します。

旧伊集院町では年々、人口増加が顕著に現れており、また、旧吹上町においても平成17年には人口増加に転じています。

総じて、本市の人口推移は微増傾向となっています。

平成2年										
	日置市		旧東市来町		旧伊集院町		旧日吉町		旧吹上町	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
0～4歳	1,354	1,281	301	279	669	645	129	128	255	229
5～9歳	1,668	1,676	398	427	802	762	177	184	291	303
10～15歳	1,932	1,777	476	456	899	810	201	194	356	317
<b>小計</b>	<b>4,954</b>	<b>4,734</b>	<b>1,175</b>	<b>1,162</b>	<b>2,370</b>	<b>2,217</b>	<b>507</b>	<b>506</b>	<b>902</b>	<b>849</b>
15～19歳	1,847	1,676	450	465	891	782	180	180	326	249
20～24歳	957	1,126	280	313	427	551	106	110	144	152
25～29歳	1,165	1,295	303	319	528	634	117	128	217	214
30～34歳	1,476	1,519	382	349	686	768	161	148	247	254
35～39歳	1,817	1,817	440	457	838	849	192	194	347	317
40～44歳	1,847	1,657	482	460	840	759	208	184	317	254
45～49歳	1,278	1,443	351	418	586	628	146	163	195	234
50～54歳	1,369	1,613	385	452	581	647	162	197	241	317
55～59歳	1,655	2,100	510	658	603	684	209	274	333	484
60～64歳	1,780	2,205	522	655	580	664	240	320	438	566
<b>小計</b>	<b>15,191</b>	<b>16,451</b>	<b>4,105</b>	<b>4,546</b>	<b>6,560</b>	<b>6,966</b>	<b>1,721</b>	<b>1,898</b>	<b>2,805</b>	<b>3,041</b>
65～69歳	1,435	2,156	436	618	425	608	205	336	369	594
70～74歳	1,146	1,775	326	504	322	514	192	279	306	478
75～79歳	989	1,479	274	408	277	392	169	238	269	441
80～84歳	526	991	156	266	130	251	81	175	159	299
85歳以上	267	573	80	147	65	148	49	105	73	173
<b>小計</b>	<b>4,363</b>	<b>6,974</b>	<b>1,272</b>	<b>1,943</b>	<b>1,219</b>	<b>1,913</b>	<b>696</b>	<b>1,133</b>	<b>1,176</b>	<b>1,985</b>
<b>男女別合計</b>	<b>24,508</b>	<b>28,159</b>	<b>6,552</b>	<b>7,651</b>	<b>10,149</b>	<b>11,096</b>	<b>2,924</b>	<b>3,537</b>	<b>4,883</b>	<b>5,875</b>
<b>総人口</b>	<b>52,667</b>		<b>14,203</b>		<b>21,245</b>		<b>6,461</b>		<b>10,758</b>	

単位：人 平成2年10月1日時点 参考資料：国勢調査

平成 7 年										
	日置市		旧伊集院町		旧吹上町		旧日吉町		旧東市来町	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
0～4 歳	1,194	1,106	637	583	170	177	119	102	268	244
5～9 歳	1,532	1,428	786	732	281	252	148	143	317	301
10～15 歳	1,870	1,832	922	847	346	358	194	191	408	436
<b>小計</b>	<b>4,596</b>	<b>4,366</b>	<b>2,345</b>	<b>2,162</b>	<b>797</b>	<b>787</b>	<b>461</b>	<b>436</b>	<b>993</b>	<b>981</b>
15～19 歳	1,945	1,693	1,015	852	346	249	164	169	420	423
20～24 歳	984	1,226	447	627	145	160	95	105	297	334
25～29 歳	1,022	1,157	524	620	160	167	88	108	250	262
30～34 歳	1,213	1,348	595	710	223	227	115	123	280	288
35～39 歳	1,636	1,646	806	856	292	275	157	160	381	355
40～44 歳	1,898	1,890	907	901	349	313	206	199	436	477
45～49 歳	1,921	1,744	903	827	335	265	208	190	475	462
50～54 歳	1,319	1,471	611	630	200	249	154	163	354	429
55～59 歳	1,380	1,692	588	682	246	339	170	213	376	458
60～64 歳	1,686	2,167	626	728	325	491	227	278	508	670
<b>小計</b>	<b>15,004</b>	<b>16,034</b>	<b>7,022</b>	<b>7,433</b>	<b>2,621</b>	<b>2,735</b>	<b>1,584</b>	<b>1,708</b>	<b>3,777</b>	<b>4,158</b>
65～69 歳	1,711	2,164	561	650	429	562	220	318	501	634
70～74 歳	1,317	2,048	385	577	333	569	185	305	414	597
75～79 歳	923	1,573	250	462	258	413	144	239	271	459
80～84 歳	640	1,188	178	301	168	356	110	177	184	354
85 歳以上	350	877	85	240	98	234	61	140	106	263
<b>小計</b>	<b>4,941</b>	<b>7,850</b>	<b>1,459</b>	<b>2,230</b>	<b>1,286</b>	<b>2,134</b>	<b>720</b>	<b>1,179</b>	<b>1,476</b>	<b>2,307</b>
<b>男女別合計</b>	<b>24,541</b>	<b>28,250</b>	<b>10,826</b>	<b>11,825</b>	<b>4,704</b>	<b>5,656</b>	<b>2,765</b>	<b>3,323</b>	<b>6,246</b>	<b>7,446</b>
<b>総合計</b>	<b>52,791</b>		<b>22,651</b>		<b>10,360</b>		<b>6,088</b>		<b>13,692</b>	

単位：人 平成 7 年 10 月 1 日時点 参考資料：国勢調査

平成 1 2 年										
	日置市		旧伊集院町		旧吹上町		旧日吉町		旧東市来町	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
0 ~ 4 歳	1,095	1,094	580	604	179	149	121	100	215	241
5 ~ 9 歳	1,375	1,303	738	701	203	198	134	122	300	282
10 ~ 15 歳	1,648	1,510	866	776	289	258	151	161	342	315
<b>小計</b>	<b>4,118</b>	<b>3,907</b>	<b>2,184</b>	<b>2,081</b>	<b>671</b>	<b>605</b>	<b>406</b>	<b>383</b>	<b>857</b>	<b>838</b>
15 ~ 19 歳	1,797	1,775	1,000	895	276	278	158	172	363	430
20 ~ 24 歳	1,166	1,286	566	670	166	167	114	111	320	338
25 ~ 29 歳	1,082	1,277	549	657	172	166	94	112	267	342
30 ~ 34 歳	1,191	1,351	633	748	180	191	101	122	277	290
35 ~ 39 歳	1,415	1,495	744	803	244	236	137	142	290	314
40 ~ 44 歳	1,731	1,749	872	914	292	293	166	166	401	376
45 ~ 49 歳	1,975	1,946	941	940	368	315	210	209	456	482
50 ~ 54 歳	1,994	1,833	933	851	358	295	220	198	483	489
55 ~ 59 歳	1,352	1,574	622	684	211	265	147	184	372	441
60 ~ 64 歳	1,472	1,774	610	704	256	351	195	218	411	501
<b>小計</b>	<b>15,175</b>	<b>16,060</b>	<b>7,470</b>	<b>7,866</b>	<b>2,523</b>	<b>2,557</b>	<b>1,542</b>	<b>1,634</b>	<b>3,640</b>	<b>4,003</b>
65 ~ 69 歳	1,650	2,137	607	724	318	491	222	275	503	647
70 ~ 74 歳	1,554	2,083	506	625	384	546	193	296	471	616
75 ~ 79 歳	1,067	1,884	313	537	272	507	140	284	342	556
80 ~ 84 歳	681	1,348	177	391	183	357	106	197	215	403
85 歳以上	489	1,234	132	344	127	332	80	176	150	382
<b>小計</b>	<b>5,441</b>	<b>8,686</b>	<b>1,735</b>	<b>2,621</b>	<b>1,284</b>	<b>2,233</b>	<b>741</b>	<b>1,228</b>	<b>1,681</b>	<b>2,604</b>
<b>男女別合計</b>	<b>24,734</b>	<b>28,653</b>	<b>11,389</b>	<b>12,568</b>	<b>4,478</b>	<b>5,395</b>	<b>2,689</b>	<b>3,245</b>	<b>6,178</b>	<b>7,445</b>
<b>総合計</b>	<b>53,387</b>		<b>23,957</b>		<b>9,873</b>		<b>5,934</b>		<b>13,623</b>	

単位：人 平成 12 年 10 月 1 日時点 参考資料：国勢調査

平成 1 7 年										
	日置市		旧伊集院町		旧吹上町		旧日吉町		旧東市来町	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
0～4 歳	1,074	945	605	496	154	141	97	99	218	209
5～9 歳	1,183	1,215	612	669	194	160	119	114	258	272
10～15 歳	1,493	1,397	799	740	216	209	153	136	325	312
<b>小計</b>	<b>3,750</b>	<b>3,557</b>	<b>2,016</b>	<b>1,905</b>	<b>564</b>	<b>510</b>	<b>369</b>	<b>349</b>	<b>801</b>	<b>793</b>
15～19 歳	1,827	1,586	918	834	471	271	132	155	306	326
20～24 歳	1,252	1,397	601	708	231	219	131	136	289	334
25～29 歳	1,221	1,345	629	729	191	169	118	112	283	335
30～34 歳	1,156	1,305	596	686	184	179	116	124	260	316
35～39 歳	1,262	1,402	647	747	198	202	117	135	300	318
40～44 歳	1,487	1,550	753	817	257	252	155	152	322	329
45～49 歳	1,858	1,815	914	945	340	298	178	185	426	387
50～54 歳	2,032	2,003	938	953	388	336	229	212	477	502
55～59 歳	1,990	1,866	916	849	364	307	229	196	481	514
60～64 歳	1,462	1,652	654	695	242	290	168	205	398	462
<b>小計</b>	<b>15,547</b>	<b>15,921</b>	<b>7,566</b>	<b>7,963</b>	<b>2,866</b>	<b>2,523</b>	<b>1,573</b>	<b>1,612</b>	<b>3,541</b>	<b>3,823</b>
65～69 歳	1,425	1,759	567	700	258	356	192	210	408	493
70～74 歳	1,544	2,081	567	695	310	484	208	274	459	628
75～79 歳	1,278	1,928	412	588	309	504	162	261	395	575
80～84 歳	771	1,650	227	470	206	455	109	264	229	461
85 歳以上	605	1,611	166	474	147	456	102	235	190	446
<b>小計</b>	<b>5,623</b>	<b>9,029</b>	<b>1,939</b>	<b>2,927</b>	<b>1,230</b>	<b>2,255</b>	<b>773</b>	<b>1,244</b>	<b>1,681</b>	<b>2,603</b>
<b>男女別合計</b>	<b>24,920</b>	<b>28,507</b>	<b>11,521</b>	<b>12,795</b>	<b>4,660</b>	<b>5,288</b>	<b>2,715</b>	<b>3,205</b>	<b>6,023</b>	<b>7,219</b>
<b>総合計</b>	<b>53,427</b>		<b>24,316</b>		<b>9,948</b>		<b>5,920</b>		<b>13,243</b>	

単位：人 平成 1 7 年 4 月 1 日時点 参考資料：住民基本台帳

### 3 区分別人口

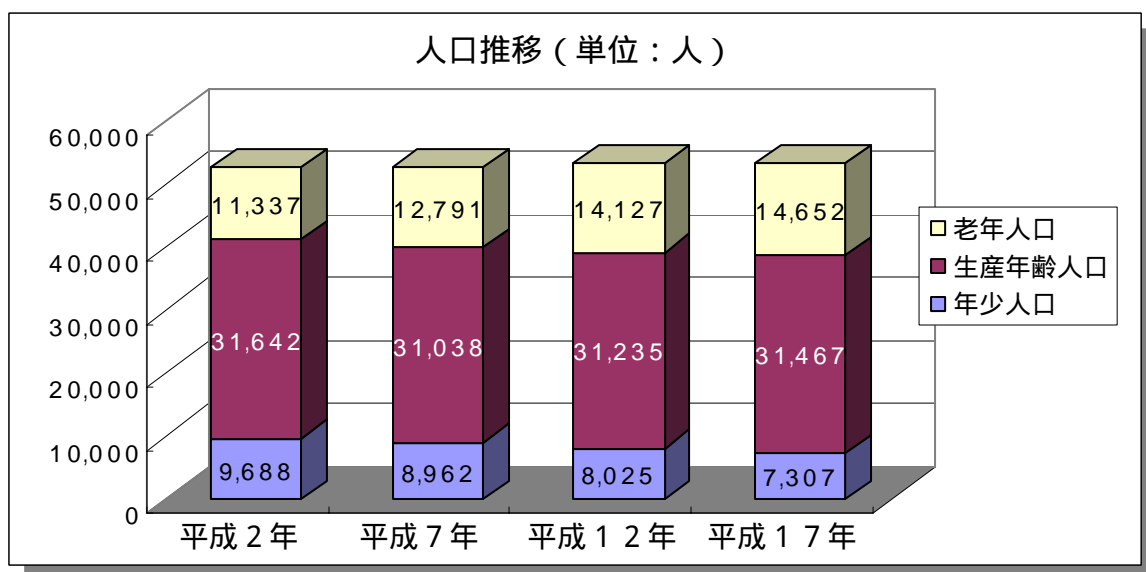
次に、3 区分別人口の推移を示します。

本市においては、総人口は増加しているものの、年少人口は減少傾向となっていることから、少子化傾向が進んでいるといえます。

		平成 2 年	平成 7 年	平成 1 2 年	平成 1 7 年
年少人口	<b>日置市</b>	<b>9,688</b>	<b>8,962</b>	<b>8,025</b>	<b>7,307</b>
	旧東市来町	2,337	1,974	1,695	1,594
	旧伊集院町	4,587	4,507	4,265	3,921
	旧日吉町	1,013	897	789	718
	旧吹上町	1,751	1,584	1,276	1,074
生産年齢人口	<b>日置市</b>	<b>31,642</b>	<b>31,038</b>	<b>31,235</b>	<b>31,467</b>
	旧東市来町	8,651	7,935	7,643	7,364
	旧伊集院町	13,526	14,455	15,336	15,529
	旧日吉町	3,619	3,292	3,176	3,185
	旧吹上町	5,846	5,356	5,080	5,389
老年人口	<b>日置市</b>	<b>11,337</b>	<b>12,791</b>	<b>14,127</b>	<b>14,652</b>
	旧東市来町	3,215	3,783	4,285	4,284
	旧伊集院町	3,132	3,689	4,356	4,866
	旧日吉町	1,829	1,899	1,969	2,017
	旧吹上町	3,161	3,420	3,517	3,485
<b>総人口</b>	<b>52,667</b>	<b>52,791</b>	<b>53,387</b>	<b>53,427</b>	

単位：人

= 3 区分別人口の推移 =

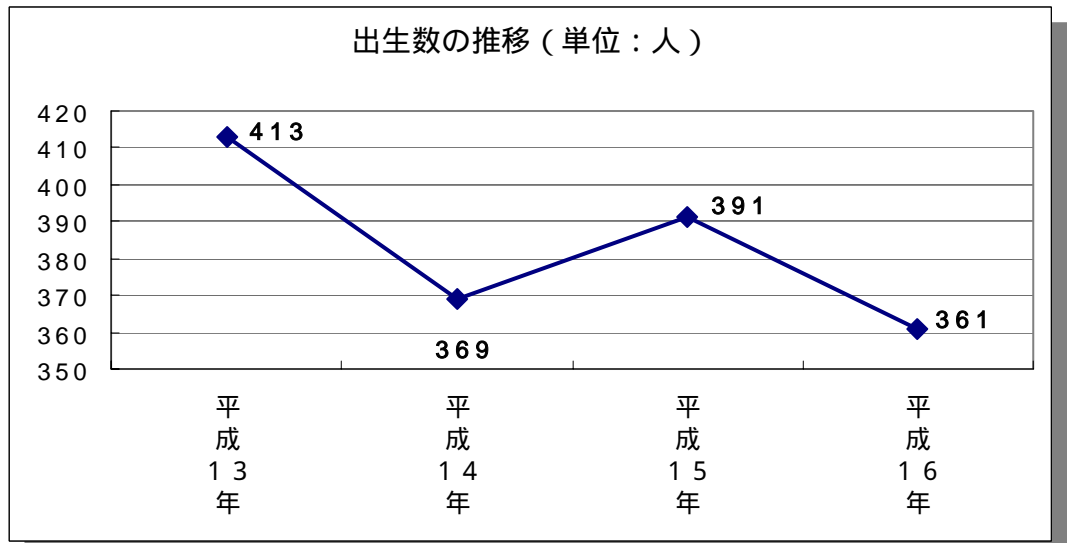


単位：人 平成 2 ~ 12 年 各年 10 月 1 日時点 参考資料：国勢調査  
平成 1 7 年 4 月 1 日時点 参考資料：住民基本台帳

(2) 出生数及び合計特殊出生率

出生数

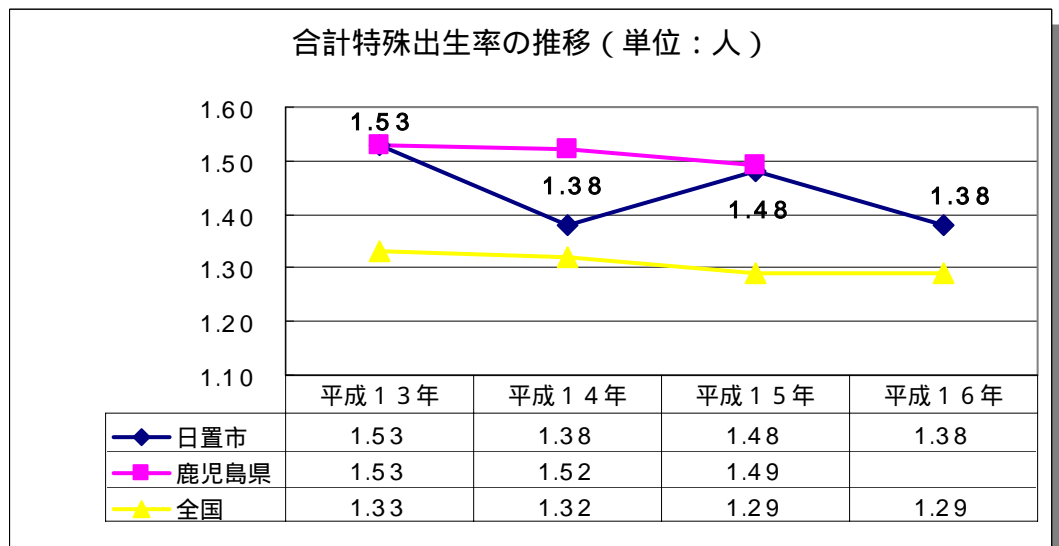
本市における出生数の推移を以下に図示します。



参考資料：衛生統計年報  
旧4町それぞれ合計値を表示

合計特殊出生率

本市における合計特殊出生率の推移を以下に図示します。



参考資料：衛生統計年報  
旧4町それぞれ平均値を表示  
平成16年の県の数値は未発表



(3) 婚姻関係

婚姻数及び離婚数

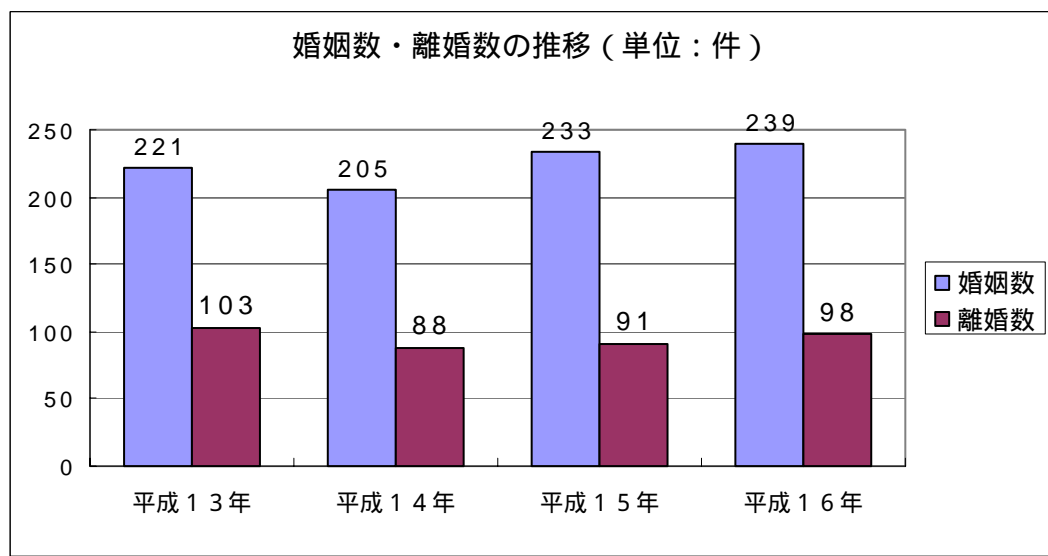
本市における婚姻数及び離婚数の推移を以下に図示します。

	日置市	
	婚姻数	離婚数
平成13年	221	103
平成14年	205	88
平成15年	233	91
平成16年	239	98

単位：組

	日置市		旧伊集院町		旧吹上町		旧日吉町		旧東市来町	
	婚姻数	離婚数	婚姻数	離婚数	婚姻数	離婚数	婚姻数	離婚数	婚姻数	離婚数
平成13年	221	103	117	53	41	19	15	7	48	24
平成14年	205	88	106	43	28	12	23	12	48	21
平成15年	233	91	123	44	40	18	14	7	56	22
平成16年	239	98	119	45	37	13	21	8	62	32

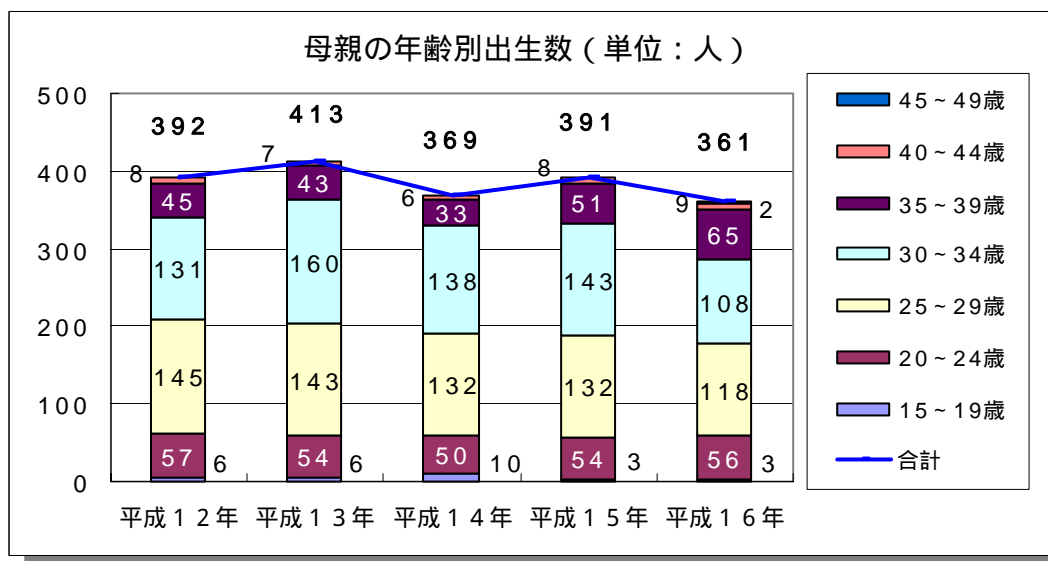
単位：組



参考資料：衛生統計年報

(4) 母親の年齢階級別出生数

本市における母親の年齢階級別出生数の推移を以下に図示します。



参考資料: 衛生統計年報

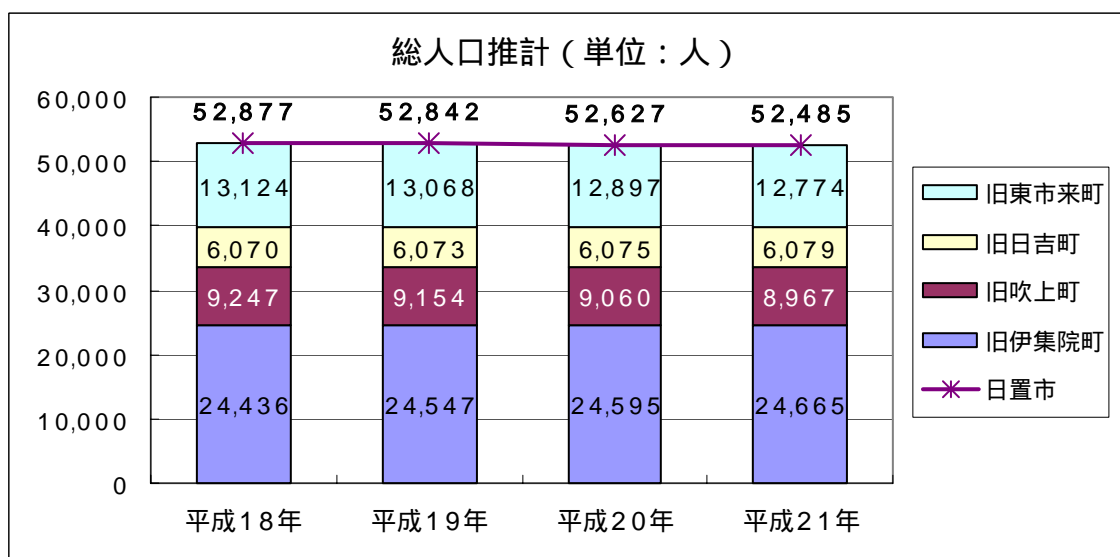
(5) 将来人口推計

将来人口推計 (総人口)

本市における総人口の将来推計を以下に図示します。

旧伊集院町においては、微増傾向にあるものの、他の旧3町においてはほぼ横ばい若しくは減少傾向となっていくことが予想されます。

総じて本市では、微減傾向となることが予想されます。

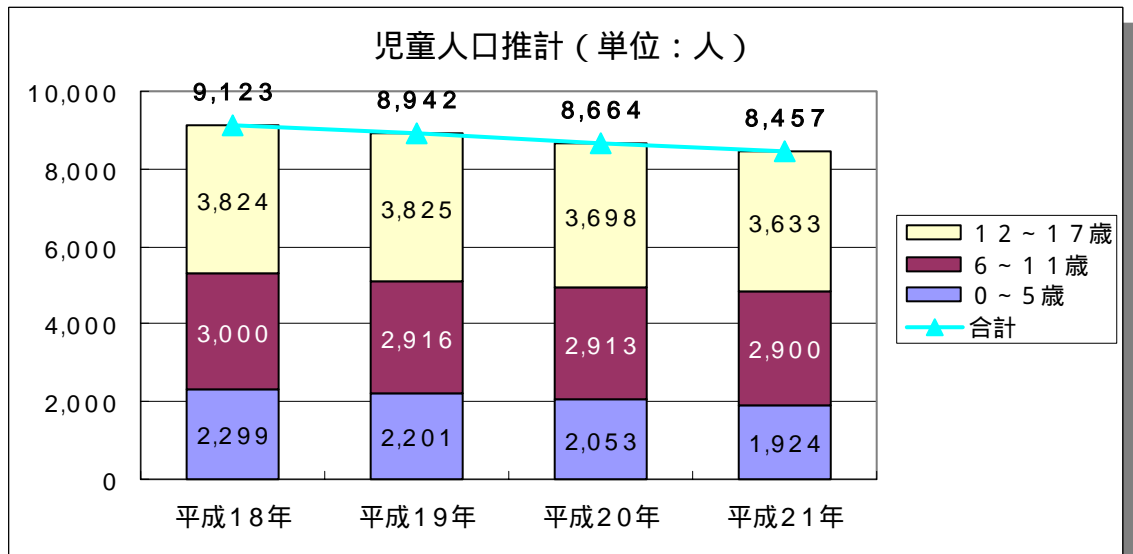


参考資料: 人口推計ワークシート

### 将来人口推計（児童人口）

本市における児童人口の将来推計を以下に図示します。

総人口の減少に伴い、児童人口も減少傾向となることが予想されます。

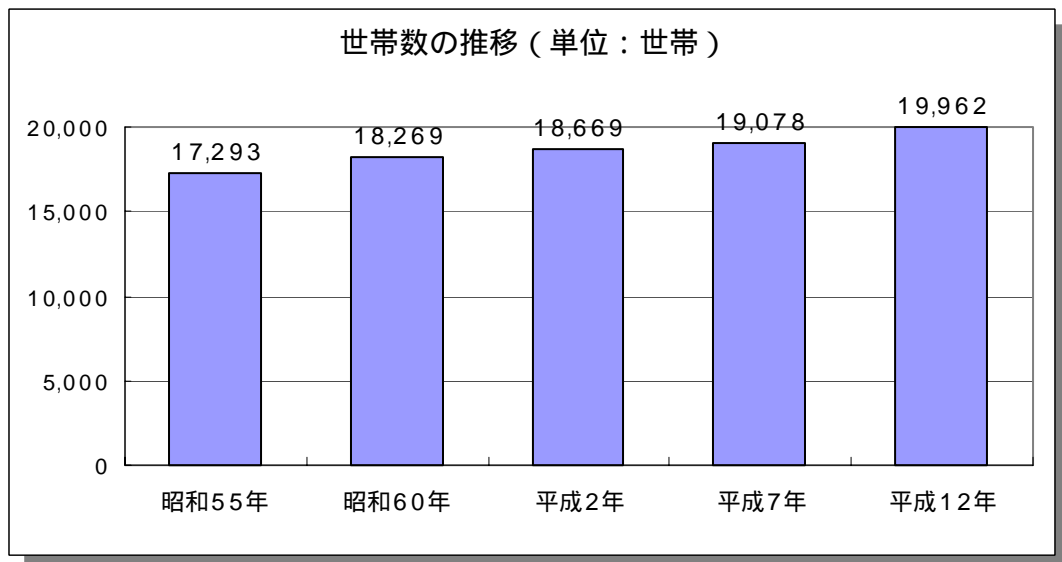


参考資料：人口推計ワークシート

### （6）世帯及び世帯人員

#### 世帯数

本市における世帯数の推移を以下に図示します。



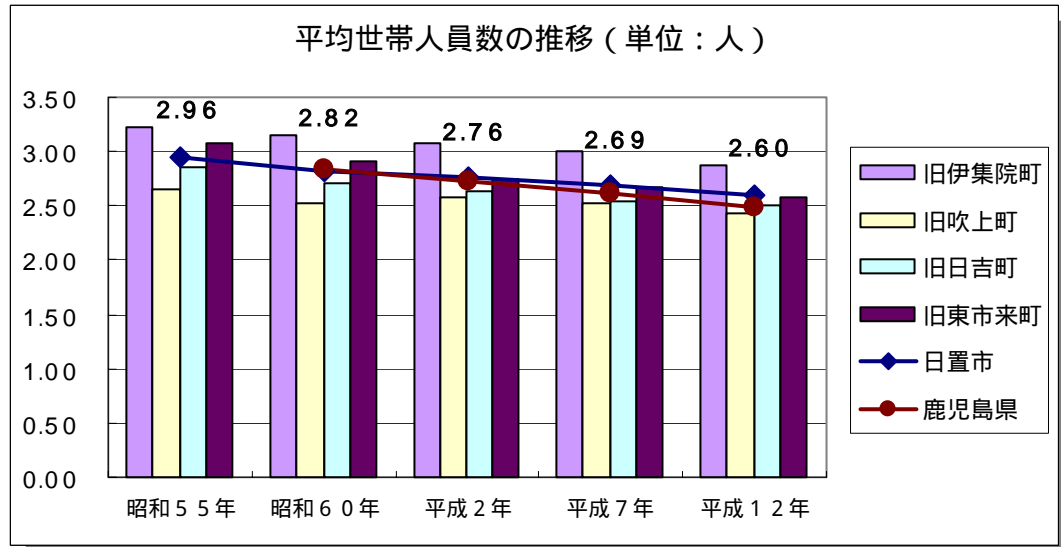
参考資料：国勢調査

### 平均世帯人員

本市における平均世帯人員の推移を以下に示します。

	日置市	旧伊集院町	旧吹上町	旧日吉町	旧東市来町	鹿児島県
昭和55年	2.96	3.23	2.66	2.86	3.07	
昭和60年	2.82	3.15	2.52	2.71	2.91	2.84
平成2年	2.76	3.07	2.57	2.64	2.75	2.72
平成7年	2.69	3.00	2.52	2.55	2.67	2.61
平成12年	2.60	2.87	2.44	2.50	2.58	2.49

単位：人



参考資料：国勢調査

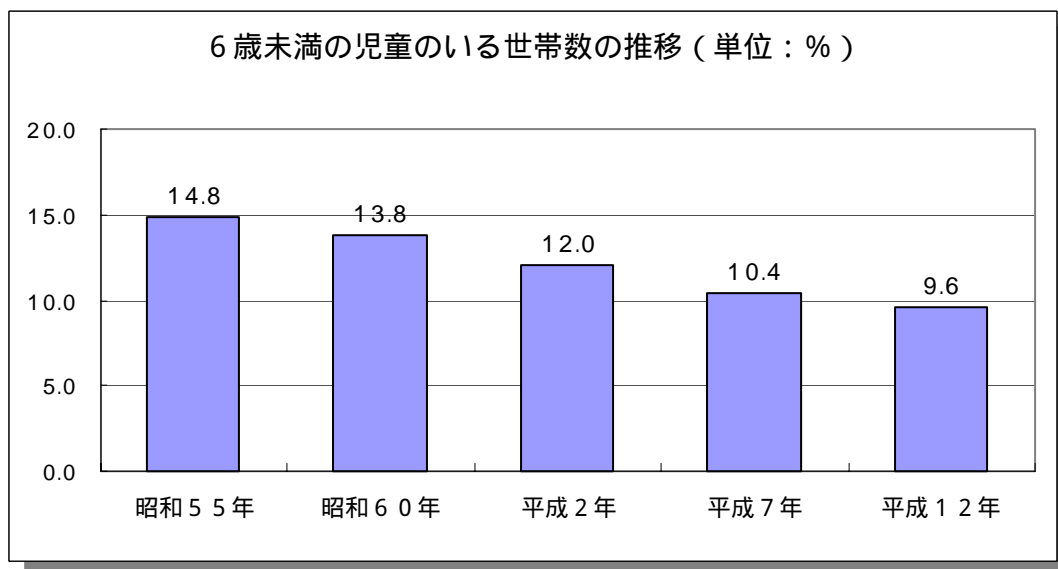
### 6歳未満の児童のいる世帯数

本市における6歳未満の児童のいる世帯数の推移を示します。

単位：世帯、%

	昭和55年		昭和60年		平成2年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
<b>日置市</b>	<b>2,558</b>	<b>14.8</b>	<b>2,515</b>	<b>13.8</b>	<b>2,237</b>	<b>12.0</b>
旧伊集院町	1,095	19.5	1,172	18.4	1,125	16.3
旧吹上町	463	10.8	459	10.6	390	9.3
旧日吉町	277	11.2	262	10.4	216	8.8
旧東市来町	723	14.7	622	12.3	506	9.8

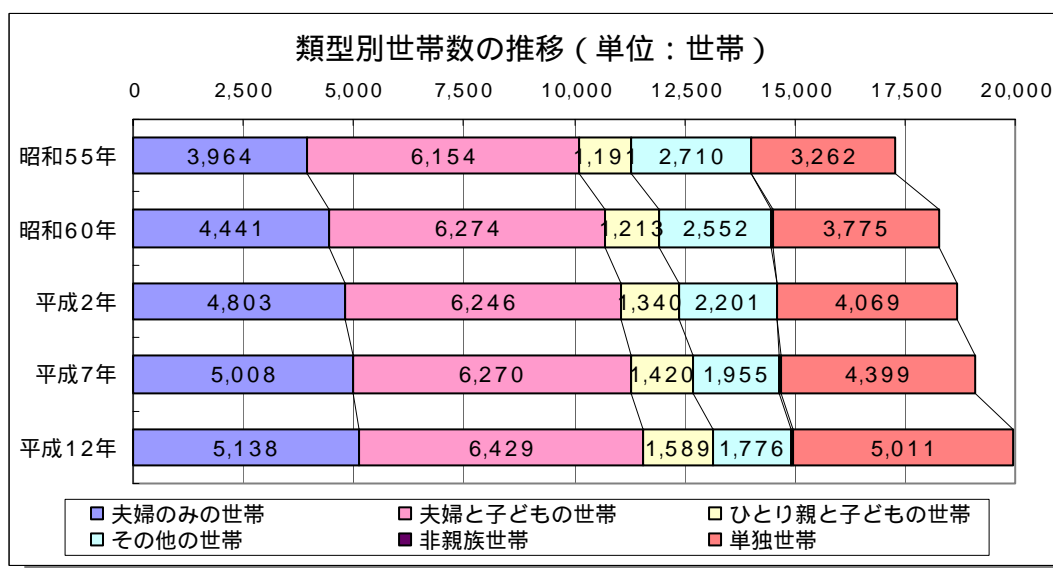
	平成7年		平成12年	
	世帯数	割合	世帯数	割合
<b>日置市</b>	<b>1,993</b>	<b>10.4</b>	<b>1,923</b>	<b>9.6</b>
旧伊集院町	1,064	14.1	1,064	12.8
旧吹上町	299	7.4	282	7.0
旧日吉町	187	7.8	173	7.3
旧東市来町	443	8.7	404	7.7



参考資料：国勢調査

### （7）類型別世帯数

本市における類型別世帯数の推移を以下に図示します。



参考資料：国勢調査

( 8 ) 人口動態

本市における人口動態を以下に示します。

本市では、自然増減、社会増減ともにマイナスとなった平成 2 年以外は、社会増減が自然増減を上回っており、総じて人口動態は、増加傾向となっています。

	自然増減		社会増減		人口動態		
	出生	死亡	転入	転出			
平成 2 年	153	487	640	57	3,132	3,189	210
平成 7 年	241	367	608	422	3,033	2,789	241
平成 12 年	237	374	611	332	2,829	2,497	95

単位：人

( 9 ) 就業状況

本市における就業状況を以下に示します。

年度	平成 7 年度				平成 12 年度			
	男性		女性		男性		女性	
男女別	就業者数	就業率	就業者数	就業率	就業者数	就業率	就業者数	就業率
15～19 歳	174	8.9	165	9.7	210	11.7	193	10.9
20～24 歳	725	73.7	907	74.0	868	74.4	933	72.6
25～29 歳	935	91.5	740	64.0	972	89.8	863	67.1
30～34 歳	1,141	94.1	710	52.7	1,088	91.4	796	58.9
35～39 歳	1,546	94.5	1,029	62.5	1,325	93.6	960	64.2
40～44 歳	1,794	94.5	1,348	71.3	1,605	92.7	1,286	73.5
45～49 歳	1,805	94.0	1,287	73.8	1,833	92.8	1,456	74.8
50～54 歳	1,236	93.7	993	67.5	1,830	91.8	1,283	70.0
55～59 歳	1,229	89.1	951	56.2	1,186	87.7	941	59.8
60～64 歳	1,211	71.8	928	42.8	960	65.2	691	39.0
<b>小計</b>	<b>11,796</b>	<b>78.6</b>	<b>9,058</b>	<b>56.5</b>	<b>11,877</b>	<b>78.3</b>	<b>9,402</b>	<b>58.5</b>
65～69 歳	1,035	60.5	691	31.9	862	52.2	591	27.7
70～74 歳	640	48.6	425	20.8	618	39.8	355	17.0
75～79 歳	311	33.7	162	10.3	268	25.1	152	8.1
80～84 歳	116	18.1	46	3.9	105	15.4	35	2.6
85 歳以上	24	6.9	6	0.7	28	5.7	9	0.7
<b>小計</b>	<b>2,126</b>	<b>43.0</b>	<b>1,330</b>	<b>16.9</b>	<b>1,881</b>	<b>34.6</b>	<b>1,142</b>	<b>13.1</b>
<b>男女別合計</b>	<b>13,922</b>	<b>69.8</b>	<b>10,388</b>	<b>43.5</b>	<b>13,758</b>	<b>66.7</b>	<b>10,544</b>	<b>42.6</b>

単位：人、% 参考資料：国勢調査

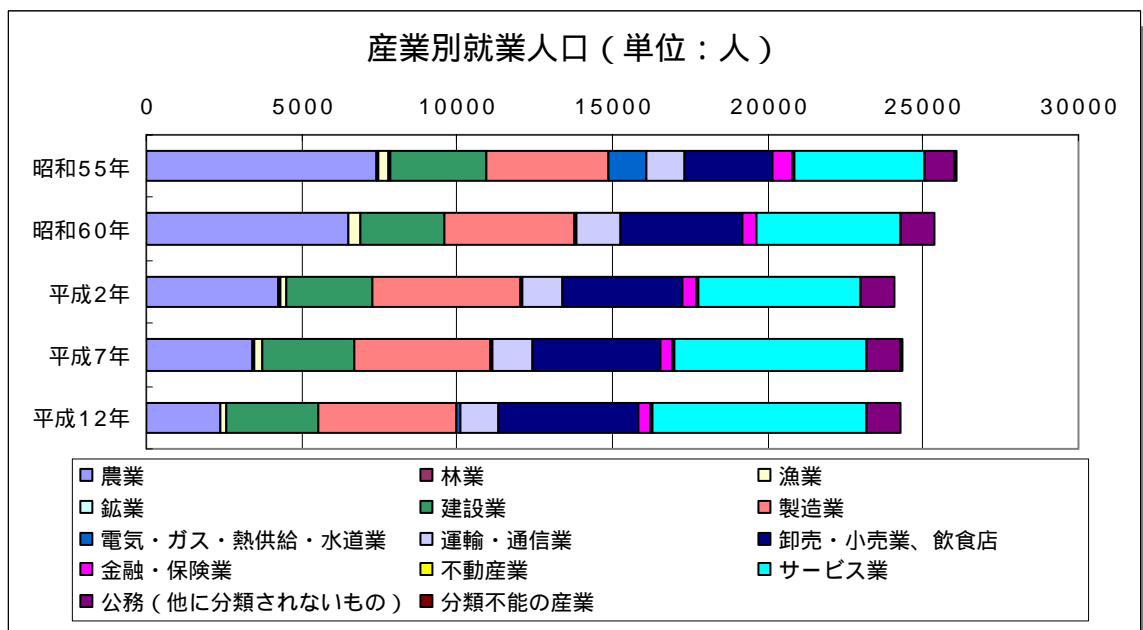
数値は旧 4 町の合計値

(10) 産業別就業者数

本市における産業別就業者数の推移を以下に示します。

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
農業	7,404	6,479	4,233	3,435	2,351
林業	46	49	77	24	35
漁業	358	343	199	245	165
鉱業	22	21	20	26	13
建設業	3,145	2,689	2,749	2,949	3,000
製造業	3,928	4,207	4,779	4,384	4,431
電気・ガス・熱供給・水道業	1,204	73	73	105	97
運輸・通信業	1,207	1,386	1,276	1,227	1,254
卸売・小売業、飲食店	2,820	3,952	3,875	4,121	4,461
金融・保険業	667	412	406	404	385
不動産業	51	46	51	48	78
サービス業	4,167	4,583	5,231	6,197	6,888
公務（他に分類されないもの）	1,010	1,108	1,083	1,122	1,138
分類不能の産業	13	11	10	23	6
総数	25,324	24,901	23,605	23,858	23,839

参考資料：国勢調査 単位：人  
旧4町それぞれ合計値を表示



参考資料：国勢調査

(11) ひとり親家庭の状況

本市における母子及び父子世帯数の推移を示します。

= 母子寡婦及び父子世帯の推移 =

平成13年		平成14年		平成15年	
母子世帯	父子世帯	母子世帯	父子世帯	母子世帯	父子世帯
390	66	388	67	422	78

平成16年	
母子世帯	父子世帯
453	71

単位：世帯 各年7月1日現在 参考資料：管内福祉の概要

母子寡婦及び父子世帯の定義

母子世帯：父のない児童が、母によって養育されている世帯

父子世帯：母のない児童が、父によって養育されている世帯

寡婦世帯：配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を養育したことがある者

用語の定義

世帯：住居と生計をともにしている人々の集まりをいう。

児童：満20歳未満の者で未婚の者をいう。

児童の養育：児童を監護し、かつ、その生計を維持することをいう。

なお、鹿児島県では、配偶者のない女子で、20歳未満の児童を扶養している者又は寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉の増進を図るため、必要な資金の貸付（母子寡婦福祉資金貸付事業）を行っています。

以下に、本市における貸付状況を示します。

= 母子寡婦福祉資金貸付状況（本市分） =

平成12年			平成13年			平成14年			平成15年		
新規	継続	金額	新規	継続	金額	新規	継続	金額	新規	継続	金額
15	11	8,988	6	5	8,566	13	9	8,369	6	6	6,092

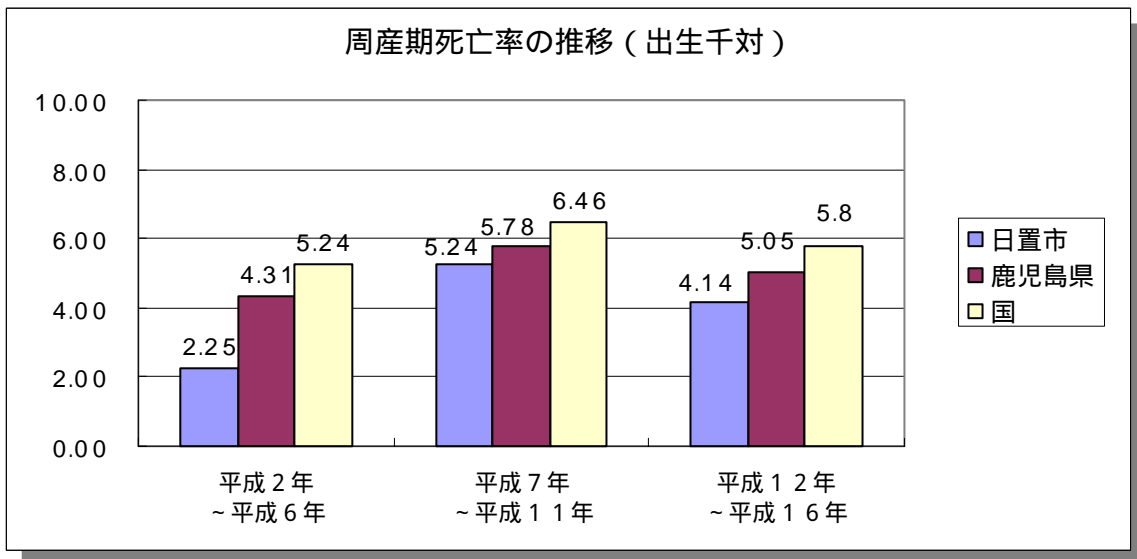
単位：(千円) 参考資料：管内福祉の概要



(12) 周産期死亡、新生児死亡、乳児死亡の割合

周産期死亡率

本市における近年の周産期死亡率の推移を示します。

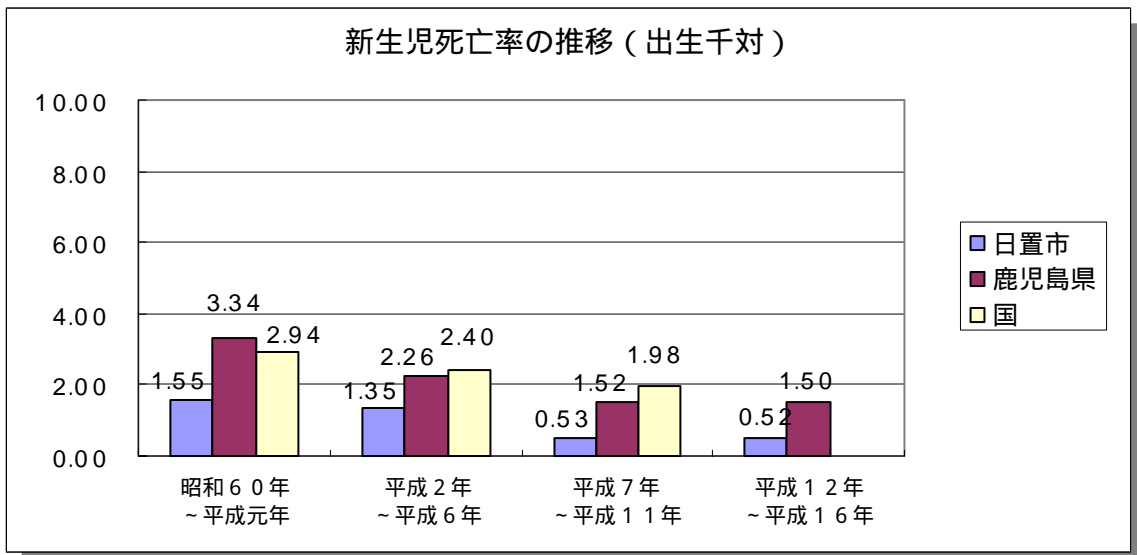


参考資料：衛生統計年報

国、県は平成 12 年 ~ 平成 15 年

新生児死亡率

本市における近年の新生児死亡率の推移を示します。



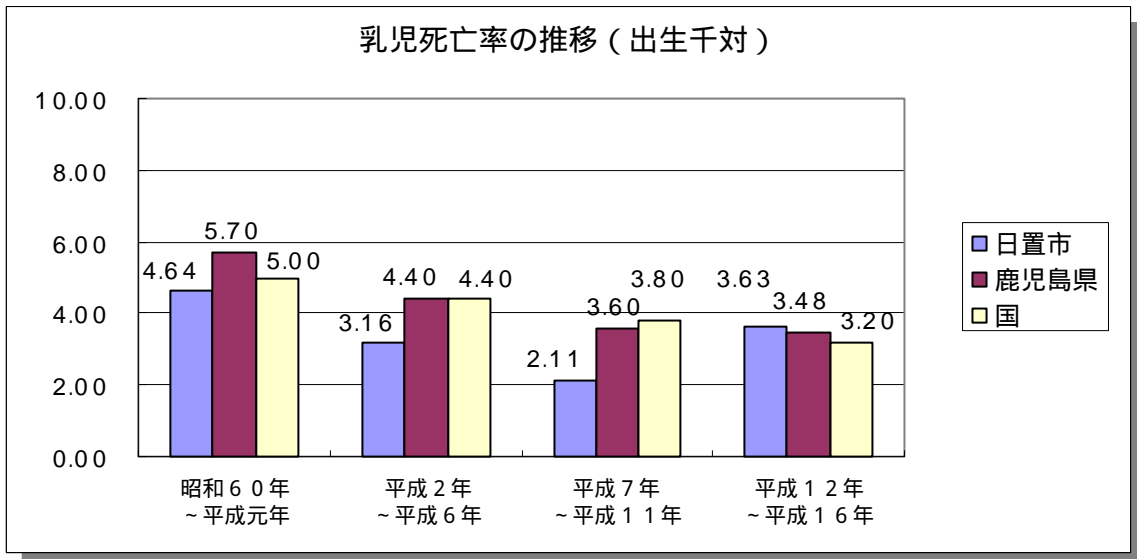
参考資料：衛生統計年報

県は平成 12 年 ~ 平成 15 年

国は平成 12 年 ~ 平成 16 年は未発表

## 乳児死亡率

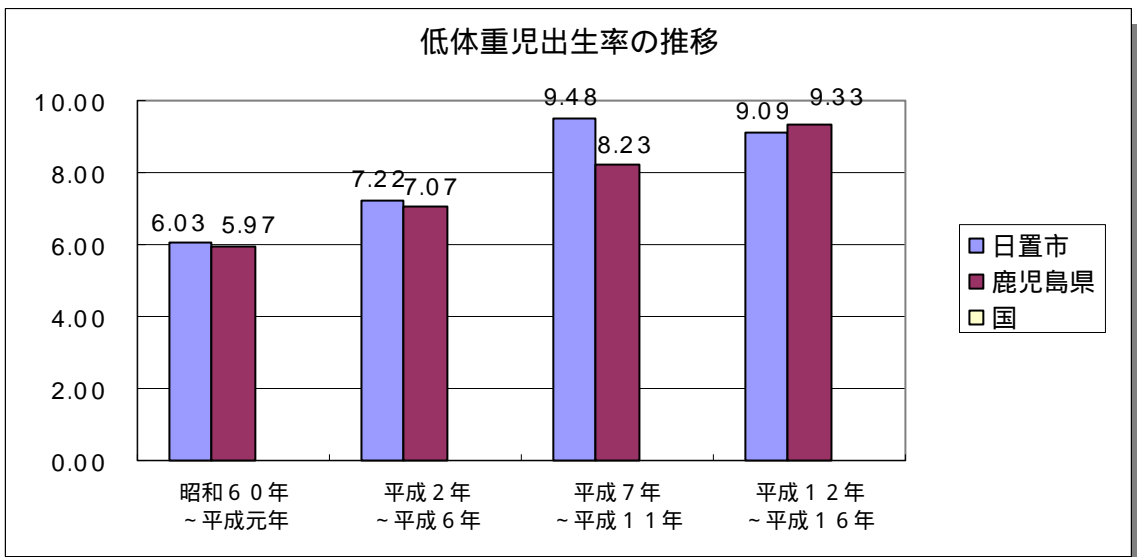
本市における近年の乳児死亡率の推移を示します。



参考資料：衛生統計年報  
国、県は平成12年～平成15年

## (13) 低出生体重児の出生割合

本市における低出生体重児の出生割合の推移を示します。



参考資料：衛生統計年報  
国、県は平成12年～平成15年

(14) 次世代育成支援に関するニーズ調査による本市の子育てをめぐる現状  
本市では、旧4町内に居住する就学前児童及び小学校児童の保護者を  
対象に、子育て支援に関するニーズ調査を実施しました。

#### 調査概要

調査対象者数及び有効回収数(率)

調査対象者数及び有効回収数(率)は以下の通りです。

		旧伊集院町	旧吹上町	旧日吉町	旧東市来町	総数
対象者数	就学前児童	623人	251人	161人	355人	1,390人
	小学生	1,215人	259人	177人	367人	2,018人
有効回答数	就学前児童	471件	131件	118件	332件	1,052件
	小学生	1,051件	136件	145件	342件	1,674件
有効回答率	就学前児童	75.6%	52.2%	73.3%	93.5%	75.7%
	小学生	86.5%	52.5%	81.9%	93.2%	83.0%

#### 調査期間

調査期間は以下の通りです。

	調査期間
旧伊集院町	平成16年1月15日(木)～平成16年1月29日(木)
旧吹上町	平成16年1月15日(木)～平成16年1月27日(火)
旧日吉町	就学前児童：平成16年1月15日(木)～平成16年1月29日(木) 小学校児童：平成16年1月15日(木)～平成16年1月23日(金)
旧東市来町	平成16年1月20日(火)～平成16年1月30日(金)

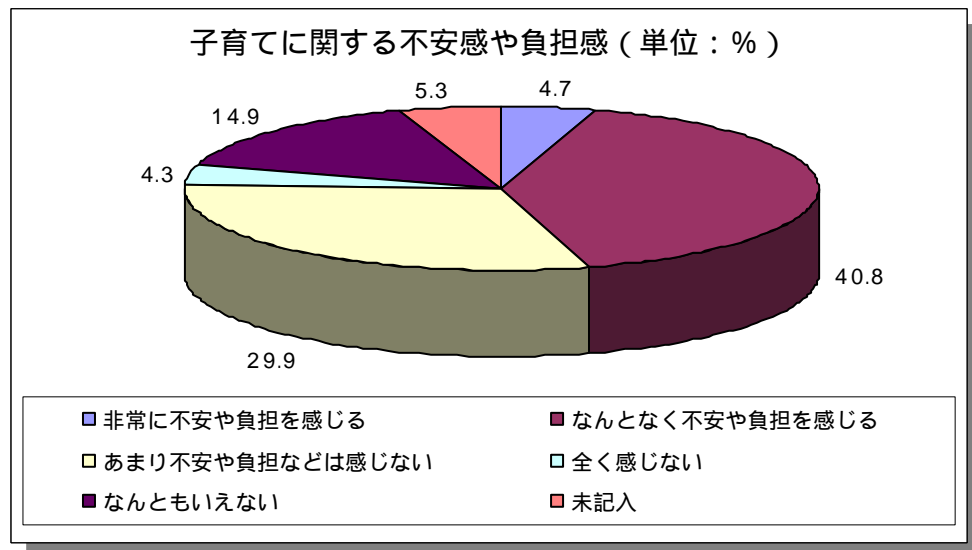
子育てに関する悩みや不安感、仕事と子育てを両立する上で大変なこと  
など、次のような調査結果がでています。

### 子育てに関する不安や負担感

就学前児童の保護者において、子育てに関して不安や負担感を感じるかという問いに対し、以下のような調査結果がでています。

「非常に不安や負担を感じる」、若しくは「なんとなく不安や負担を感じる」と回答した方を合わせると約 46%の方が何らかの不安や負担を感じています。

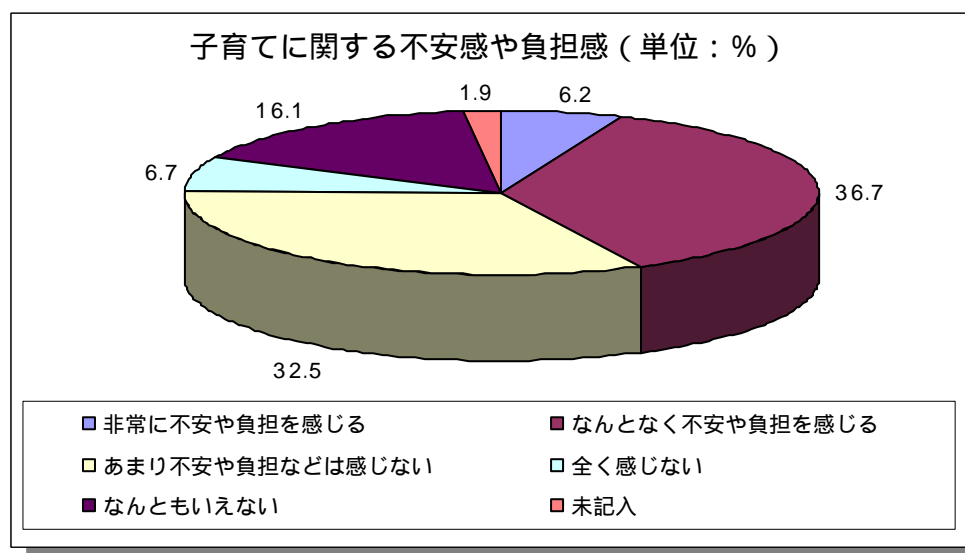
	日置市		旧伊集院町		旧吹上町		旧日吉町		旧東市来町	
	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)
非常に不安や負担を感じる	50	4.7	26	5.5	4	3.1	8	6.8	12	3.6
なんとなく不安や負担を感じる	429	40.8	203	43.1	42	32.1	50	42.4	134	40.4
あまり不安や負担などは感じない	315	29.9	158	33.5	22	16.8	34	28.8	101	30.4
全く感じない	45	4.3	19	4.0	8	6.1	3	2.5	15	4.5
なんともいえない	157	14.9	59	12.5	14	10.7	19	16.1	65	19.6
未記入	56	5.3	6	1.3	41	31.3	4	3.4	5	1.5
調査数	1,052	100.0	471	100.0	131	100.0	118	100.0	332	100.0



小学校児童の保護者において、子育てに関して不安や負担を感じるかという問いに対し、以下のような調査結果がでています。

「非常に不安や負担を感じる」、若しくは「なんとなく不安や負担を感じる」と回答した方を合わせると約 43%の方が何らかの不安や負担を感じています。

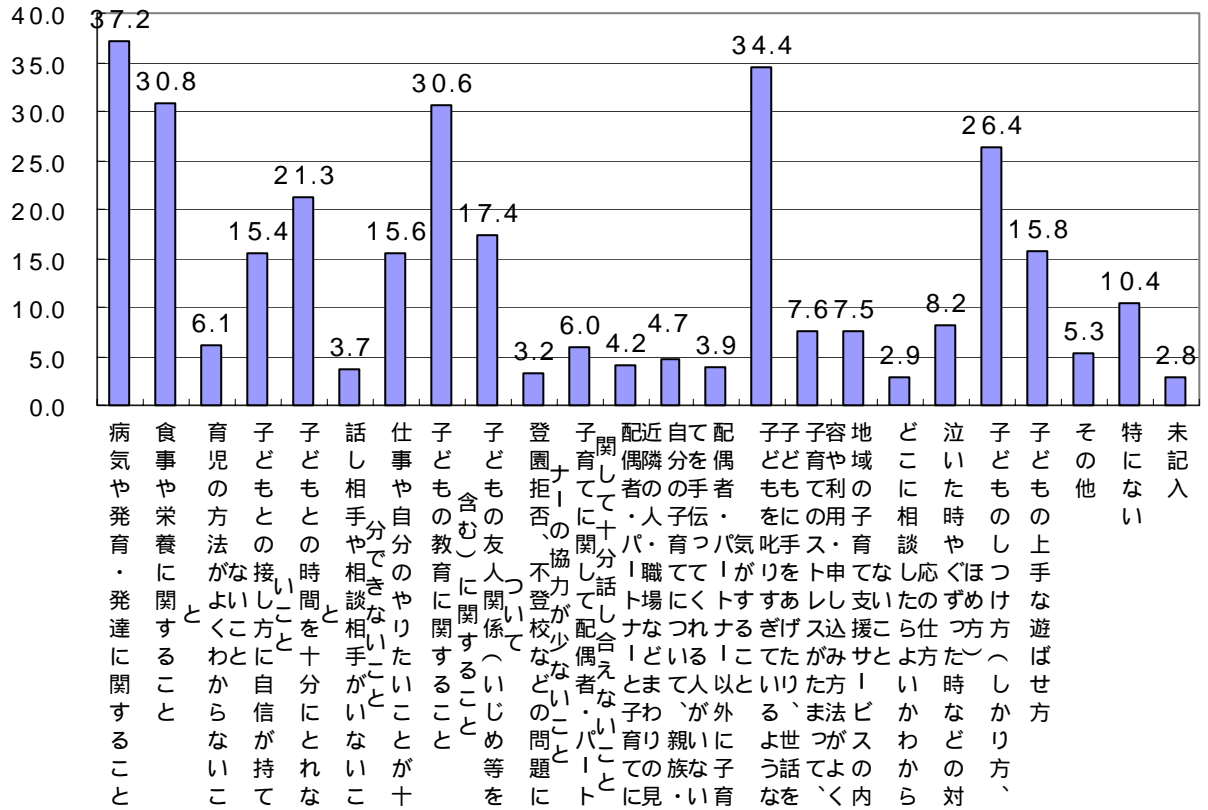
	日置市		旧伊集院町		旧吹上町		旧日吉町		旧東市来町	
	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)
非常に不安や負担を感じる	103	6.2	69	6.6	7	5.1	9	6.2	18	5.3
なんとなく不安や負担を感じる	614	36.7	395	37.6	47	34.6	54	37.2	118	34.5
あまり不安や負担などは感じない	544	32.5	331	31.5	41	30.1	52	35.9	120	35.1
全く感じない	113	6.7	71	6.8	9	6.6	7	4.8	26	7.6
なんともいえない	269	16.1	171	16.3	23	16.9	20	13.8	55	16.1
未記入	31	1.9	14	1.3	9	6.6	3	2.1	5	1.5
調査数	1,674	100.0	1,051	100.0	136	100.0	145	100.0	342	100.0



なお、就学前児童の保護者において、子育てに関して日常悩んでいること、または気になることで最も多かったのは、「病気や発育・発達に関すること」となっています。次いで、「子どもを叱りすぎているような気がする」と、「食事や栄養に関すること」の順になっています。

	日置市		旧伊集院町		旧吹上町		旧日吉町		旧東市来町	
	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)
病気や発育・発達に関すること	391	37.2	169	35.9	51	38.9	45	38.1	126	38.0
食事や栄養に関すること	324	30.8	145	30.8	37	28.2	47	39.8	95	28.6
育児の方法がよくわからないこと	64	6.1	35	7.4	6	4.6	9	7.6	14	4.2
子どもとの接し方に自信が持てないこと	162	15.4	65	13.8	26	19.8	14	11.9	57	17.2
子どもとの時間を十分にとれないこと	224	21.3	99	21.0	29	22.1	20	16.9	76	22.9
話し相手や相談相手がいないこと	39	3.7	27	5.7			12	10.2		
仕事や自分のやりたいことが十分できないこと	164	15.6	139	29.5			25	21.2		
子どもの教育に関すること	322	30.6	127	27.0	47	35.9	39	33.1	109	32.8
子どもの友人関係(いじめ等を含む)に関すること	183	17.4	64	13.6	37	28.2	20	16.9	62	18.7
登園拒否、不登校などの問題について	34	3.2	12	2.5	7	5.3	7	5.9	8	2.4
子育てに関して配偶者・パートナーの協力が少ないこと	63	6.0	49	10.4			14	11.9		
配偶者・パートナーと子育てに関して十分話し合えないこと	44	4.2	34	7.2			10	8.5		
自分の子育てについて、親族・近隣の人・職場などまわりの見る目が気になること	49	4.7	39	8.3			10	8.5		
配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	41	3.9	31	6.6			10	8.5		
子どもを叱りすぎているような気がする	362	34.4	174	36.9	42	32.1	38	32.2	108	32.5
子育てのストレスがたまって、子どもに手をあげたり、世話をしなかつたりしてしまうこと	80	7.6	38	8.1	11	8.4	10	8.5	21	6.3
地域の子育て支援サービスの内容や利用・申し込み方法がよくわからないこと	79	7.5	64	13.6			15	12.7		
どこに相談したらよいかわからないこと	31	2.9	23	4.9			8	6.8		
泣いた時やぐずった時などの対応の仕方	86	8.2	70	14.9			16	13.6		
子どものしつけ方(しかり方、ほめ方)	278	26.4	219	46.5			59	50.0		
子どもの上手な遊ばせ方	166	15.8	140	29.7			26	22.0		
その他	56	5.3	28	5.9	2	1.5	3	2.5	23	6.9
特になし	109	10.4	34	7.2	16	12.2	13	11.0	46	13.9
未記入	30	2.8	7	1.5	14	10.7	2	1.7	7	2.1
調査数	1,052	-	471	-	131	-	118	-	332	-

子育てに関して日常悩んでいること、または気になること  
(単位：%)

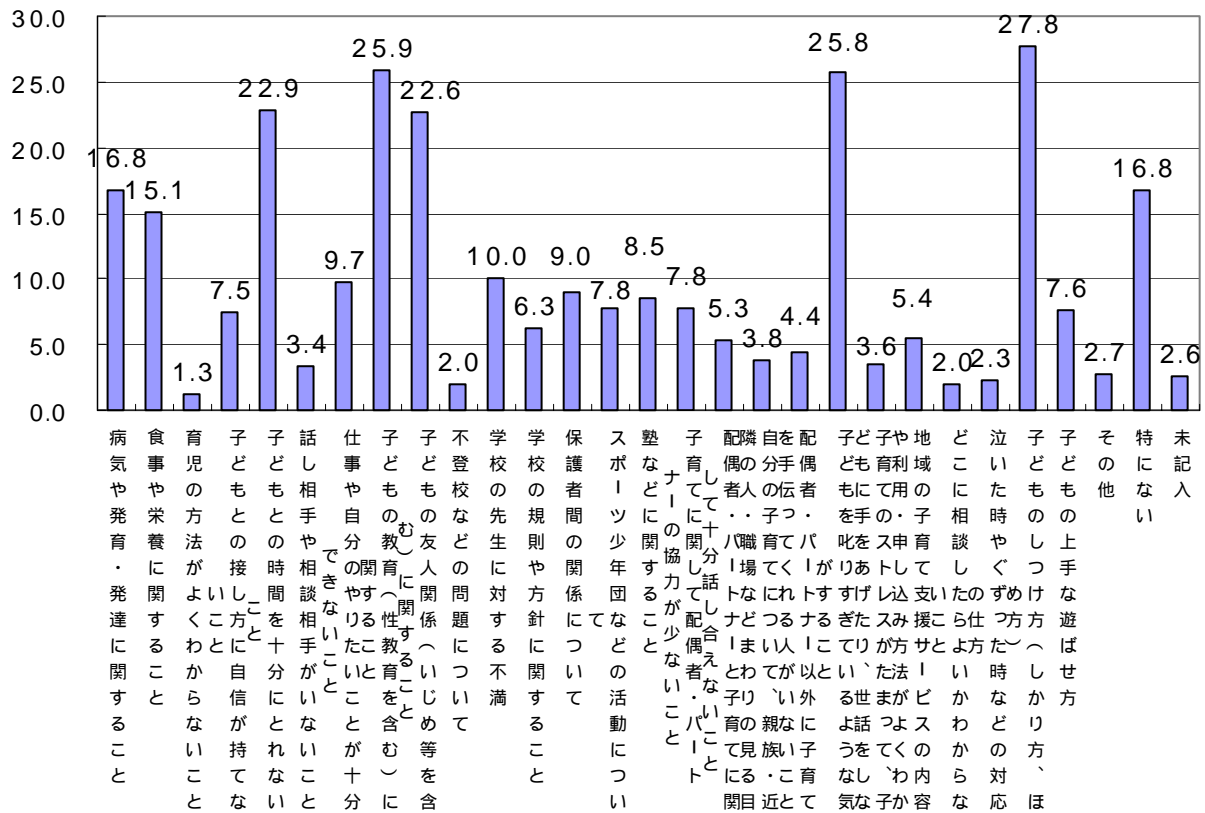


また、小学校児童の保護者において、子育てに関して日常悩んでいること、または気になることで最も多かったのは、「子どものしつけ方（しかり方、ほめ方）」となっています。次いで、「子どもの教育（性教育を含む）に関すること」、「子どもを叱りすぎているような気がする」との順になっています。

	日置市		旧伊集院町		旧吹上町		旧日吉町		旧東市来町	
	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)
病気や発育・発達に関すること	281	16.8	185	17.6	21	15.4	23	15.9	52	15.2
食事や栄養に関すること	253	15.1	152	14.5	19	14.0	24	16.6	58	17.0
育児の方法がよくわからないこと	21	1.3	17	1.6	0	0.0	1	0.7	3	0.9
子どもとの接し方に自信が持てないこと	126	7.5	86	8.2	7	5.1	10	6.9	23	6.7
子どもとの時間を十分にとれないこと	383	22.9	221	21.0	34	25.0	42	29.0	86	25.1
話し相手や相談相手がいないこと	57	3.4	36	3.4	7	5.1	5	3.4	9	2.6
仕事や自分のやりたいことが十分できないこと	163	9.7	102	9.7	16	11.8	18	12.4	27	7.9
子どもの教育（性教育を含む）に関すること	433	25.9	286	27.2	39	28.7	31	21.4	77	22.5
子どもの友人関係（いじめ等を含む）に関すること	379	22.6	260	24.7	24	17.6	29	20.0	66	19.3
不登校などの問題について	33	2.0	15	1.4	6	4.4	3	2.1	9	2.6
学校の先生に対する不満	168	10.0	105	10.0	25	18.4	9	6.2	29	8.5
学校の規則や方針に関すること	105	6.3	87	8.3	8	5.9	3	2.1	7	2.0
保護者間の関係について	150	9.0	103	9.8	7	5.1	11	7.6	29	8.5
スポーツ少年団などの活動について	131	7.8	80	7.6	6	4.4	14	9.7	31	9.1
塾などに関すること	142	8.5	95	9.0	7	5.1	15	10.3	25	7.3
子育てに関して配偶者・パートナーの協力が少ないこと	131	7.8	89	8.5	8	5.9	11	7.6	23	6.7
配偶者・パートナーと子育てに関して十分話し合えないこと	88	5.3	60	5.7	5	3.7	6	4.1	17	5.0
自分の子育てについて、親族・近隣の人・職場などまわりの見目が気になること	64	3.8	44	4.2	4	2.9	10	6.9	6	1.8
配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	74	4.4	53	5.0	6	4.4	7	4.8	8	2.3
子どもを叱りすぎているような気がする	432	25.8	278	26.5	33	24.3	42	29.0	79	23.1
子育てのストレスがたまって、子どもに手をあげたり、世話をしなかつたりしてしまうこと	60	3.6	41	3.9	3	2.2	9	6.2	7	2.0
地域の子育て支援サービスの内容や利用・申し込み方法がよくわからないこと	91	5.4	58	5.5	9	6.6	9	6.2	15	4.4
どこに相談したらよいかわからないこと	33	2.0	21	2.0	5	3.7	2	1.4	5	1.5
泣いた時やぐずった時などの対応の仕方	38	2.3	29	2.8	1	0.7	6	4.1	2	0.6
子どものしつけ方（しかり方、ほめ方）	465	27.8	302	28.7	30	22.1	44	30.3	89	26.0
子どもの上手な遊ばせ方	128	7.6	87	8.3	6	4.4	9	6.2	26	7.6
その他	46	2.7	24	2.3	6	4.4	7	4.8	9	2.6
特になし	281	16.8	167	15.9	27	19.9	26	17.9	61	17.8
未記入	43	2.6	23	2.2	3	2.2	5	3.4	12	3.5
調査数	1,674	-	1,051	-	136	-	145	-	342	-



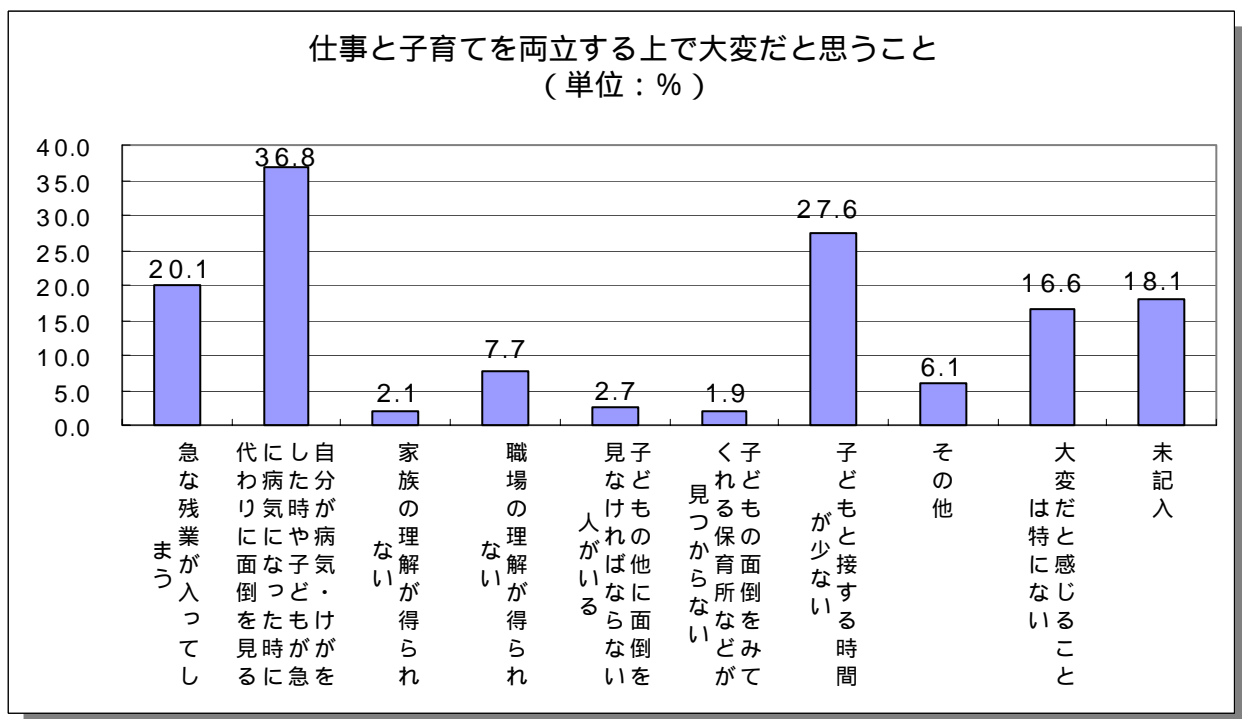
子育てに関して日常悩んでいること、または気になること  
(単位：%)



仕事と子育てを両立する上で大変なこと

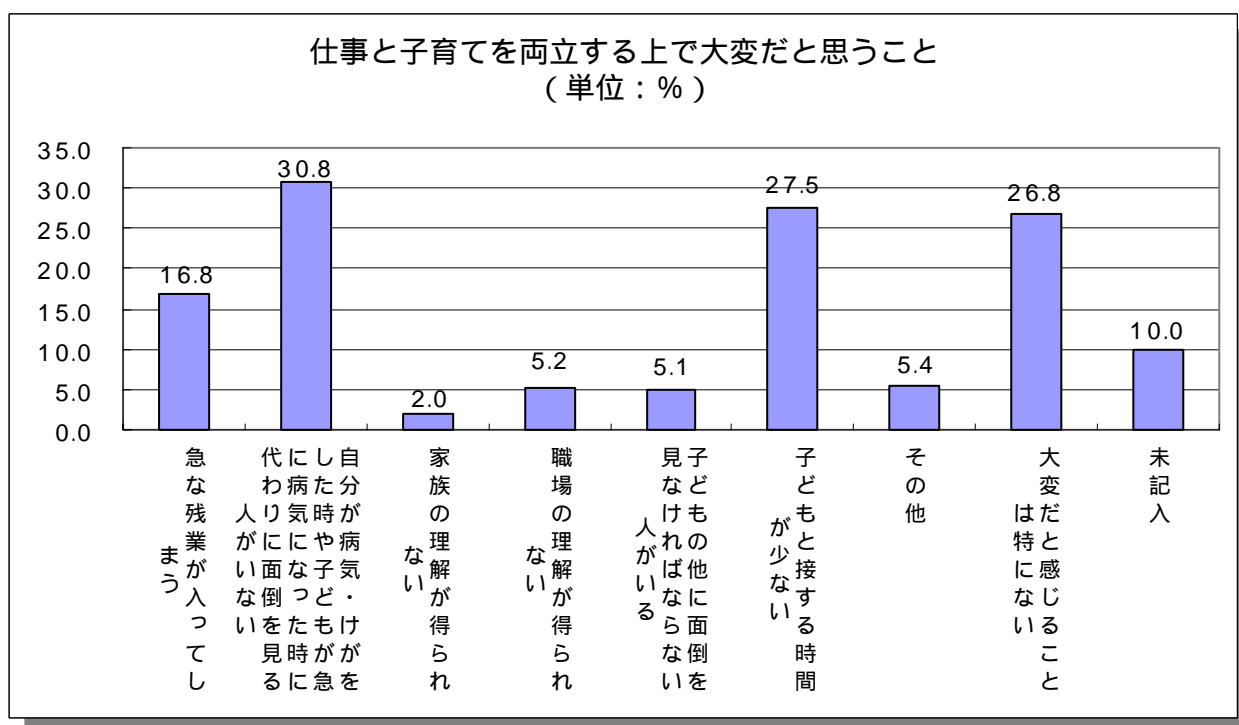
就学前児童の保護者において、仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることで最も多かったのは、「自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒を見る人がいない」となっています。次いで、「子どもと接する時間が少ない」、「急な残業が入ってしまう」となっています。

	日置市		旧伊集院町		旧吹上町		旧日吉町		旧東市来町	
	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)
急な残業が入ってしまう	211	20.1	83	17.6	31	23.7	23	19.5	74	22.3
自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に 代わりに面倒を見る人がいない	387	36.8	186	39.5	53	40.5	40	33.9	108	32.5
家族の理解が得られない	22	2.1	8	1.7	1	0.8	3	2.5	10	3.0
職場の理解が得られない	81	7.7	35	7.4	10	7.6	5	4.2	31	9.3
子どもの他に面倒を見なければならぬ人がいる	28	2.7	7	1.5	3	2.3	3	2.5	15	4.5
子どもの面倒をみってくれる保育所などが見つからない	20	1.9	11	2.3	1	0.8	4	3.4	4	1.2
子どもと接する時間が少ない	290	27.6	122	25.9	37	28.2	35	29.7	96	28.9
その他	64	6.1	30	6.4	4	3.1	9	7.6	21	6.3
大変だと感じることは特にない	175	16.6	77	16.3	14	10.7	18	15.3	66	19.9
未記入	190	18.1	83	17.6	32	24.4	23	19.5	52	15.7
調査数	1,052	-	471	-	131	-	118	-	332	-



小学校児童の保護者において、仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることで最も多かったのは、「自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒を見る人がいない」となっています。次いで、「子どもと接する時間が少ない」、「大変だと感じることは特にない」となっています。

	日置市		旧伊集院町		旧吹上町		旧日吉町		旧東市来町	
	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)
急な残業が入ってしまう	281	16.8	174	16.6	13	9.6	21	14.5	73	21.3
自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に 代わりに面倒を見る人がいない	515	30.8	353	33.6	43	31.6	34	23.4	85	24.9
家族の理解が得られない	33	2.0	17	1.6	3	2.2	4	2.8	9	2.6
職場の理解が得られない	87	5.2	62	5.9	3	2.2	2	1.4	20	5.8
子どもの他に面倒を見なければならない人がいる	85	5.1	49	4.7	10	7.4	5	3.4	21	6.1
子どもと接する時間が少ない	461	27.5	283	26.9	39	28.7	54	37.2	85	24.9
その他	90	5.4	47	4.5	7	5.1	12	8.3	24	7.0
大変だと感じることは特にない	448	26.8	269	25.6	43	31.6	40	27.6	96	28.1
未記入	167	10.0	115	10.9	12	8.8	7	4.8	33	9.6
調査数	1,674	-	1,051	-	136	-	145	-	342	-

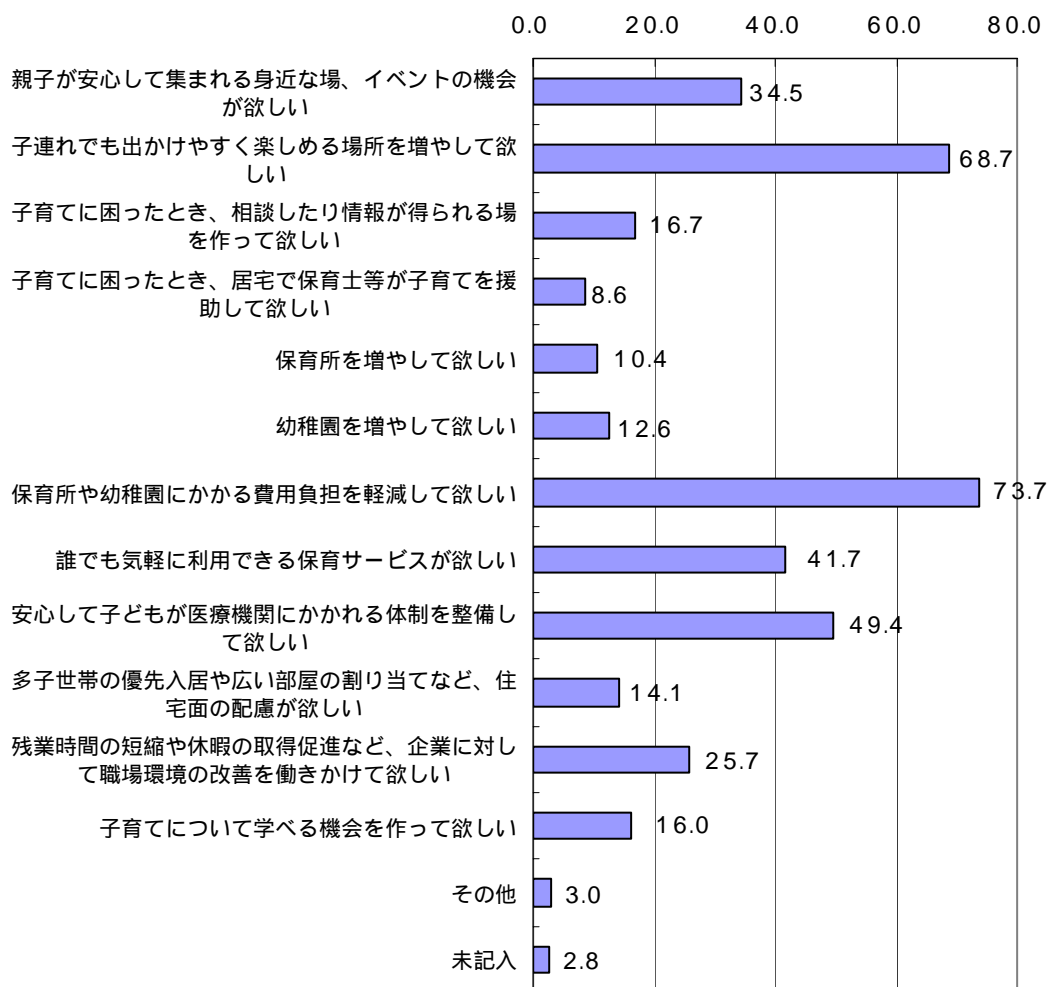


## 行政に対して希望する子育て支援策の充実

就学前児童の保護者において、行政に対して希望する子育ての支援の充実は何かという問いに対し、最も多かったのは、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」となっています。次いで、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」となっています。

	日置市		旧伊集院町		旧吹上町		旧日吉町		旧東市来町	
	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)
親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい	363	34.5	179	38.0	35	26.7	35	29.7	114	34.3
子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい	723	68.7	342	72.6	78	59.5	72	61.0	231	69.6
子育てに困ったとき、相談したり情報が得られる場を作って欲しい	176	16.7	77	16.3	24	18.3	25	21.2	50	15.1
子育てに困ったとき、居宅で保育士等が子育てを援助して欲しい	91	8.6	42	8.9	10	7.6	10	8.5	29	8.7
保育所を増やして欲しい	110	10.4	60	12.7	14	10.7	15	12.7	21	6.3
幼稚園を増やして欲しい	132	12.6	53	11.3	16	12.2	9	7.6	54	16.3
保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい	775	73.7	376	79.8	82	62.6	79	66.9	238	71.7
誰でも気軽に利用できる保育サービスが欲しい	439	41.7	219	46.5	47	35.9	49	41.5	124	37.3
安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい	520	49.4	225	47.8	75	57.3	64	54.2	156	47.0
多子世帯の優先入居や広い部屋の割り当てなど、住宅面の配慮が欲しい	148	14.1	67	14.2	20	15.3	14	11.9	47	14.2
残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい	270	25.7	136	28.9	34	26.0	24	20.3	76	22.9
子育てについて学べる機会を作って欲しい	169	16.0	83	17.6	25	19.1	21	17.8	40	12.0
その他	32	3.0	16	3.4	1	0.8	3	2.5	12	3.6
未記入	29	2.8	10	2.1	8	6.1	0	0.0	11	3.3
調査数	1,052	-	471	-	131	-	118	-	332	-

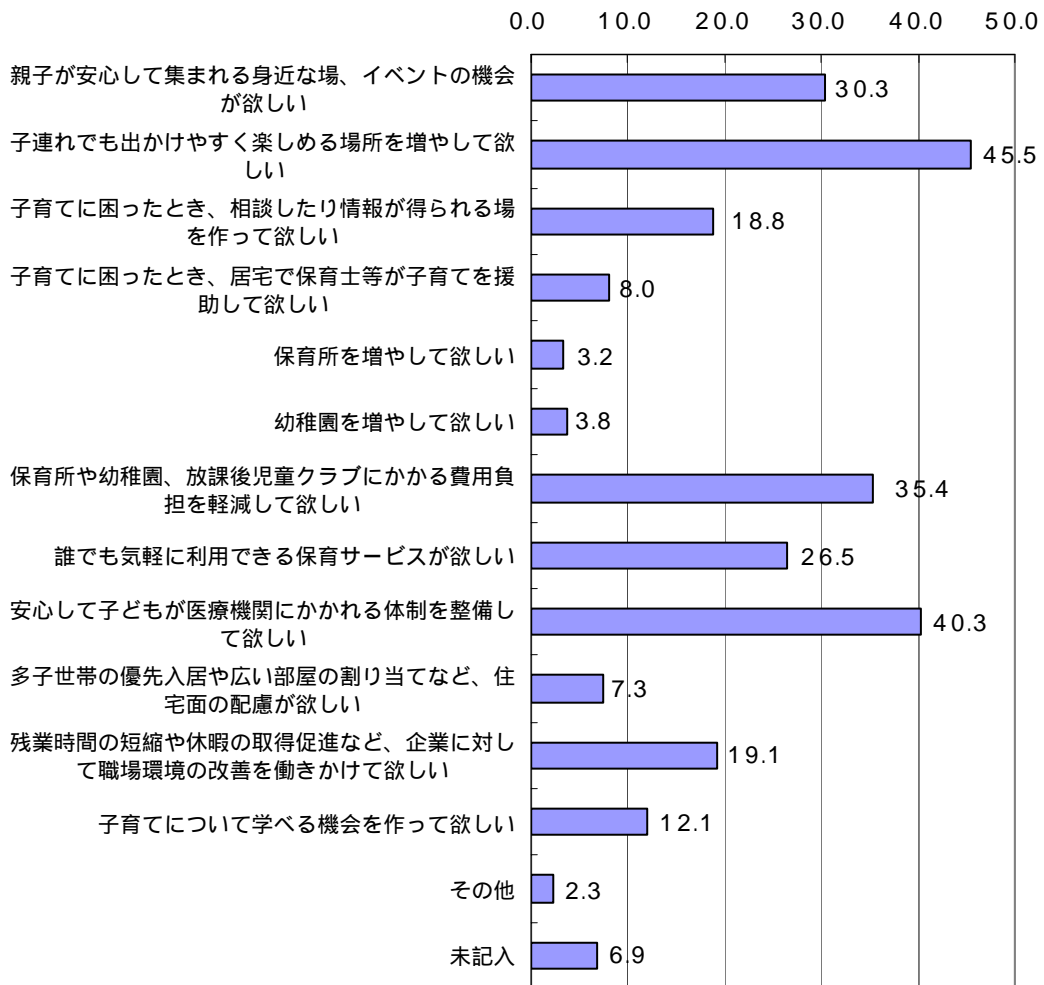
### 行政に対して希望する子育て支援策（単位：％）



小学校児童の保護者において、行政に対して希望する子育ての支援の充実は何かという問いに対し、最も多かったのは、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」となっています。次いで、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」、「保育所や幼稚園、放課後児童クラブにかかる費用負担を軽減して欲しい」の順になっています。

	日置市		旧伊集院町		旧吹上町		旧日吉町		旧東市来町	
	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)
親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい	508	30.3	325	30.9	29	21.3	40	27.6	114	33.3
子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい	761	45.5	490	46.6	53	39.0	56	38.6	162	47.4
子育てに困ったとき、相談したり情報が得られる場を作って欲しい	315	18.8	207	19.7	20	14.7	33	22.8	55	16.1
子育てに困ったとき、居宅で保育士等が子育てを援助して欲しい	134	8.0	86	8.2	6	4.4	7	4.8	35	10.2
保育所を増やして欲しい	54	3.2	36	3.4	6	4.4	4	2.8	8	2.3
幼稚園を増やして欲しい	63	3.8	35	3.3	2	1.5	5	3.4	21	6.1
保育所や幼稚園、放課後児童クラブにかかる費用負担を軽減して欲しい	593	35.4	404	38.4	42	30.9	52	35.9	95	27.8
誰でも気軽に利用できる保育サービスが欲しい	444	26.5	293	27.9	30	22.1	30	20.7	91	26.6
安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい	675	40.3	413	39.3	64	47.1	58	40.0	140	40.9
多子世帯の優先入居や広い部屋の割り当てなど、住宅面の配慮が欲しい	123	7.3	63	6.0	14	10.3	13	9.0	33	9.6
残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい	320	19.1	197	18.7	28	20.6	28	19.3	67	19.6
子育てについて学べる機会を作って欲しい	202	12.1	125	11.9	11	8.1	20	13.8	46	13.5
その他	38	2.3	27	2.6	3	2.2	0	0.0	8	2.3
未記入	115	6.9	65	6.2	11	8.1	11	7.6	28	8.2
調査数	1,674	-	1,051	-	136	-	145	-	342	-

### 行政に対して希望する子育て支援策（単位：％）



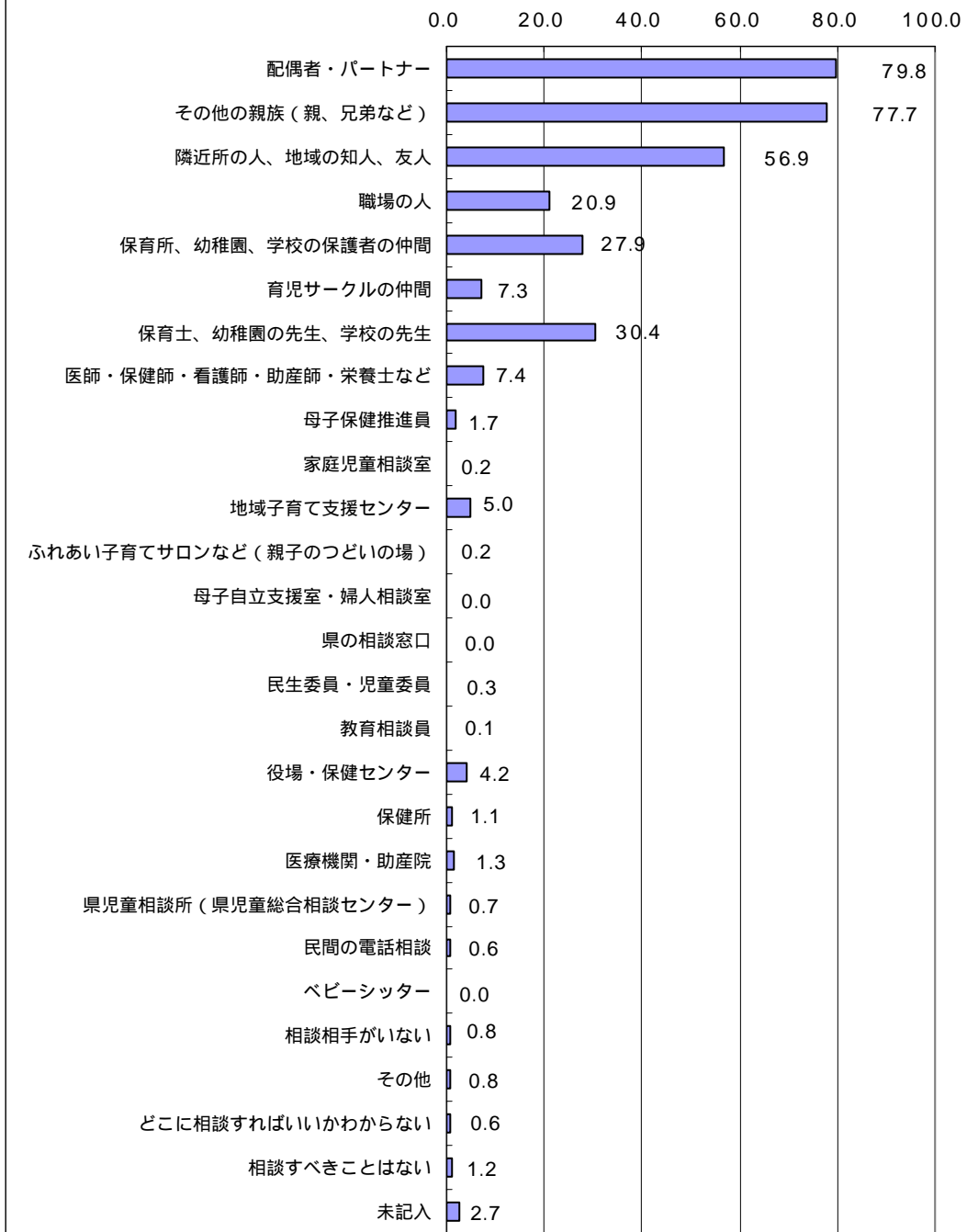
## 子育てに関する悩みや不安の相談相手

就学前児童の保護者において、子育てに関する悩みや不安を誰に相談するかという問いに対し、最も多かったのは、「配偶者・パートナー」となっています。次いで、「その他の親族（親、兄弟など）」、「隣近所の人、地域の知人、友人」の順になっています。

	日置市		旧伊集院町		旧吹上町		旧日吉町		旧東市来町	
	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)
配偶者・パートナー	840	79.8	389	82.6	103	78.6	96	81.4	252	75.9
その他の親族（親、兄弟など）	817	77.7	393	83.4	95	72.5	89	75.4	240	72.3
隣近所の人、地域の知人、友人	599	56.9	292	62.0	71	54.2	57	48.3	179	53.9
職場の人	220	20.9	102	21.7	24	18.3	26	22.0	68	20.5
保育所、幼稚園、学校の保護者の仲間	294	27.9	117	24.8	36	27.5	37	31.4	104	31.3
育児サークルの仲間	77	7.3	43	9.1	5	3.8	7	5.9	22	6.6
保育士、幼稚園の先生、学校の先生	320	30.4	136	28.9	39	29.8	31	26.3	114	34.3
医師・保健師・看護師・助産師・栄養士など	78	7.4	27	5.7	15	11.5	9	7.6	27	8.1
母子保健推進員	18	1.7	10	2.1	2	1.5	0	0.0	6	1.8
家庭児童相談室	2	0.2	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	0.3
地域子育て支援センター	53	5.0	32	6.8	0	0.0	2	1.7	19	5.7
ふれあい子育てサロンなど（親子のつどいの場）	2	0.2	0	0.0	2	1.5	0	0.0	0	0.0
母子自立支援室・婦人相談室	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
県の相談窓口	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
民生委員・児童委員	3	0.3	0	0.0	0	0.0	1	0.8	2	0.6
教育相談員	1	0.1	1	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0
役場・保健センター	44	4.2	9	1.9	17	13.0	4	3.4	14	4.2
保健所	12	1.1	5	1.1	2	1.5	1	0.8	4	1.2
医療機関・助産院	14	1.3	6	1.3	3	2.3	2	1.7	3	0.9
県児童相談所（県児童総合相談センター）	7	0.7	3	0.6	1	0.8	2	1.7	1	0.3
民間の電話相談	6	0.6	4	0.8	0	0.0	1	0.8	1	0.3
ベビーシッター	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
相談相手がない	8	0.8	3	0.6	1	0.8	3	2.5	1	0.3
その他	8	0.8	2	0.4	1	0.8	2	1.7	3	0.9
どこに相談すればいいかわからない	6	0.6	4	0.8	1	0.8	1	0.8	0	0.0
相談すべきことはない	13	1.2	3	0.6	0	0.0	2	1.7	8	2.4
未記入	28	2.7	6	1.3	8	6.1	2	1.7	12	3.6
調査数	1,052	-	471	-	131	-	118	-	332	-



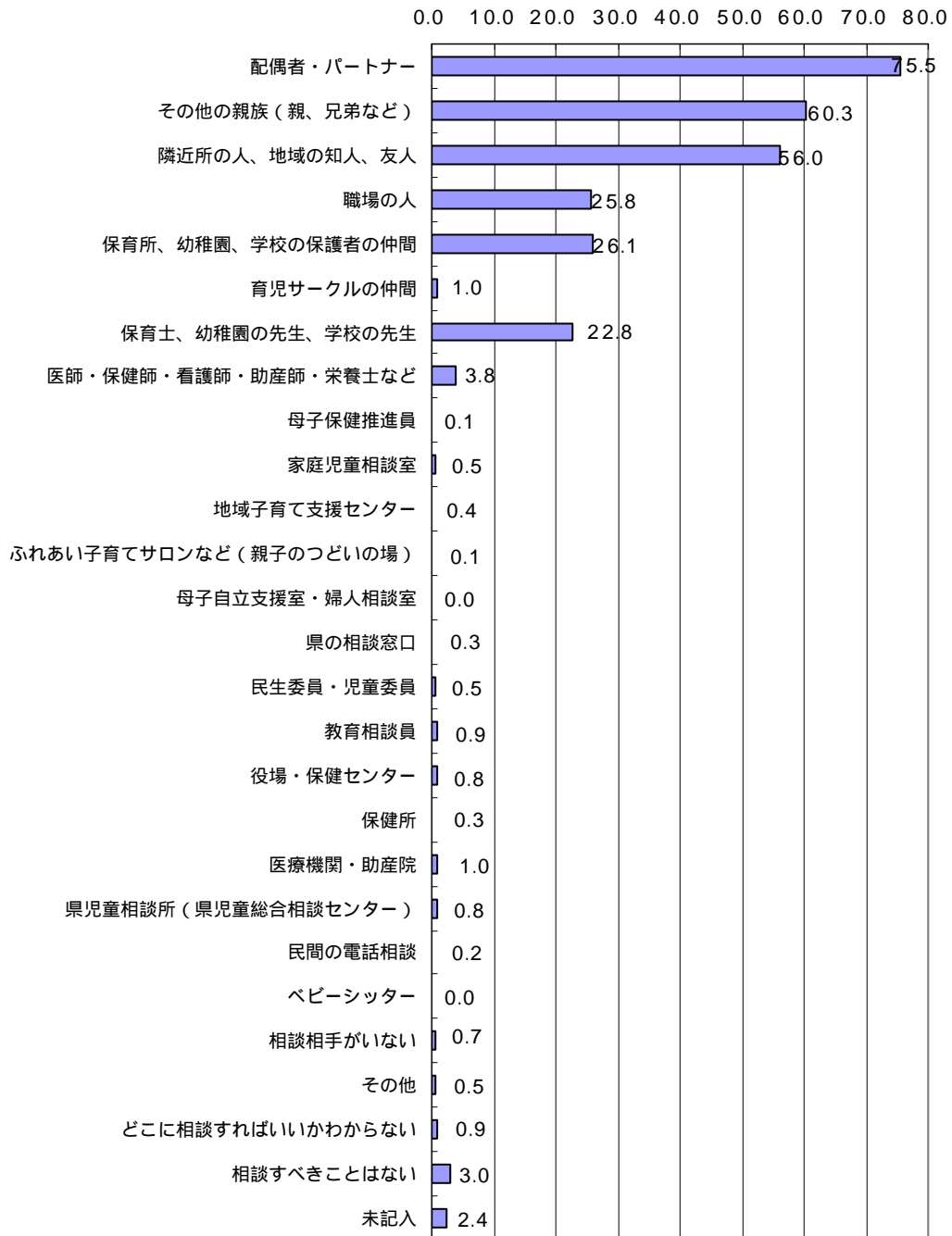
## 子育てに関する悩みや不安を誰に相談するか (単位：%)



小学校児童の保護者において、子育てに関する悩みや不安を誰に相談するかという問いに対し、最も多かったのは、「配偶者・パートナー」となっています。次いで、「その他の親族(親、兄弟など)」、「隣近所の人、地域の知人、友人」の順になっています。

	日置市		旧伊集院町		旧吹上町		旧日吉町		旧東市来町	
	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)	回答数 (人)	構成比 (%)
配偶者・パートナー	1,264	75.5	817	77.7	95	69.9	111	76.6	241	70.4
その他の親族(親、兄弟など)	1,010	60.3	645	61.4	76	55.9	79	54.5	210	61.3
隣近所の人、地域の知人、友人	938	56.0	611	58.1	60	44.1	88	60.7	179	52.3
職場の人	432	25.8	248	23.6	31	22.8	47	32.4	106	31.0
保育所、幼稚園、学校の保護者の仲間	437	26.1	273	26.0	29	21.3	43	29.7	92	26.9
育児サークルの仲間	16	1.0	11	1.0	0	0.0	2	1.4	3	0.9
保育士、幼稚園の先生、学校の先生	382	22.8	245	23.3	25	18.4	34	23.4	78	22.8
医師・保健師・看護師・助産師・栄養士など	64	3.8	38	3.6	9	6.6	2	1.4	15	4.4
母子保健推進員	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3
家庭児童相談室	8	0.5	7	0.7	0	0.0	0	0.0	1	0.3
地域子育て支援センター	6	0.4	5	0.5	0	0.0	0	0.0	1	0.3
ふれあい子育てサロンなど(親子のつどいの場)	1	0.1	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
母子自立支援室・婦人相談室	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
県の相談窓口	5	0.3	4	0.4	0	0.0	1	0.7	0	0.0
民生委員・児童委員	9	0.5	5	0.5	0	0.0	0	0.0	4	1.2
教育相談員(室)	15	0.9	12	1.1	2	1.5	0	0.0	1	0.3
役場・保健センター	13	0.8	8	0.8	3	2.2	1	0.7	1	0.3
保健所	5	0.3	2	0.2	0	0.0	0	0.0	3	0.9
医療機関・助産院	16	1.0	7	0.7	1	0.7	3	2.1	5	1.5
県児童相談所(県児童総合相談センター)	13	0.8	10	1.0	1	0.7	2	1.4	0	0.0
民間の電話相談	4	0.2	3	0.3	0	0.0	1	0.7	0	0.0
ベビーシッター	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
相談相手がいない	11	0.7	8	0.8	2	1.5	0	0.0	1	0.3
その他	8	0.5	4	0.4	1	0.7	0	0.0	3	0.9
どこに相談すればいいかわからない	15	0.9	8	0.8	4	2.9	3	2.1	0	0.0
相談すべきことはない	50	3.0	26	2.5	4	2.9	5	3.4	15	4.4
未記入	41	2.4	23	2.2	6	4.4	3	2.1	9	2.6
調査数	1,674	-	1,051	-	136	-	145	-	342	-

## 子育てに関する悩みや不安を誰に相談するか (単位：%)







## 第3章

# 本市における子育て 支援施策の現状



### 第3章 本市における子育て支援施策の現状

#### 1. 現在の子育て支援施策の概況

本市では、「第1次日置市総合計画」に基づき、「安心して子どもを産み、育てることができ、子どもが健やかに成長できる環境づくり」を念頭に、子育て支援の推進を図っていきます。

施策の主なものとして、以下の施策を実施していきます。

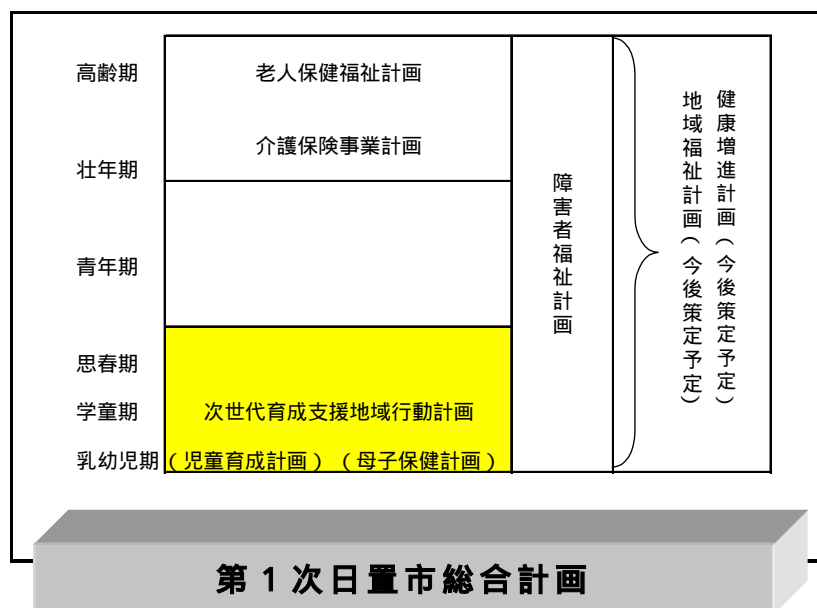
#### 【主要施策】

- ・ 放課後児童健全育成事業
- ・ ひとり親家庭医療費助成事業
- ・ 児童育成事業推進等対策事業
- ・ 母子家庭自立支援給付金事業
- ・ 乳児保育促進等事業
- ・ 保育所地域活動事業
- ・ 一時保育促進事業
- ・ 地域子育て支援センター事業
- ・ 延長保育促進事業
- ・ 児童扶養手当支給事業
- ・ 児童手当支給事業
- ・ 乳幼児医療費助成事業

など

今後は、子どもが健やかに育ち、子どもを生みたい人が安心して育てることができる環境をいかに作りだしていくかが課題となっています。

< 参考資料：ライフステージにわたる子育て支援の位置付け >



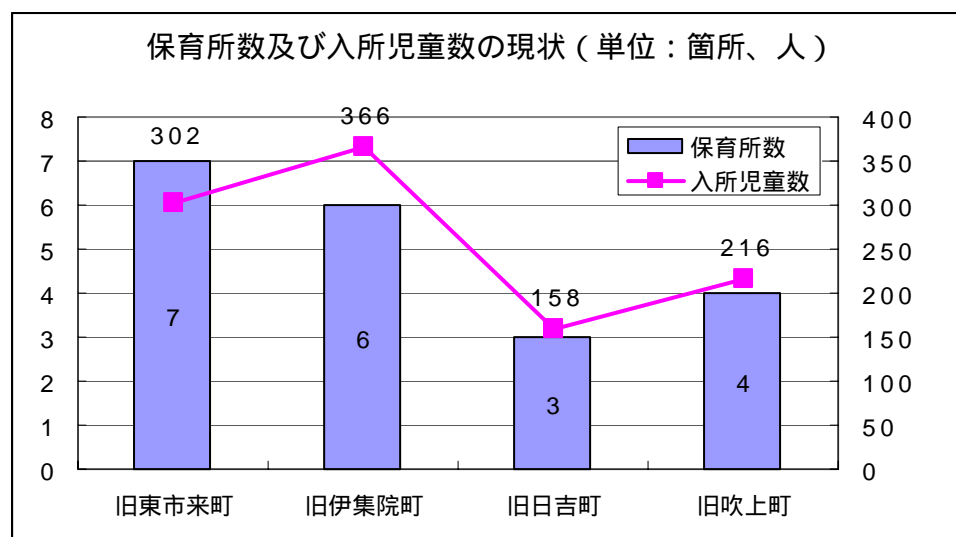
## 2. 保育事業の状況について

保育所は日々、保護者の委託を受けて、保護者の就労や病気等により家庭で十分な保育が行えない児童の保育を目的とした児童福祉施設です。

以下に、本市の保育所定員、入所児童数の現状を示します。

	保育所数	入所児童数
旧東市来町	7	302
旧伊集院町	6	366
旧日吉町	3	158
旧吹上町	4	216

平成17年4月1日現在。他市町からの広域受託人数を含む。





本市における保育関連施策の概況

事業名	事業内容	近年の利用実績		
		平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
延長保育	保育所が自主的に延長保育を取り組む場合に補助を行い、福祉の増進を図る。 (実施園 19 園)	147 人	176 人	273 人
乳児保育	原則的に 0 歳未満児の保育を行い、多様化・増大化する保育ニーズに対応する。 (実施園 18 園)	686 人	658 人	623 人
一時保育	育児疲れの解消や勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育を実施し、児童の福祉の増進を図る。(実施園 8 園)	5,905 人	5,883 人	6,133 人
地域子育て支援センター事業	地域の子育てに対する育児支援を行う担当職員を配置し、地域全体で子育てを支援する基盤を形成する。子育て家庭の「出会いの場、語らいの場、活動の場」として開催。	育児相談件数	育児相談件数	育児相談件数
		335 件	507 件	546 件
		参加者数	参加者数	参加者数
		親:2,873 人	親:3,649 人	親:3,951 人
		子:3,719 人	子:4,931 人	子:5,001 人
乳幼児健康支援一時預かり事業	「病気回復期」にあり、集団保育が困難な児童で、保護者の勤務の都合、疾病など社会的にやむを得ない事由で家庭で育児を行うことが困難な児童を保育する。	延べ 53 人	延べ 73 人	延べ 136 人
障害児保育事業	保育に欠ける心身障害を有する幼児を一般児と共に集団保育すると共に、社会性の成長発達を促進する。	4 人	2 人	2 人
保育所地域活動事業	多様化する保育需要に積極的に対応するとともに、地域に開かれた社会資源としての保育所の有する専門的機能を地域住民に活用することにより、児童の福祉の向上を図る。(世代間交流、育児講座、異年齢児交流、小学生低学年受入れ等)	実施園	実施園	実施園
		20 園	19 園	18 園
		事業数	事業数	事業数
		41 事業	41 事業	37 事業

旧 4 町合計

注 1 : 延長保育は 1 月あたり平均利用児童数の数値。

注 2 : 一時保育は年間延べ利用者数。

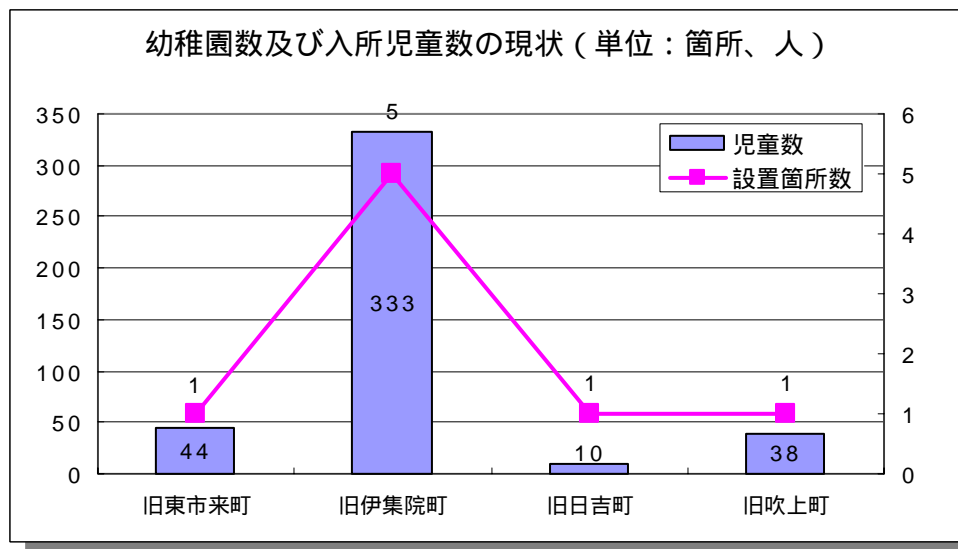
### 3. 幼稚園の状況について

幼稚園は、満3歳から小学校就学前の幼児を保育し、適当な環境のなかでその心身の発達を助長するための教育施設です。

以下に、本市の児童数及び設置箇所数の推移を示します。

	児童数	設置箇所数
旧東市来町	44人	1箇所
旧伊集院町	333人	5箇所
旧日吉町	10人	1箇所
旧吹上町	38人	1箇所

平成17年10月1日現在。



現在の本市の幼稚園に関する主な施策は、次のとおりです。

本市では、幼稚園において、通常保育時間外の預かり保育を実施しています。

= 預かり保育利用者数 =

	利用状況（延べ人数）
平成15年度	10,136人
平成16年度	9,579人

旧4町合計

私立幼稚園に就園する幼児の保護者の所得に応じて、幼稚園が保育料を減免できるように、幼稚園就園奨励費補助を行っています。

= 幼稚園就園奨励費補助 =

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
件数	333	318	319	305	291	354
金額（総額）	7,690	7,295	8,016	7,002	21,369	25,696

年度末実績額受給者数（単位：人）、千円 旧4町合計

その他、父母講演会、子育てクラブ、子育てのストレス解消を目的としたサークル活動等を自主的に行っています。

#### 4. 放課後児童の対策について

近年の核家族化、都市化の進展や女性の就労者数の増大等を踏まえ、就労等により昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等(放課後児童)に対する育成、指導及び遊びによる発達の助長などのサービスを行うことで、子育てと仕事の両立を支援し、また、これらの児童の健全育成を図ることを目的として児童クラブを設置しています。

本市では、これまで、各小学校校区に児童クラブの設置を目標として取り組みを行っております。

小学校就学児童数と児童クラブ利用児童数は、以下のとおりです。

= 放課後児童クラブの利用状況 =

	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
1～3年生(総数)	1,614 人	1,585 人	1,492 人	1,512 人	1,440 人
利用者数(1～3年生)	202 人	213 人	222 人	240 人	310 人
利用者数(総数)	254 人	260 人	278 人	291 人	395 人
利用率(1～3年生)	12.5%	13.4%	14.9%	15.9%	21.5%

旧 4 町合計 各年度実績

#### 5. 母子生活支援施設及び助産施設

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子とその監護すべき児童が入所することにより、その自立の促進のため生活支援も行うことを目的としています。

助産施設は保健上必要があるにもかかわらず経済的理由により、出産に際し、入院助産を受けることができない妊産婦が利用しています。

母子生活支援施設及び助産施設の利用実人数は、以下のとおりです。

= 母子生活支援施設及び助産施設の利用実人数状況 =

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
母子生活支援施設	1 人	4 人	4 人	6 人
助産施設	1 人	0 人	1 人	1 人

旧 4 町合計 各年 4 月 1 日現在 助産施設は前年度の総措置数  
参考資料：管内福祉の概要

## 6. 児童手当等について

児童を養育している家庭の生活の安定、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として児童手当を支給しています。

児童手当は、平成15年度までは、就学前児童までの児童を養育している方が対象となっていました。平成16年度からは小学校第3学年修了までの児童を養育している方に対して、所得額が一定額未満の場合に支給されています。本市の受給者（世帯）数及び支給額は、以下のとおりです。

### = 児童手当受給者数及び支給額 =

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
延べ児童数	19,386	25,813	26,763	26,660	36,473	39,311
支給額	120,970	157,285	162,175	161,300	227,215	237,030

年度末実績額受給者数（単位：人）、千円 旧4町合計

児童扶養手当は、父親のいない家庭で18歳以下の児童の母親や母親にかわって児童を養育している方が手当を受けることができます。また、父親が重度の障害者で18歳以下の児童を養育している場合に手当が支給され、本市の受給者数等は、以下のとおりです。

### = 児童扶養手当支給額 =

区分	月額
全部支給	41,720円
一部支給	41,710円～9,850円

### = 児童扶養手当受給者数 =

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
受給者数	284人	336人	346人	338人

8月1日受給者数（単位：人） 旧4町合計

特別児童扶養手当は、身体又は精神に重度又は中度の障害がある20歳未満の児童を養育している父母または父母にかわってその児童を養育している方に対して支給され、本市の受給者数等は、以下のとおりです。

### = 特別児童扶養手当支給額 =

区分	月額
1級(重度障害児)	50,900円
2級(中度障害児)	33,900円

### = 特別児童扶養手当受給者数 =

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
1級(重度障害児)	42	52	53	55	58
2級(中度障害児)	40	41	39	32	34

8月1日受給者数（単位：人） 旧4町合計

## 7. 児童医療の状況について

乳幼児の健康と健やかな育成を図るため、乳幼児の保護者に対し、6歳未満児の保険診療による医療費の一部を助成しています。

乳幼児医療費助成は、自己負担額から1か月3,000円を控除した額(市町民税非課税世帯を除く。)を助成しています。

なお、平成18年4月診療分からは1か月の自己負担額が2,000円に引き下げられ、助成額・対象が拡充されます。

本市における助成金の推移は、以下のとおりです。

= 乳幼児医療費助成金支給額の推移 =

	平成14年	平成15年	平成16年
支給額	38,050,714	36,035,035	30,036,418

単位：円 旧4町合計

### 内訳

県・市助成対象(一般診療：6歳未満児 歯科診療：4歳未満児)

	平成14年	平成15年	平成16年
助成延べ件数	5,057	4,311	3,982
支給額	37,130,974	35,233,815	29,198,753

単位：件、円 旧4町合計

市単独助成対象(歯科診療：4歳以上6歳未満)

	平成14年	平成15年	平成16年
支給額	919,740	801,220	837,665

単位：円 旧4町合計

ひとり親家庭等医療費助成は、18歳以下の児童を有する母子家庭、父子家庭及び父母のいない児童の健康と福祉の増進を図るため、保険診療による自己負担金全額を助成しています。

= ひとり親家庭等医療費助成対象世帯及び支給額 =

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
対象世帯	389	387	368	389	417
うち父子	26	29	25	23	20
うち母子	362	357	342	365	394
うち父母なし	1	1	1	1	3
支給額	11,720,305	11,833,134	14,273,569	14,834,971	16,154,209

単位：世帯、円 旧4町合計

## 8. 母子保健事業について

### (1) 妊婦健康診査

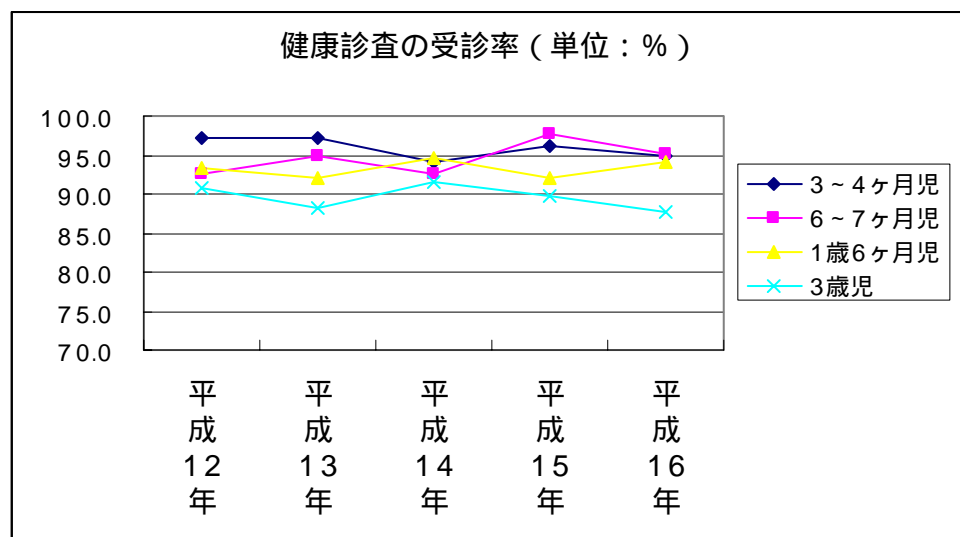
妊婦健康診査では、妊婦の疾病の早期発見・早期治療を図り、健康の保持、増進のため、県内の医療機関による委託健診（妊娠前期・後期、精密健診）を行っています。

### (2) 乳幼児健康診査

乳幼児を対象に、発育・発達の確認及び運動機能や精神発達等の遅延・障害の早期発見を図ることを目的に、健康診査を実施しています。

以下に、本市の健康診査受診率を示します。

= 本市における健康診査受診率の推移 =



	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
3～4ヶ月児	97.2	97.1	94.1	96.2	95.0
6～7ヶ月児	92.6	95.0	92.6	97.6	95.2
9～11ヶ月児	294	256	320	289	305
1歳6ヶ月児	93.4	92.1	94.6	92.1	94.1
3歳児	90.8	88.1	91.6	89.7	87.8

単位：9～11か月健診：受診者数(件)、それ以外は、受診率(％)

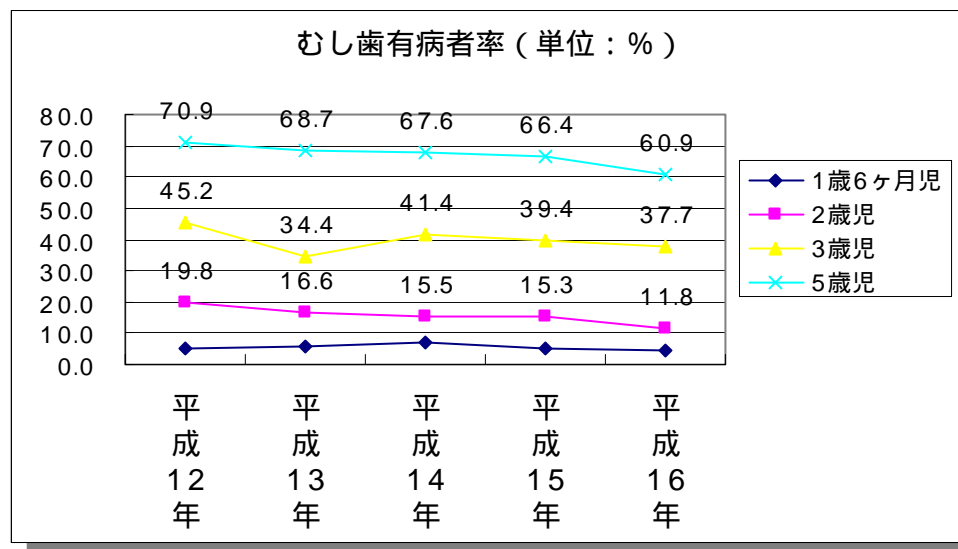
(少数点第2位四捨五入)

参考資料：鹿児島県の母子保健、母子保健管理システム、地域保健事業報告

(3) 幼児歯科健康診査

幼児の歯科保健の充実を図るため、歯科診察、歯科衛生士による集団の歯科指導、個別指導、フッ素塗布などを実施しています。

本市におけるむし歯有病者率の推移を、以下に示します。



= むし歯有病者率年次推移 =

	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
1 歳 6 ヶ 月 児	5.19	5.48	7.11	5.19	4.36
2 歳 児	19.8	16.6	15.5	15.3	11.8
3 歳 児	45.2	34.4	41.4	39.4	37.7
5 歳 児	70.9	68.7	67.6	66.4	60.9

単位：(%)

(少数点第2位四捨五入)

参考資料：鹿児島県の母子保健、母子保健管理システム、地域保健事業報告

(4) 妊婦教室

保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士の各分野から実施しています。

また、夜間や土曜に父親を対象とした内容も実施しています。

以下に本市における実施状況の年次推移を示します。

= 妊婦教室実施状況 =

区分	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
回数	27	27	36	25	28
参加延べ人数	192	161	212	236	223

単位：回、人 旧 4 町合計

参考資料：地域保健事業報告

(5) 母子健康相談

相談日を設定し、保健師・助産師等の専門職による育児相談を実施しています。

以下に本市における実施状況の年次推移を示します。

= 母子健康相談実施状況 =

区分	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
回数	24	24	24	36	42
参加延べ人数	299	247	261	416	547

単位：回、人 旧 4 町合計

参考資料：地域保健事業報告

(6) 育児教室

本市では、親子遊びを通じて子どもの発育・発達を支援していくとともに、栄養・歯科の学習の場や、母親交流会を実施しています。

以下に本市における実施状況の年次推移を示します。

= 育児教室実施状況 =

区分	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
回数	63	84	85	84	82
参加延べ人数	1799	2091	2140	2656	2442

単位：回、人 旧 4 町合計

参考資料：地域保健事業報告

(7) 発育発達相談

発育や精神・運動面の発達に問題のある又はその恐れのある乳幼児に対して、早期に専門的支援を行うと同時に、必要に応じて療育ケアの紹介を行うことにより、その健全な発達を促進するとともに、保護者に対しゆとりある楽しい育児ができるよう支援しています。

以下に伊集院保健所管内における本市分の相談回数の年次推移を示します。

= 発育発達相談（発育発達クリニック）状況 =

区分	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
伊集院保健所 発達相談	36	31	35	50	10

数値は日置郡内の合計 単位：件

\* 伊集院保健所にて実施。H16年度にて本事業は、終了



(8) 妊産婦・新生児訪問指導

助産師等が家庭訪問し、妊娠中の生活指導や赤ちゃんの身体計測・育児相談を実施します。

以下に、本市における訪問指導の年次推移を示します。

= 妊産婦・新生児訪問指導（延べ人数） =

区分	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
妊産婦	170	176	182	158	117
新生児	113	126	126	148	164
乳児	16	12	23	21	7
幼児	20	19	47	48	66

単位：人 旧 4 町合計

参考資料：地域保健事業報告

(9) 母子保健推進員活動

乳幼児健診等の受診勧奨を通して、子育てや母子保健サービス等の相談役として、地域保健福祉の増進に努めています。

本市における母子保健推進員の活動状況は以下の通りです。

= 母子保健推進員活動状況 =

区分	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
活動人員	60	58	58	59	60
活動延べ件数	6413	6910	6558	6390	5557

単位：人、件 旧 4 町合計



## 9. 児童虐待問題について

平成 12 年 5 月に制定された「児童虐待の防止等に関する法律」において、児童虐待は保護者による身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の四つのタイプに定義されています。

全国の児童相談所における虐待相談処理件数は、平成 14 年度には 2 万 3,738 件で、統計を取り始めた平成 2 年度の 1,101 件と比較すると、約 21 倍と急増しています。

児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与えるばかりでなく、児童が死に至るケースもあり、深刻な社会問題となっています。

そこで、平成 16 年 4 月には、「児童虐待の防止等に関する法律」が見直され、被害を受けた子供を発見した国民の通告義務拡大や、児童相談所と警察の連携強化などを柱に、虐待の防止、早期発見から心身に傷を負った子供の自立支援までの全段階を国と自治体の責務とし、総合的に対策強化を図ることとなりました。

こうした中、本市においては児童虐待の早期発見、早期対応を目的として、各関係機関との緊密な連携を図りながら児童虐待防止対策の充実を図っています。

なお、旧 4 町においては、児童虐待防止連絡会（児童虐待防止ネットワーク）を設置しており、本市では平成 17 年度において、各地区の連絡会を統括する「要保護児童連絡協議会」を設置予定です。

= 県児童相談所における虐待相談件数 =

	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
鹿児島県	150 件	127 件	199 件
本市	1 件	4 件	1 件

旧 4 町合計

本市分は、虐待と疑われるケースである。



## 10. いじめ・不登校について

「いじめ」とは、「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」と定義し、いじめられた児童生徒の立場に立って判断しています。

「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校できない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)をいいます。

不登校の人数は、このような理由により年間 30 日以上欠席した児童生徒数となっています。

= 本市における近年のいじめの件数 =

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
小学校	0 件	0 件	2 件
中学校	0 件	0 件	1 件
合計	0 件	0 件	3 件

旧 4 町合計

= 本市における近年の不登校の件数 =

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
小学校	9 人	8 人	8 人
中学校	24 人	20 人	29 人
合計	33 人	28 人	37 人

旧 4 町合計



## 11. 育児・婦人相談について

鹿児島福祉事務所における本市分の相談件数を、以下に示します。

なお、県の事業で、各福祉施設等に児童の各種相談に応じる家庭児童相談室が設置されており、専門の職員が家庭における適正な児童の養育、及びその他家庭児童福祉の向上を図っています。

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
生活・性格・習慣等	37	3	6	4
知能・言語	2	5	4	0
学校生活（不登校）	43	30	52	83
学校生活（人間関係）	0	2	2	3
学校生活（その他）	0	8	0	2
非行	4	8	6	0
環境福祉	21	27	35	18
心身障害	2	8	14	9
家族関係	27	18	45	23
その他	1	0	0	0
合計	137	109	164	142

単位：延べ人数 家族関係は、虐待と疑われるケースを含む。 旧 4 町合計



## 12. 障害や特別なニーズを持つ子どもについて

障害のある子どもにとっては、周囲の人の偏見や行動の自由を妨げている物理的な障壁など、生活環境全般にわたって、地域で生活する上で困難な状況があります。

障害児福祉サービスでは、このような様々な障壁を取り除き、障害のある子どもが地域で安心していきいきと生活し、障害のある子どももいない子どもも共に生きていることを実感できる社会を築いていくことが不可欠となっております。

そのために、社会にある障壁を取り除いて共に生活する意識を高め、障害のある子どもとその家族が、必要とするサービスを自由に選択できるような体制を整備し、障害のある子どもの活動の場や療育の場などを確立していく様々な施策が必要です。

現在、本市では、障害のある子どもに対する支援として次のような事業を行っています。

### 生活支援・生活環境等の整備

- ・ 障害児の日常生活の便宜を図るため、支援費制度における居宅サービス（ホームヘルプ、デイサービス、短期入所）の情報提供や相談体制の整備、支給決定事務等を行っております。
- ・ 障害児が自立して日常生活を営むことを容易にするため、補装具の交付・修理や日常生活用具の給付を行っております。
- ・ 有料道路の障害者割引制度や各種公共乗物等の割引等の事務を行うことで、移動手段の確保に努めています。
- ・ 児童扶養手当、特別児童扶養手当等により保護者の負担軽減に努めています。

### 啓発・広報

- ・ 「保健福祉のしおり」作成や広報誌等の各種媒体を活用した広報啓発活動を行っています。

### 保健・医療

- ・ 重度心身障害者医療費助成制度等により医療費の軽減を図っています。

### 教育・保育

- ・ 障害のある児童生徒一人ひとり特別な教育的ニーズに応じた適切な教育が行われるよう、専門家による就学相談を実施しています。
- ・ 知的障害や情緒障害の学級のほかに、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、言語障害や情緒障害、難聴など障害の状態等に応じた指導を通級指導教室で受けられるようにしています。





第4章

施策の展開





## 第4章 施策の展開

### 1. 基本的施策

本市では、「次世代育成支援対策」を総合的かつ、きめ細かく行えるように、子どもと子育て家庭への支援に関する施策と事業を「市町村行動計画」とし、体系的に盛り込み施策の展開を行います。

本市では、法第8条第1項に準拠し、下記の7項目を施策として取り組みます。

#### 施策1：地域における子育て支援

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 子育て支援のネットワークづくり
- (4) 児童の健全育成
- (5) 地域資源の活用

#### 施策2：母性と乳幼児の健康の確保と増進

- (1) 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保
- (2) 子どもの心身の健やかな発達支援と育児不安の軽減
- (3) 「食育」の推進
- (4) 思春期における子どもの健全育成
- (5) 小児保健水準の維持向上

#### 施策3：子どもの心身の健やかな成長のための教育環境

- (1) 次代の親の育成
- (2) 子どもに生きる力をはぐくむ学校の教育環境
- (3) 家庭や地域の教育力の向上
- (4) 子どもを取り巻く有害環境防止対策の推進

#### 施策4：子育てを支援する生活環境

- (1) 良質な住宅の確保
- (2) 良好な居住環境の確保
- (3) 安全な道路交通環境の整備
- (4) 安心して外出できる環境の整備
- (5) 安全・安心まちづくりの推進

#### 施策5：職業生活と家庭生活との両立

- (1) 多様な働き方の実現
- (2) 仕事と子育ての両立の推進

施策 6 : 子どもの安全確保

- ( 1 ) 子どもの交通安全を確保するための活動
- ( 2 ) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動
- ( 3 ) 被害にあった子どもの保護

施策 7 : 要保護児童への対応

- ( 1 ) 児童虐待防止対策
- ( 2 ) ひとり親家庭等の自立支援
- ( 3 ) 障害児施策の充実



## 2 . 重点取組

この計画は、少子化対策・子育て支援を推進するため、幅広い分野から様々な事業を示しています。

その中で、住民代表や関係団体代表からなる「日置市次世代育成支援対策地域協議会」と庁舎内における関係各課代表からなる「日置市次世代育成支援対策推進本部」において、本市には特に必要と思われる「重点取組」を定めました。

本市では、地域、事業者等と連携し、以下の事項を全庁的体制で推進していきます。

### 重点取組 1 地域力の向上と子育て支援ネットワークづくり

居宅あるいは施設（保育所、幼稚園）における幼児・児童の養育を支援し、きめ細やかな情報提供やボランティアによる「地域子育て支援サービス」のネットワーク形成に努めます。

子育て支援センター・子育てサロンを拠点にした子育てボランティアの育成

地域における相互扶助機能の再生による地域ネットワークの形成

母子保健を担う人材の育成、相談体制の整備等により、一層の母子保健事業の充実と、親子の心身の健康づくり。

豊かな自然環境等を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実、地域の人材を活用した指導者の育成等地域の教育力の充実。

子育ての第一義的責任者は保護者と認識しつつ、行政・住民・事業者等地域社会による子育て支援、地域福祉を実現するために、あらゆる世代・層の子育てへの参加を図るとともに、世代間交流による子どもの社会性の向上。

子育てに関するきめ細やかな情報提供。

## 重点取組 2 子どもの健全育成と自立する力の育成のための支援

次代を担う子どもを健全に育成していくために、親としてあるべき姿等について啓発を図っていきます。

学級 PTA や、保護者等で組織される会（おやじの会等）において保護者として望ましい子育てについての研修等の推進。

子どもの自己実現、豊かな人間性の醸成及び自立促進を図るために、子どもの社会参画の機会、場づくり等の推進。

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長し、心身ともに健やかに成長するよう、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導、指導方法の工夫・改善等学校教育の充実を図るとともに、地域に根ざした特色ある学校づくりの推進。

児童虐待防止ネットワークの構築、地域住民の参加を働きかけ、児童虐待予防の早期発見を図るとともに、取り組んでいる産後うつスクリーニング等による母親の健康づくりの推進。

## 重点取組 3 仕事と子育て両立支援

職業生活と家庭生活のバランスのとれた多様な働き方の実現に向けて、子育て家庭に配慮した取り組みを企業に働きかけます。

育児休業の取得促進や有給休暇取得率の向上・労働時間の短縮・時間外労働の縮減等の働き方の見直し男性の育児参加等家庭環境づくりの推進。

就学時における「子育て講座」の充実。

## 重点取組 4 啓発と推進

行政、家庭、地域社会、企業、職場等子育てに関わる各種団体が連携を図り、次代を担う子どもを社会全体で支援していきます。

地域住民、各種団体、企業等へ子育ての総合的取り組みを啓発し、社会全体での協働の推進。子育ての「育児」と育児を通して自分が成長する「育自」を両立させる取組の推進。

### 3. 施策の概要

#### 施策1：地域における子育て支援

##### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

共働き家庭やひとり親家庭などを含めたすべての子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、地域における子育てに関する支援体制の基盤整備に取り組んでいきます。また、育児に不安を持っている親が気軽に集まって子育てに関する情報を交換したり、悩みを分かち合ったり、アドバイスや相談も受けられるような環境を身近に整備していきます。

さらに、これらの情報を広報誌及びホームページ等を活用することにより、住民に対する子育て支援サービスの情報周知を図り、地域における子育て力を育てていきます。

#### 具体的な施策

##### 放課後児童健全育成事業

小学校1～3年生までの児童に対し保護者が労働等により昼間家庭にいないものに放課後施設を利用して適切な遊びや生活の場を与え児童の健全育成を図る。

##### 一時保育事業

保育の実施の対象とならない就学前児童で保護者の疾病、入院、災害、事故、育児等に伴う心理的、肉体的負担の解消を図るための一時的な保育を実施するなど需要に応じた保育サービスの提供により児童福祉の推進を図る。

##### 地域子育て支援センター

子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるよう、育児不安等についての相談指導や子育てサークル等の育成・支援に努める。また、母親だけではなく、父親に対する積極的な参加を促していく。さらに、子育て支援センターを拠点とした子育てボランティアの育成に努めていく。

##### 妊産婦・新生児訪問指導

助産師や母子保健推進員と連携し、妊婦に対する出産準備のための教育や産後の適切なアドバイス等の充実を図る。

### 乳幼児訪問指導

保健師等が必要な対象者宅を訪問し、発育・生活環境・疾病等について適切な指導や育児支援を行う。また、必要に応じ、関係機関・関係者との連携を図る。

### 乳幼児健康支援 一時預かり事業

感染症等の「病気回復期」にあり、集団保育等が困難な児童で保護者の勤務の都合、疾病など社会的にやむを得ない事情により家庭で育児を行うことが困難な児童を保育し、保護者の子育てと就労の両立を支援する。また本事業の周知を図りながら、児童の健全育成を図る。

### 育児相談

相談日を設定し、助産師・栄養士・保健師等が、専門的な視点で、適切な相談・指導を行う。保護者の育児への不安軽減を図るとともに、子育てに自信と喜びがもてるよう支援していく。

### 子育てに関する情報提供

「子育て支援ハンドブック」を配布し、子育てを支援する。また、利用者からの諸般の問題を収集し、今後の情報提供及び助言体制の充実を図っていく。

### 私立保育園における 預かり保育

利用者の環境や状況を考慮し、経済的支援を含めた対策を今後検討する。

### 「子育てサロン」の充実

社会福祉協議会による、「子育てサロン」のより一層の充実を図る。

### 子育て支援ホーム ヘルパー派遣事業の充実

産前、産後あるいは病気等により乳幼児の世話が困難な家庭にホームヘルパーを派遣し、健全で安らかな生活の安定を図る。

## 親子教室

子育て支援センター等との連携のもと、親子遊びを通じて、子どもの健やかな発育発達を支援していくとともに、子育てに関する学習の場を提供する。また、母親同士・子ども同士の仲間づくり・交流の場を提供する。

## 子育て支援サービスに関する情報の一元化

関係各課、係が連携を密にとり合い、子育て支援サービスに関する情報の一元化を図る。

## 父親同士の交流の場の確保

子育てについての研修の場として、家庭教育学級での「父親セミナー」の実施や「おやじの会」等の推進・充実を図る。

## 学校行事やイベント開催時における地域への広報

地域が育む「かごしまの教育」県民週間やPTA行事等で子育て支援事業等の具体的な活動についての広報に努める。



## (2) 保育サービスの充実

生活環境や保護者の就労形態などによって変化する多様な保育ニーズに柔軟に対応し、「子どものしあわせ」を第一に考えた保育サービスを計画的に提供します。

### 具体的な施策

#### 保育所の計画的整備

地区による児童数の格差を是正するよう、各地区で一律したサービスが提供されるように計画的な保育所の整備を図る。

#### 休日保育

休日の出勤や冠婚葬祭のほか、育児疲れなどの理由でも利用できるよう、柔軟な対応で環境を整備する。

#### 延長保育

就労形態の多様化に伴い、親子の接する時間の減少等を配慮しながら、さらなる延長保育の充実を図っていく。

#### 乳児保育

生後2ヶ月から0歳児の保育を実施しており、今後も引き続き事業を実施し、より一層の低年齢児保育の充実を図る。

#### 乳幼児健康支援 一時預かり事業

感染症等の「病気回復期」にあり、集団保育等が困難な児童で保護者の勤務の都合、疾病など社会的にやむを得ない事情により家庭で育児を行うことが困難な児童を保育し、保護者の子育てと就労の両立を支援する。また本事業の周知を図りながら、児童の健全育成を図る。

#### 保育所での地域活動 の充実

多様化する保育ニーズに積極的に対応するとともに、地域に開かれた地域資源として保育所の専門的機能を住民のために活用していく。



## 障害児保育

今後も適切な環境のもとで、他の子どもとの集団生活を通して健全な発達が行われるよう、障害のある子どもの福祉の増進を図る。

## 保育サービスに関する 情報提供

利用者に保育サービスの現状を把握してもらうため、また、利用者の選択性を高めるために、広報誌やしおり及び市のホームページによる保育サービスに関する各種の情報提供を進める。

## 小学校との連携推進

段差なく小学校への就学ができるように、保・幼・小の連携による職員・幼児の交流の場を推進していく。

## 就学时健康診断

身体的な健康診断とともに安心して就学できるように教育相談も充実させていく。

## 就学指導委員会の実施

心療内科医，特殊学級設置校関係者等により，障害児に対する適切な就学指導を実施していく。



### (3) 子育て支援のネットワークづくり

すべての子育て家庭に対するきめ細やかなサービスを効果的かつ効率的に提供するために、「子育て支援ネットワーク」や「虐待防止ネットワーク」などの機能を強化していきます。

人や情報、知恵や経験が共有されることにより、子育て家庭を取り巻く環境の相乗効果が促進され、個々の活動がより豊かに拡充し、きめ細やかな子育て支援の対応が展開されることを目指します。

#### 具体的な施策

##### 子育て支援ネットワーク の形成

子育てサロンや児童虐待防止ネットワークなどをうまく活用することにより、地域における相互扶助機能を再生し、地域におけるネットワークによる子育て支援を図る。

##### 地域住民の意識啓発の場 づくりの推進

地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、地域住民の子育てに対する関心、理解を高めるための場づくりを推進する。また、広報誌や冊子及び市のホームページ等でも、子育てに関する意識啓発等を推進する。

##### 子育て支援ハンドブック の作成

各種の子育て支援サービス等が利用者に十分周知されるよう子育て支援ハンドブックの作成・配布による情報提供を行うとともに、地域全体で子育てに関する意識啓発を推進する。

##### 民生委員・児童委員連絡 協議会研修会

地域の子育て支援のよきパートナーとして、新たな課題に対する研修会等を行い、役割を推進していく。

子育てサークル等への  
支援

地域の個人ボランティア等の協力を仰ぎ、より一層の充実を図る。

子育て講演会開催時における  
託児スペースの確保

子育てに関するイベントや講演会の開催時に、子ども連れの保護者が安心してイベントや講演会に参加できるよう、関係機関やボランティア等と連携を図り、託児スペース等の設置を検討する。

子ども子育て応援隊による  
子育て支援

子ども子育て応援隊の設置により地域の各種子育て相談に応じ、きめ細やかな子育て支援を図りネットワークの形成に努める。

青少年健全育成市民会議  
の設置

広く市民の総意を結集して、国、県の施策と呼応して、青少年の健全育成を図る。

P T A 連絡協議会・単位  
P T A 活動への支援

P T A 会員としての資質を高める為の研修の開催や委嘱研究公開等各種 P T A 事業への支援などを積極的に行っていく。

スクールボランティア  
構想の推進

地域の教育力を学校へ導入することにより、学校における「多様な教育活動の展開」を支援するとともに、開かれた学校の実現を目指す。

#### (4) 児童生徒の健全育成

近年の少子化の進行による子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる放課後や週末などの「居場所づくり」の推進し、様々な体験活動の場づくりや施設の整備等を進め、子どもの生きる力を醸成し、心豊かで健やかな子どもの育成を図ります。

また、地域内で子どもを取り巻く状況などについて、行政や学校、PTA、民生・児童委員、主任児童委員、そして住民一人ひとりが参加して相互に情報を交換し、認識を共通化することにより児童の健全育成に関する意識の高揚を図ります。

#### 具体的な施策

##### 地域子ども教室推進事業

地域の人材をコーディネーターに選任し、地域との連携及び人材の参加、協力を図り、地域の特性を活かした活動を実施する。

##### 学校施設の開放

児童が自由に遊べ、安全に過ごすことのできる場として学校施設を活用するために、教職員の自主的な参加・協力を図り、学校施設の開放等を推進する。また、福祉と教育が連携し、夏季及び冬季休業日等についての学校施設等の開放を検討する。

##### 青少年活動の充実

各種団体と連携を図り、多様な体験活動の機会の提供を推進する。

##### 性教育の充実

子どもたちが、自己肯定感や人への思いやりの気持ちを持ち行動できたり、自分の健康管理を行えるように、また、性犯罪の被害者とならないよう性教育の充実を図る。子どもの年代や意識に応じて、必要な性教育を実施していく。

##### エイズ教育推進事業

教育・保健分野が連携し、児童・生徒を対象としたエイズや性感染症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、命の尊さについて学び感じる教育の充実を図る。

### 保育所での異世代交流事業（青少年、高齢者等）

認可保育所で実施している世代間交流事業及び異年齢交流事業の充実を図るとともに、必要な支援を行う。また、青少年の豊かな人間性やたくましく生きる力を育むために、社会教育団体等と連携をとり、青少年と高齢者や親子とがふれあう機会をつくり、世代を超えた交流を推進する。

### 児童手当の支給

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、今後も引き続き対象児童を養育している方へ支給する。

### 保育料の軽減

保育所に同一世帯から3人以上入所した場合、第3子以降の保育料を免除し、保育にかかる費用の負担軽減を図る。

### 子ども会の育成事業

子どもの健全育成に資するべく、会の内容等の充実を図っていく。

### 児童館運営の充実

親子のふれあいの場の提供や創作活動等を実施し、児童館のさらなる有効活用を推進する。

### 豊かな自然を活かした児童の健全育成の推進

月一回の子ども会活動等を通じて、子どもに心身ともに豊かな生活が提供できるようスポーツ、文化、レクリエーション等の多彩なプログラムを展開する。なお、プログラムの策定にあたっては、子どもの参画を検討する。

### 学校懇談会

各小中学校の教員と地域の民生委員・児童委員との懇談会による情報交換と、その後における地域での要保護児童の見守りなどの連携を図る。

**公園・遊具等の整備**

子どもの安全な遊び場を確保するため、児童公園等の整備・充実を図る。

**社会資源やボランティアを活用した取り組み**

不審者対応もふくめ、子どもが安心して、安全に遊べる場所の確保とボランティア地域人材の活用を図る。

**学校図書、図書館との連携強化**

放課後の子どもたちの居場所として、学校図書館や公立図書館の活用を検討する。

**教育相談活動の充実**

子育て支援として、発達段階に応じた家庭教育の在り方等についての教育相談の充実を図る。

**こころの教室相談員事業**

不登校傾向や人間関係づくり等に悩みをもっている児童生徒への適切な支援を行っていく。

**子どもの居場所づくり推進プラン**

地域の人々の協力を得ながら、子どもたちの放課後や週末の時間を利用して、学校や公民館等で様々な体験活動や交流活動を展開していく。

**体験学習施設の活用**

青少年宿泊体験学習や子ども会リーダー研修等で、目的や規模などを十分考慮しながら市内のあらゆる体験学習施設を積極的に活用していく。

## (5) 地域資源の活用

これまで、高齢化率の高い地域では高齢者と児童の異世代間交流を図ることにより、児童の健全育成と高齢者の生きがいづくり、介護予防などの効果を生み出しています。また、各地域に数多く存在する子育て支援サークルやボランティアなどを有効活用することにより、その地域の現状にあった子育て支援体制が構築されています。さらに本市には他の地域にはない豊かな自然環境と地域風情が数多く存在します。

これらの地域資源を活用することにより、より子育てがしやすい環境づくりに努めていきます。

### 具体的な施策

#### 子育てサークル等 による子育て家庭への 支援

地域の個人ボランティア等を積極的に活用し、子育て家庭のよきパートナーとして地域の子育て支援の一翼を担えるよう支援する。

#### 郷土教育の推進・充実

総合的な学習の時間や生活科、社会科などあらゆる教育活動において、地域の素材・人材を十分に活用していく。

#### ふるさとセミナーの充実

郷土のよさを再認識してもらうために、文化財ウォッチングや郷土に昔から伝わるものなどを採り入れた体験学習的な事業等を積極的に展開していく。

#### ガールスカウトの育成

活動の様子を広く広報し、団員募集をするなど人材確保に努め、地域における活動を積極的に推進していく。

#### 「食農交流」の推進

地元の農産物を小中学校の給食で利用するなど地域の食文化に対する関心を高め、食の安全・安心に関する理解を深める。

#### 農業体験受け入れ農家や 団体の育成

学校での食農教育の一環としての「米作り」「大豆栽培」等農業体験への支援農家を募り、支援していく。



## 施策2：母性と乳幼児の健康の確保と増進

### (1) 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保

妊娠・出産の不安や孤立感が増している中、妊娠初期からの出産準備教育や相談事業等により安心して出産ができるよう支援していきます。同時に、子育て中の保護者が孤立感に陥らないよう、地域の仲間づくり等に関する情報を提供していきます。

#### 具体的な施策

##### 妊婦一般健康診査の充実

妊婦一般健康診査の普及・徹底を図るため、受診券を発行して契約医療機関の拡大を推進する。また、受診券の追加交付(3回目)を行うことで、妊婦の健康管理に努める。

##### 母子健康手帳発行時の保健指導の充実

妊娠中の過ごし方について、栄養・口の健康等について、教室形式での保健指導の実施し、充実を図る。

##### 妊娠中の相談体制の充実

妊娠中の不安や心配等に対応するため、母子相談を定例で設けたり、必要時には訪問等で、個々の相談に応じることで、快適な妊娠生活が行えるよう支援する。

##### 訪問体制の充実(妊産婦・新生児、産後うつ対策)

訪問指導が必要な、乳幼児及び妊産婦に、保健師・助産師及び栄養士等が、発育・生活環境・疾病等について適切な指導や育児支援を行う。また、必要に応じ保健所等の関係機関との連携を図る。

##### 若年妊産婦への支援

育児不安を抱えやすい若年妊産婦が、自信を持って子育てできるような場を設けたり(ピアカウンセリング)、助産師・保健師・母子保健推進員などの連携のもと、保健指導の充実を図る。



### 母乳育児への支援

母乳育児を推進していけるよう、妊婦学級での母乳育児の重要性を伝えると共に、妊産婦が自信をもって母乳育児ができるような環境づくりに努める。(祖父母教育等)

### パパママ学級の充実

今後も引き続き開催していくとともに、夫婦が協力して育児に取り組めるような内容をさらに充実させる。  
また、安心して安全な出産プランを家族で立案できるように支援する。

### 就業妊産婦への支援

妊産婦とともに、関係機関への普及・啓発を図る。

### 医療機関との連携強化

若年妊婦や、育児不安の強い母親等、行政・医療機関が情報交換等をおこなうことで連携を強化し、地域での育児を多方面から支援できるよう努める。

### 子育て実技指導

パパママ学級などの場を活用し、抱っこ体験や沐浴実習を行うことで妊婦はもちろん父親も育児の実技を習得し夫婦で助け合いながら子育てができるよう支援する。

### 父子手帳の配付

母子健康手帳の交付時に父子手帳も一緒に交付することでパートナーが父親になるための心構えや育児について学び、夫婦共に安心して出産・育児ができるよう支援する。

## (2) 子どもの心身の健やかな発達支援と育児不安の軽減

保健・医療・福祉及び教育分野の連携、また、地域そして住民一人ひとりの協力のもと「子どもの幸せ」を第一に考え、支援していきます。子育て中の保護者の身体的・精神的負担を軽減し、心身ともにゆとりある子育てができる環境づくりに努めます。

### 具体的な施策

#### 乳幼児医療費助成金の自己負担金の減額

乳幼児の健康の保持増進を図るために、乳幼児に係る医療費を助成する。

#### 子育て応援隊(母子保健推進員・主任児童委員等)の育成

子育て応援隊として、地域で根ざした活動が行えるよう、育児支援についての研修会等を実施し、資質の向上に努めるとともに、地域住民に子育て応援隊の存在・役割を知ってもらうため、健診などの場を通じてひろく周知する。

#### 乳幼児健康診査の充実(育児不安、虐待予防のための問診票活用、産後うつ対策、マンパワーの確保)

健康診査の場を活用し、受診者間の親子の交流を図るとともに、正しい知識の提供や個別相談を強化することにより、育児不安の軽減を図る。

#### 育児相談体制の充実

育児不安や心配等に対応するため、母子相談を定例で設けたり、必要時には訪問等で、個々の相談に応じることで、楽しく育児が行えるよう支援する。

#### 教育相談活動の充実

子育てについての相談等が気軽にできるような相談についての広報及び教育相談専門員等の効果的な活用を図る。

#### 育児サークルへの支援

親子教室や育児教室などから自主サークルにつながるような助言・支援を行い、また、その活動が継続できるよう子育て支援センター等と協力しながら支援する。

**訪問指導（乳幼児）の充実**

助産師・母子保健推進員・保健所等連携のもと、乳幼児の心身の発育・発達、生活環境、疾病予防など育児上必要な事項について、相談・助言・指導を行い育児の自信につながるような支援を行う。

**地域子育て支援センター  
事業の充実・拡充**

実施している認可保育所の施設・設備の整備を図るとともに、育児相談や育児教室の実施により、保護者への助言や情報提供の場としての機能の充実を図る。  
また、異世代間交流事業等を実施し、子育てを通じた交流の場としての機能の充実を図っていくとともに、子育てサークルへの支援を図る。

**母子保健推進員活動の  
強化・充実**

母子保健推進活動の普及啓発と訪問活動の充実を図る。



### (3) 「食育」の推進

子ども自身が、自分から楽しく食べようとする意欲をもち、おいしいものをおいしいと感じる力が育つよう、また、食を通じて家族と良好な関係づくりをめざして、保健・福祉・教育及び地域が連携を図りながら、食に関する学習の場や情報の提供に取り組んでいきます。

#### 具体的な施策

##### 学校・保育園・幼稚園等での食に関する指導体制充実

教育・保健分野が連携し、育児教室や家庭教育学級等において、料理講習を実施するなど食に関する学習機会の充実、場づくりを図る。

##### 妊婦学級

妊娠期からの食生活を見直し、母性及び乳児の健康の保持増進に努める。

##### 乳幼児健診等での「食」や生活習慣に関する保健指導の充実

乳幼児健診等で、栄養士による健康教育や個別指導を実施し、乳幼児期からの食育に関心がもてるよう努める。

##### 食育を推進するマンパワー育成・研修事業の拡充（食生活改善推進員等）

食生活改善推進員を対象とした研修会、交流会、学習会等を開催し、食生活改善推進員の育成、資質の向上を図るとともに、各地区で、食生活の改善方法や料理に関する相談に対応できる体制づくりを推進する。

#### (4) 思春期の子どもの健全育成

思春期は、身体的発達と精神的発達とのアンバランスが顕著な時期であり、生涯にわたる健康な生活習慣の基盤を築く上で、適切な自己管理と修正できる力の育成が重要であるため、正しい知識の普及や相談体制の充実等を図っていきます。また、増大する性感染症等の問題に対応するために、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めていきます。

#### 具体的な施策

##### こころの教育相談の実施

中学校においては、養護教諭やスクールカウンセラー等が中心になって教育相談を充実させていく。

##### 性・いのちの教育

教育・保健分野が協力し、中学生が妊婦や乳幼児とふれあえるふれあい体験事業を広く全市で実施できるよう推進する。また、小学校からの一貫した性・いのちの教育のカリキュラムを構築する。

##### 喫煙防止・飲酒防止・薬物濫用防止の対策（児童生徒・保護者・地域住民への教育の充実、学校・公共機関での分煙実施等）

好奇心による喫煙、飲酒、薬物濫用を未然に防げるよう、喫煙、飲酒、薬物濫用のもたらす弊害について、思春期のうちから徹底した指導を行う。  
さらに、子どもたちがたばこや酒、薬物等を簡単に手に入れることができない環境整備に努める。

##### 思春期保健相談体制の充実

養護教諭・学級担任による指導を行い、学童期・思春期における心の問題について、相談体制の充実を図る。

##### スクールカウンセラーの配置

県の事業として2中学校に配置するとともに、その他の学校へは市の教育相談員が対応する。

## (5) 小児保健水準の維持向上

安心して子どもを生子、育てることができる環境の基盤を整備するため、近隣地域及び関係機関との連携を強化し、小児医療体制の充実と確保を図っていきます。

### 具体的な施策

#### 予防接種体制の充実

疾病予防及び蔓延防止のため、今後も積極的な取組を推進するとともに、接種機会が少ない、実施期間が短い、子どもたちが体調を崩しやすい等の理由により、標準的な接種年齢で接種できない児童も多いことから、医療機関との連携を強化し、接種しやすい体制づくりに努める。

#### 歯科健康診査での保健指導の充実

乳幼児健診等で、歯科衛生士による健康教育や個別指導を実施し、乳幼児期からの口の中の健康づくりに関心がもてるよう努める。

#### 妊娠期からの歯科に関する保健指導・関係機関の連携

母子手帳交付時や妊婦学級時など、歯科衛生士等の専門スタッフによる保健指導を実施し、妊娠期からの口の健康づくりに関心が持てるよう支援する。

#### 母子健康診査

現在実施している産婦・乳幼児健康診査をより充実するために、専門スタッフの確保やスタッフの資質向上に努めると共に、受診率が100%になるような体制づくりに努める。

#### 母乳育児の推進

母乳育児を推進していけるよう、妊婦学級での母乳育児の重要性を伝えると共に、妊産婦が自信をもって母乳育児ができるような環境づくりに努める。(祖父母教育等)

#### 小児事故防止に関する啓発

乳幼児健診等で、小児事故についての健康教育を実施したり、パンフレットの配布など、小児事故が起らないような環境づくりに努める。

**発育発達相談体制の確立  
(相談・訪問の充実、関係機  
関の連携強化、専門スタッ  
フの確保等)**

発育・発達の気になる子どもの相談や訪問等について、療育クラブや保健所、児童総合相談センター、教育委員会等と連携しながら、子ども・保護者の支援を行う。また、健診等後の要フォロー児のフォロー体制を関係機関と連携しながら構築する。



### 施策3：子どもの心身の健やかな成長のための教育環境

#### (1) 次代の親の育成

現在子育て中の親に対しては、子どもだけでなく親も一緒に育っていくという視点に立ち、安心して家庭で子育てを行えるような相談・指導・学習機会・支援事業等の充実を目指していきます。(東市来の幼児教育支援センターの活用)また、中高生などが、子どもを生み、育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるように、保育所、幼稚園、児童館及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げます。

#### 具体的な施策

男女が協力して家庭を築き、子育てをすることの意義に関する教育・広報・啓発の推進、講演会等との開催

教育・保健分野が連携し、命の教育を基本に、児童生徒・学校関係者・保護者の相互理解を目的とする男女の性の尊重や思春期の心身の変化等についての講演会等を開催し、母性・父性を育てていくための支援を実施する。

家庭教育学級、職場体験学習における保育所・幼稚園での体験、保育所での地域活動の充実

各学校等でよりねらいに迫るため、職場体験学習の内容の充実を図るための情報提供を行う。

幼児教育支援センター事業(文部科学省指定)の充実と市への拡大

保育所・幼稚園・小学校が連携して、子ども間の交流、教師間の交流、保護者間の交流を推進する。



## (2) 子どもの生きる力を醸成する学校の教育環境

幼児・児童・生徒の実態を把握し、幼児期からの「心の教育」や小・中学校での基礎学力の定着、豊かな心と健康な体を育ていけるように努めます。また、家庭や地域には、幼稚園や学校の教育活動に関する情報を提供し、保護者や地域住民の意見を学校教育に生かすなど、それぞれが連携・協力し、地域に根ざした特色のある信頼される学校づくりに努めます。さらに、新入学児童が、小学校にスムーズに適應できるよう保・幼・小の連携を密にとっていきます。

### 具体的な施策

#### 個に応じたきめ細かな指導 の充実

個に応じたきめ細かな指導、教育を充実させ、基礎・基本の確実な定着や個性の伸長を図り、自己教育力や創造性の育成に努める。

#### 外部人材の協力による学校 の活性化の推進

学校の活性化を図るために、外部人材が協力、参加する取組を推進する。

#### 「心のノート」を活用した道 徳教育の推進及び道徳授業 の充実

文部科学省が、道徳教育がより一層の充実を図るために作成し、全ての児童生徒に配布した「心のノート」を活用し、子どもの心に響く道徳教育の充実を図る。  
また、学校における教育活動のみでなく、保護者の理解を得ながら、家庭における子どもの道徳性の育成への活用を推進する。

#### スポーツ教室の充実

体力が低下傾向にある子どもの健康づくり、スポーツに親しむ習慣・意欲・能力の育成及び仲間づくりのために、スイミングクラブについては、一層の充実を図るとともに、各種スポーツ教室の検討を推進する。

**学校におけるスポーツ環境  
の充実（一校一運動）**

優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫・改善を進め、体育授業の充実を図るとともに、外部指導者の活用や地域との連携を進め、運動部活動の改善、充実を図るなど、学校におけるスポーツ環境の充実を推進する。

**健康教育の推進**

子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進する。

**特色ある学校づくりの推進**

人権教育、体験活動をとおした郷土教育、情報教育の充実、花と歌声とボランティア等を通じて、学校の実態等に応じて、特色ある学校づくりを推進する。

**教員の資質向上と適正評価  
の実施**

教員一人ひとりの能力や実績等を適正に捉えるとともに、配置、処遇、研修等に結び付けるようにする。また、指導力不足教員に厳格に対応するなど、教員の資質の向上を図る。

**学校施設の整備の推進**

子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を計画的に推進する。

**学校の安全管理の推進**

児童、生徒が安心して教育が受けられるように、学校、家庭、地域の関係機関・団体が連携し、安全管理に関する取組を推進する。

**地域が育む「かごしま教育」  
県民週間における行事の  
充実**

地域の方々により学校を理解してもらうために、広報活動・行事内容をより一層充実させるとともに、休日の参観も検討していく。

**保育所・幼稚園・小学校の連  
携による段差のないスム  
ーズな小学校への適応支援**

基本的な生活習慣や社会性の育成を視点に、子ども、教員、保護者同士の交流を図る。

### (3) 家庭や地域の教育力の向上

学校、家庭、地域が連携して教育力を総合的に高めるため、学校行事やPTA活動、子ども会活動等の機会を通して指導、啓発に努めるとともに、公民館等においては、それぞれの子どもの発達状況に応じた家庭教育に関する学習機会の充実を図るなど、家庭や地域の教育力の向上に努めます。また、地域、保育所、幼稚園及び小中学校と連携しながら、家庭教育学級や育児関連講座等の学習の機会や情報の提供を充実させていきます。

#### 具体的な施策

##### 「父親セミナー」の実施

「おやじの会」の充実や子育てについての研修会等を実施し、父親としての威厳と立場を再認識するとともに、子育てに積極的に参加するよう意識啓発を行う。

##### 子育てについての研修会等の推進

保育園、幼稚園を含む学級PTAのあり方を重視した保護者として望ましい子育てについての研修会等を実施することにより、家庭と地域における教育力を育む。

##### 家庭教育学級の充実

活動内容の一層の充実を図るとともに、乳幼児健康診査や就学時健康診査等の多くの親が集まる機会を活用して、家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努める。

##### 少年団体成人指導者養成講習会

より多くの人に参加できるよう開催日、時刻等を考慮し、講習会内容の一層の充実に努める。また、各団体の参加者確保のために、広報啓発を一層充実させる。

##### 子ども会指導者・育成者研修会

研修会内容の一層の充実に努める。また、指導者、育成者が集まるあらゆる機会を活用して、より充実した子ども会活動のあり方などについて情報提供に努める。

**子育て講座の実施**

乳幼児期の子どもの成長に関わる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど子育てに関する学習機会の提供に努める。

**望ましい家庭環境醸成へ  
向けた広報・啓発活動**

各種団体研修会や家庭教育学級等の機会を利用して、また市報、その他広報チラシ等により「一家庭一家訓」の実践等、望ましい家庭づくりについて、継続的に広報・啓発していく。

#### (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

家庭や学校での指導を徹底させることで子どもを有害情報から保護するとともに、これら有害情報の発信者に対して自主的措置を働きかける等の事前対策にも取り組んでいきます。また、関係機関、学校、地域相互の連携を深め、子どもを健全に育成できる環境づくりに努めます。

### 具体的な施策

#### 街頭補導活動の推進

環境の浄化のために、地域が一体となった取り組みを今後も推進していく。

#### インターネット等情報モラルについての指導強化

情報モラルについて、社会問題化している現状を踏まえ、より具体的な指導を強化していく。

#### 校外指導連絡協議会との連携による校外補導

関係機関がさらに連携を密にして、地域全体で子どもを育成していく環境づくりに努めていく。

#### 青少年問題協議会の開催

喫煙・飲酒、有害図書、薬物乱用などの防止について、県、警察、PTA、子ども会など関係機関団体と連携し、地域ぐるみで青少年の健全育成・非行防止に積極的に努める。

## 施策4：子育てを支援する生活環境

### (1) 良質な住宅の確保

子育て世代を支援するために、広くてゆとりのある優良賃貸住宅を確保し、住宅情報の提供を進めていきます。

### 具体的な施策

#### 公営住宅建設事業

日置市マスタープランを策定して、子育て世代にも安心して暮らせるまちづくりを進めていく。

#### 住宅情報の提供

公営住宅の利用方法、住宅資金融資制度などを紹介したハウジングガイドブックの作成及び配布を検討する。  
また、市のホームページ等を活用して子育て家庭に対する住宅情報の提供を推進する。



## (2) 良好な居住環境の確保

まちづくり計画のなかにおいて、公営住宅整備事業では、室内の空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策を講じます。また、若年層の定住化や、子どもが健やかに生活できる建築空間を建設して若者が魅力を感じるようなまちづくりに努めます。

### 具体的な施策

#### シックハウス対策

建材・塗料・家具などから発生するホルムアルデヒドなどの VOC（揮発性有機化学物質）による室内空気汚染によって引き起こされる病気や症状に対する予防対策等の、情報提供に努める。

#### バリアフリー化の普及・啓発

日置市マスタープランの中にも積極的にバリアフリー化を導入して安全性を確保に努める。



### (3) 安全な道路交通環境の整備

すべての人々が安心・安全に生活していくことができるように子どもの視点、子ども連れの親の視点に立った道路交通環境の整備を図っていきます。また、幅員の狭い道路の拡幅事業については、なるべく身近な生活道路の整備から優先的に実施していきます。

#### 具体的な施策

##### 歩道整備の推進及び歩道 幅員の拡張

都市計画道路では、歩道の整備を実施中であり、他の市道についても主要な生活道路から整備を進めていく。

##### カーブミラーや交通安全 看板等の設置

年2回交通安全期間中に点検整備する。県公安委員会等と協議の上、標識等の設置を行う。

##### 通学路の安全点検

歩道の平坦でない所、段差がある所、水の溜まる所等を重点的に通学路の安全点検を実施する。



#### (4) 安心して外出できる環境の整備

すべての人が通行しやすい段差のない公共施設等の整備を行い、安心して外出できる環境の整備を進めます。

#### 具体的な施策

公共施設等のバリアフリー化の促進

道路の歩道整備にあたり、マウンドアップ式からフラット式に変更し、段差をなくする。

子育て世帯へのバリアフリー情報の提供

授乳室や託児室の設置施設、親子で利用できる遊び場などを「子育てバリアフリーマップ」の作成配付する。



### (5) 安全・安心まちづくりの推進

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守り、安全を確保するために警察をはじめとする関係機関・団体と一体となって協力し、安全体制・防犯体制の整備を進めます。

また、地域の実情に即し、子どもの視点に立った、交通安全対策や犯罪被害防止活動を推進するとともに、犯罪等の防止に配慮したまちづくりを推進します。

#### 具体的な施策

##### 防犯施設の整備

必要性と緊急性を踏まえ、通学路や公園等における照明設備等の防犯設備の整備を進める。

##### 公共施設の安全対策

道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所の構造・設備について、修繕や改善が必要なときには、防犯設備の整備を進めるなど、利用する市民の安全対策に努める。



## 施策5：職業生活と家庭生活との両立

### (1) 多様な働き方の実現

安心して働くことができる環境づくりのため、男性が子育てや介護など、家庭生活に積極的に参加できるよう、男性の職場優先の考え方や「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識をなくし、男女共同参画意識の形成を行います。

また、働く女性にとって、子育てや介護と仕事の両立を続けることは難しく、就業が中断されることが多いことから、女性の再就職を支援します。

### 具体的な施策

#### 男女共同参画のための 職場・地域での意識改革及び 環境整備

男女共同参画社会の推進に向け懇話会を設置し、男女共同基本計画を策定する。意識啓発事業として「女性週間」を設置し、講演会やワークショップを開催し、意識の改革を行う。

#### 育児休暇取得率の向上

育児休業の促進や男性の育児参加等家庭環境づくりを推進し、男女共同参画社会の基本的あり方及び制度化に関し、今後も引き続き検討する。

#### 就学時における 「子育て講座」の充実

子どもが就学する際に、仕事と子育ての両立の方法や親としてあるべき姿等に関する講座を民間企業と一体となって実施する。

#### 男女共同参画基本計画の 策定・推進

庁内に「男女共同参画推進委員会」を組織し、講演会の開催等により広報・啓発に努めつつ、男女共同参画社会を推進するための情報の提供を行い、今後策定する「男女共同参画基本計画」の周知を図る。

## (2) 仕事と子育ての両立の推進

仕事と家庭を両立させる保育サービスの充実をはじめ、育児休業などの子育て支援制度の利用推進を図る広報・啓発や事業所における保育所の設置など、保護者が安心して働ける環境の整備を行います。

また、仕事と家庭の両立の推進には、子育てをしながら仕事をしている保護者を理解し、支え合う職場意識の醸成や育児休業などの子育て支援制度を利用しやすい職場環境の整備などを行います。

### 具体的な施策

#### 保育サービス・学童クラブ 事業の充実

保育サービス及び学童クラブ事業等の充実により、仕事と子育ての両立支援を図る。

#### 育児休業制度の普及促進

男性の育児休業取得を推進するため、事業所及び従業員に対して啓発を行う。

#### 労働条件の改善と就労環境 の整備推進

女性と男性の労働者が職業生活と家庭生活及び地域活動に共に参加することができるように、事業所に対して労働時間の短縮への啓発を実施する。また、ノー残業デーの促進を図る。

#### 事業所内託児所の整備支援

事業所内託児施設助成金制度について、周知を図り、この制度に関する相談や照会については関係機関との連携を行い、事業所内託児施設の整備支援に努める。

## 施策6：子どもの安全確保

### (1) 子どもの交通安全を確保するための活動

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所(園)、幼稚園、学校、各関係機関等との連携・協力体制の強化を図り、安全施設・設備の整備、交通安全活動への支援、チャイルドシートの普及・啓発を進めます。

### 具体的な施策

#### 交通安全教育の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所(園)、幼稚園、学校、各関係機関等との連携、協力体制の強化を図るとともに、交通安全教室の開催やカーブミラーの整備など、交通事故防止対策を推進する。

#### チャイルドシートの正しい 使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法についての普及啓発活動を進める。



## (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動

地域の自主防犯活動を推進するとともに、警察関係機関と連携した防犯活動を強化を図ります。

### 具体的な施策

#### 防犯対策

地域住民、警察等との連携により、情報の共有化や情報交換を進めるとともに、学校、地域、各種団体との連携により防犯活動の充実に努める。  
また、様々な機会をとらえ、子ども自身の危機管理意識の醸成を図る。

#### 自主防犯グループの育成・支援

各小・中学校の PTA や地域の自主防犯グループの組織化を促し、地域のパトロール活動などの自主的な防犯活動を支援する。

#### 防犯講習の実施

子どもが犯罪に遭わないようにするために、学校や自治会活動等の場を利用して防犯講習を実施する。

#### 子ども 110 番の家活動の支援

地域社会で子どもの安全を確保することを目的に、地域の見守り活動と緊急時の対応を図るため、地域の状況を考慮した子ども 110 番の家活動を支援する。

### (3) 被害に遭った子どもの保護

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた児童の精神的ダメージを軽減し立ち直りを支援するため、民間組織である全国被害者支援ネットワーク等との連携により子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、関係機関と連携したきめ細かな支援に努めます。

## 具体的な施策

### 関係機関と連携した支援

児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長及び社会的自立を促進していくために、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を図るとともに、関係機関の協力体制の強化を図る。



## 施策7：要保護児童への対応

### (1) 児童虐待防止対策

児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長及び社会的自立を促進していくために、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を図るとともに、「児童虐待防止ネットワーク」を充実させることにより、児童虐待問題に対応する機能を持つ医療、保健、教育、警察等関係機関が連携して、子どもや家庭への援助の方法や対策を考え、対処していきます。

また、子ども自身が自分の身を守るためのプログラムの普及にも努めていきます。

### 具体的な施策

#### 児童虐待防止ネットワーク (要保護児童対策地域協議会)の機能強化

児童虐待防止ネットワークは、予防から自立支援に至るまですべての段階で有効であり、地域住民やボランティア団体など幅広い参加を図るとともに、単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながる取組が行えるように、機能の強化を図る。

#### 関係機関との連携強化

「要保護児童対策地域協議会」に参加する福祉、医療、保健、教育、警察等の関係機関の協力体制の強化を図る。

#### 総合的な親と子の心の健康 づくり対策の推進

幼・小・中学校において、PTAによる教育講演会やカウンセラーによる個別の教育相談の実施により、望ましい親子関係の在り方についての充実を図る。また、うつや心の健康づくりに関しての普及啓発を行うとともに、関係機関との連携の強化を図りながら、母親の育児不安の軽減や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するための相談体制の整備を進める。

#### 産後うつスクリーニング事業の充実

産後うつ対策として、新生児訪問や乳児健診、育児相談等の場において産後うつスクリーニングを実施している。今後も産後うつスクリーニング事業の充実を図り、母親の育児不安の軽減に努める。



**啓発ポスターの掲示**

今後も積極的に児童虐待防止に関する広報を行っていく。

**緊急一時保護体制の整備**

虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）等を受けている疑いのある児童やその家庭等の状況を早期に把握し、児童相談所に通告を行い、必要に応じ積極的に活用する。

**乳幼児、児童相談の充実**

今後、育児不安が危惧されるハイリスク妊婦への支援や健診・育児相談等の母子保健のあらゆる場面で母親の育児のしづらさを早期発見し、重症化を予防するための取り組みなどの検討を行う。また、関係機関との連携の強化を図る。また、家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して専門的に相談、指導にあたる。

**虐待予防についての研修等の実施**

県児童総合相談センターと連携を図り、児童委員や子ども子育て応援隊など関係機関・団体に対して児童虐待に関する研修会を実施する。また、広報誌等を通じて虐待防止の啓発に努める。

**DVの予防対策と相談体制の充実**

配偶者等への暴力を根絶するため関係機との連携、協力のもと広報等を通して社会の意識啓発や基盤整備を図る。

**子育て支援短期事業(短期入所生活援助)の実施**

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行い家庭の福祉の向上を図る。

## (2) ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭等が増加している中で、「子どものしあわせ」を第一に考え、きめ細やかな福祉サービスの展開や子育て、生活、就業への支援等、総合的な対策を推進していきます。

特に就業支援については、行政に任せるだけでなく、地域の仲間として住民一人ひとりにできる限りの協力を要請していきます。

### 具体的な施策

#### 就業支援に主眼をおいた 総合的な対策の実施

母子家庭の母親の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等の実施を進めていくとともに、養育費の確保策及び経済的支援策など自立を促進するための総合的な対策の実施を進める。

#### 児童扶養手当

父母またはそのいずれかが死亡した児童の保護者に対して児童扶養手当を支給することにより、これらの児童の福祉増進を図る。

#### ひとり親家庭医療費助成 事業

母子家庭等ひとり親の自立を経済的に支援する一環として実施しているひとり親家庭医療費助成事業の充実を図る。

#### 母子寡婦福祉資金貸付事業

母子家庭及び寡婦に対し、生活に必要な資金を貸付けることにより経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため県の指導のもと事業を推進する。

#### 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母の主体的な能力開発を支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が指定教育講座を受講し、修了した場合、経費の助成を推進する。

### 高等技能訓練促進費

母子家庭の母が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関等で修業する場合に、修業期間の最後の3分の1に相当する期間の高等技能訓練促進費を)支給することで、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするもので今後も引き続き事業を推進する。

### 保育所の優先入所

「きめ細やかなサービスの展開」と「自立の促進」の観点から、ひとり親家庭等に対しては優先して保育所等に入所できるよう対処する。

### 母子生活支援施設入所

保護の必要が認められる(自立が困難等)母子家庭または母子に準ずる家庭に対して入所を行う。

### 保育料の軽減措置

母子、父子世帯で所得に応じて保育料の軽減を図る。



### (3) 障害児施策の充実

すべての人々が相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現を目指す「ノーマライゼーション」の理念のもとで、障害児の健全な発達を支援し、社会全体が障害児やその保護者を温かく見守る環境づくりを進めていきます。

その中で本市では特に、

障害の原因となる疾病や事故の早期発見・治療

障害のある子どもへの支援と身近な地域での安心した生活の実現

各種子育て支援事業との連携強化

に努め、隔たりのない障害児施策の充実に取り組みます。

## 具体的な施策

### 障害児の健全な発達を 支援する一貫した総合的な 取り組みの推進

障害をできるだけ早く発見し、障害の進行を最小限に止めるために、保健事業と連携した各種健康診査の受診率の向上を図るなど早期発見・予防体制を充実させるとともに、障害の回復に積極的に取り組めるよう、保健センターでの機能回復訓練の充実や就学前障害児を含めた療育機能の充実を図る。

また、障害児の保護者が適切な監護をすることができるよう発達障害者支援センター（県児童総合相談センターと連携を図り適切な支援に努める。

### 親子含めた交流の場づくり と支援体制の確立

障害を持つ子どもの親同士が思いを共有し、相談・情報交換できる場をつくとともに、関係機関が連携、それぞれの役割を認識し、子どもと親を支援する体制の確立を図る。

### 障害児に対する保育・ 教育環境の整備

施設設備や療育指導の充実を図るとともに、小・中学校においては、障害のある児童生徒が良好な環境のもとで学習できるように、学校設備の改善・充実を図る。

**障害児に対する教職員の  
質的向上**

福祉教育担当教員や管理職教員への各種研修等を通じて、教職員の障害児に対する理解認識を深めるなど、教員の資質向上を図る。

**適切な教育的支援**

関係機関との連携の強化を図り、学習障害、注意欠陥／多動性障害、高機能自閉症等教育及び療育に特別のニーズがある子ども等、一人ひとりの状態に最も適切できめ細かな教育・指導が行われるように努める。

**身体障害児補装具交付**

在宅の身体障害児（者）の方に対して、身体の失われた部位や、思うように動かすことのできない部分を補って、日常生活や就労生活等をしやすくするために、必要な用具を交付・修理する。

**重度障害児日常生活用具  
給付事業**

在宅の重度身体障害児または重度、最重度の知的障害児（者）の方に対して、日常生活の便宜を図るため、障害を補うことのできる日常生活用具の給付・貸与を行う。

**障害児居宅介護事業**

障害を持つ児童が居宅において日常生活が営めるようホームヘルパーが家庭を訪問して身体介護や生活援助を行う。

**障害児短期入所事業**

障害児や障害者の介護を行う方が病気や冠婚葬祭、心身のリフレッシュのため、家庭における介護ができない場合に、施設や医療機関において短期間入所をさせ、必要な保護を行う。

**障害児デイサービス事業**

心身に障害を持つ子どもや言葉・運動の発達に遅れがみられる子どもが通園により、早期療育の場を提供し、心身の発達の促進や障害の軽減を図る。

<p><b>特別児童扶養手当</b></p>	<p>精神または身体に障害（中・重度）を有する20歳未満の児童を養育している方に手当を支給し、障害児の生活の向上を図る。</p>
<p><b>障害児福祉手当支給事業</b></p>	<p>重度の心身障害により日常生活に常時介護が必要な20歳未満の方に手当を支給し福祉の増進を図る。</p>
<p><b>重度心身障害者等医療費助成事業</b></p>	<p>重度心身障害者等の方に保険診療による医療費の一部を助成し福祉の増進を図る。</p>
<p><b>障害児施策や制度に関する情報提供の充実</b></p>	<p>障害のある児童の保護者に対し、その障害に対応した施設及び在宅サービスの情報を提供する。</p>
<p><b>就学指導委員会の実施</b></p>	<p>心療内科医，特殊学級設置校関係者，幼稚園関係者等で組織し，障害児への適正な就学指導を実施する。</p>
<p><b>特別支援教育の充実</b></p>	<p>軽度発達障害の児童・生徒も対象の中に含め，関係機関との連携を図りながら，校内支援体制の充実を図る。</p>
<p><b>保育料の軽減措置</b></p>	<p>障害児（者）世帯で所得に応じて保育料の軽減を図る。</p>

#### 4 . 目標数値

本計画は、地域の子育て支援全般にわたる行動計画として位置付けられており、その施策についてはできる限り目標を数値化して公表する事が求められています。

このうち、保育サービス等については、以下のように目標を定め、事業に取り組んでいきます。

##### < 保育サービス等における目標数値 >

No .	目標事業	指標	17 年度見込	21 年度目標
1	放課後児童健全育成事業	定員数	205 人	390 人
		設置箇所数	14 箇所	14 箇所
2	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	定員数	3 人	10 人
		設置箇所数	1 箇所	3 箇所
3	乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育：施設型)	定員数	4 人	8 人
		設置箇所数	1 箇所	2 箇所
4	一時保育事業	定員数 (最大受入数)	64 人	96 人
		設置箇所数	8 箇所	15 箇所
5	地域子育て支援センター事業	設置箇所数	2 箇所	4 箇所
6	延長保育事業	定員数 (最大受入数)	172 人	177 人
		設置箇所数	17 箇所	20 箇所
7	休日保育事業	定員数	0 人	5 人
		設置箇所数	0 箇所	1 箇所
8	通常保育事業	定員数	995 人	995 人

旧 4 町合計

また、施策領域ごとの具体的目標数値については以下の通りです。

< 施策領域ごとの目標数値 >

施策領域	目標指標	現状	目標（平成21年度）
<b>(1) 地域における子育ての支援</b>			
子育てハンドブックの作成	作成・配付について	策定中	出生世帯への全配付
<b>(2) 母性と乳幼児の健康の確保と推進</b>			
妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保	妊娠・出産に満足している母親の割合	83.5%	増加
	妊婦教室を今後利用したいと思う人の割合	34.4%	増加
	妊娠満11週以内での妊娠届出率 (H13～16)	61.0%	増加
子どもの心身の健やかな発達支援と育児不安の軽減	子育てに関して不安や負担を感じる親の割合	45.5%	減少
	乳幼児をもつ保護者において子育てに関する悩みや不安を相談する相手がいない人の割合	0.8%	減少
	乳幼児健診を今後利用したいと思う人の割合	81.6%	増加
	1歳6か月児健康診査の受診率	92.1%	増加
「食育」の推進	未就学児における朝食を毎日食べる児の割合	86.9%	増加
	1日1回は家族全員で食事をする割合	96.7%	増加
思春期における子どもの健全育成	自分のことが好きな子どもの割合	小学生 42.6% 中学生 27.4%	増加
	乳幼児ふれあい体験教室等の取り組み	2地域	4地域
小児保健水準の維持向上	低出生体重児出生率 (H12～16)	9.09%	減少
	3歳児の虫歯罹患率	39.4%	減少
	かかりつけ医がいる割合	87.9%	増加
	事故防止策をとっている家庭の割合	74.0%	増加
<b>(3) 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境</b>			
子育てサポーターの養成・配置	配置人数	平成17年度 幼児教育支援センター内に 1人	4人
中高生等の乳幼児ふれあい体験の充実	実施回数、参加者数	1回4校実施	全校実施
学校評議員の設置推進	設置校	27校中20校設置	全校設置
幼児教育振興プログラムの策定	策定年度	なし	平成18年度策定予定
家庭教育学級・講座の開催	開催回数、修了者数	32学級×12時間 約1,300人	現状維持 2,000人
親子による交流・自然体験学習の開催	開催回数、参加親子数	2回、130名	4回、200名



< 施策領域ごとの目標数値 >

施策領域	目標指標	現状	目標（平成21年度）
<b>(4) 子育てを支援する生活環境</b>			
子育てバリアフリーマップの作成	作成・配付年度	なし	平成18年度作成 平成19年度配付
歩道整備の推進及び歩道幅員の広い施工	都市計画道路及び 主要道路	6路線を年次的 に	現状のとおり
通学路の安全点検	市道安全パトロー ル	実施している。	現状のとおり
カーブミラーの整備、交通安全看板等の設置	カーブミラー 交通安全看板等	年に30件程度 年に10件	現状のとおり
公共施設のバリアフリー化の促進	道路歩道等	6路線を年次的 に	現状のとおり
<b>(5) 職業生活と家庭生活との両立</b>			
講演会やワークショップの開催	開催回数 参加者数	開催していない	開催回数：年2回 参加者数200人
男女共同参画基本計画の策定・推進	策定推進状況	策定していない	策定する
育児休業制度の普及促進	普及数	普及していない	全事業所の20%
労働条件の改善と就労環境の整備推進	整備数	整備していない	全事業所の20%
事業所内保育所への支援	支援件数	支援していない	対象事業所の 100%
<b>(6) 子どもの安全確保</b>			
交通安全教育の推進	開催回数 参加者数	年に27回 全児童生徒	現状のとおり（各学校 で年1回行事として） 現状のとおり
防犯講習の実施	開催回数	年1回学校行事と して実施	現状のとおり
子ども110番の家活動の支援	設置件数	178件	現状のとおり
防犯灯の整備促進	整備件数	防犯協議会で設置 集落が設置する際に 補助	設置件数を増やす
<b>(7) 要保護児童への対応</b>			
虐待防止ネットワークの設置・活用	要保護児童対策地 域協議会の機能強 化	平成17年度設置	個々のケース解決に つながる取組強化

## 5 . 計画推進のためのそれぞれの役割

本計画は、次代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することにより、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備することを目的としています。

このため、この計画は行政の役割を念頭において策定していますが、家庭、地域社会、企業・職場等子育てにかかわる各種団体等が、それぞれの立場に応じた役割分担と連携を図り、社会全体で支援していくことが重要です。

以下は、各主体における取り組みの基本的方向を示したものです。

### ( 1 ) 行政

本市では、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画を総合かつ効果的に推進するため、学識経験者や保育・教育関係者等の町民による「次世代育成支援対策地域協議会」と市内の「次世代育成支援対策推進本部」を平成 17 年度に設置しました。

「次世代育成支援対策地域協議会」では、この計画に基づく施策の実施状況を公表し協議することで、町民の意見を計画の推進に反映させていきます。

また、個々の施策については、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開が必要となります。

このため、「次世代育成支援対策推進本部」では、個々の施策の進捗状況の把握と施策間の調整等を行っていきます。

### ( 2 ) 家庭

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。

この認識のもと、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

### ( 3 ) 地域社会

子どもは地域社会とのかかわりの中で社会性を身に付けて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障害の有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通じて健全に成長できるようサポートすることが必要です。

### ( 4 ) 企業・職場

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

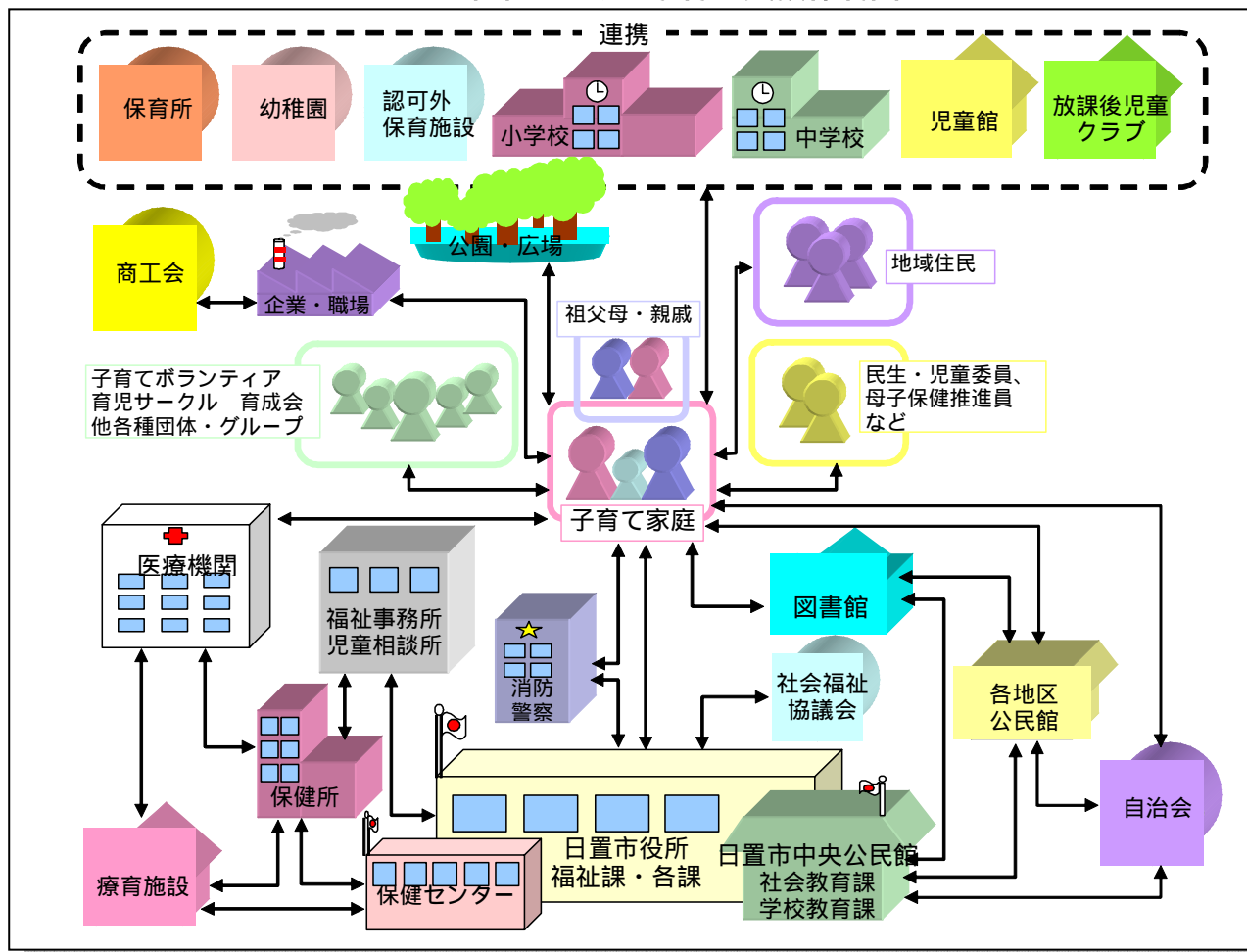
このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、

働く人々がそのような認識を深めることが大切です。

(5) 各種団体

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすためには、行政だけでなく、地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

～本市における子育て支援体制図～







卷末資料



## 日置市告示第37号

### 日置市次世代育成支援対策地域協議会 設置要綱

#### (趣旨)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条に基づき、日置市における次世代育成支援対策の推進に関し必要となる措置について協議するため、日置市次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の策定及び推進に関する事項
- (2) 次世代育成支援対策の普及及び啓発に関する事項
- (3) 市、関係団体等の次世代育成支援対策への取り組みに関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、次世代育成支援対策の充実に関する事項

#### (組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保育教育関係団体の代表
- (2) 保健医療福祉関係団体の代表
- (3) 各種団体等の代表
- (4) 学識経験者等

#### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて召集する。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第7条 協議会の事務局を市民福祉部福祉課に置き、事務局長は市民福祉部福祉課長が務める。

2 事務局長は、協議会の開催にあたり、必要に応じて、事務局を補佐する関係各課の職員の出席を求めることができる。

#### (その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。



## 次世代育成支援対策地域協議会 委員名簿

	区 分	役 職	氏 名	備 考
1	保育教育関係 団体の代表	会長 日置市幼稚園代表	麦 野 賦	伊集院幼稚園長
2		副会長 日置市保育園代表	東 福 泰 則	ひおき地区保育連合会 会長
3		日置市小・中学校代表	宮 元 一 頼	土橋中学校校長
4		P T A 連絡協議会代表	永 尾 仁 志	伊集院地域 P T A 連絡協議会会長
5	保健医療福祉 関係団体の代表	医療関係者	添 嶋 裕 嗣	日置市民病院医師
6		伊集院保健所	渡 邊 和 代	保健師
7		療育代表	今村多貴子	子どもの家療育クラブ 施設長
8		社会福祉協議会代表	水 主 広 美	日置市社会福祉協議会 吹上支所支所長
9		母子保健推進員代表	有村ツヨ子	吹上地域母子保健推進員
10		民生委員・児童委員代表	堂園かずよ	主任児童委員
11	各種団体等の 代表	一般事業主代表	東 福 立 子	株式会社協栄 代表取締役社長
12		地域子育て支援センター	東 ひ と み	子育て支援センター 施設長
13		自治公民館代表	瀨 崎 満 洋	日置市自治公民館 連絡協議会副会長
14		商工会代表	上 内 修 一	日吉町商工会会長
15		子ども育成会代表	松 村 平	日吉地域こども会 育成連絡会会長
16		乳幼児を持つ母親代表	小 嶋 純 子	乳幼児を持つ母親代表
17	学識経験者		福 宿 富 弘	東市来地域 民生委員 協議会会長





用語集



## ア行

### 育児相談

一般健康相談、育児についての悩みや不安等を解消する場。

### 一時保育

保護者等が一時的・緊急的に保育できなくなった場合、保育園で預かる制度。仕事等のため週3日を限度として断続的に保育が困難となるお子さんを対象とする「非定型的保育サービス」、傷病等により緊急かつ一時的に家庭での保育が困難となるお子さんに対する「緊急保育サービス」、育児に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の私的理由により一時的に保育が必要となるお子さんを対象とする「私的理由による保育サービス」がある。

### 延長保育

保育時間延長のニーズに対応するため、11時間を超えて実施される保育。

## カ行

### 核家族

一組の夫婦、または片親と未婚の子どもからなる家族。

### 家庭教育学級

家庭教育を行う親等の保護者が、計画的、継続的に、一定期間にわたり、家庭教育に関する学習を行う場。

### 家庭児童相談室

児童にかかる教育、身体上精神上の障害、家庭教育等の家庭児童に関する相談を、保護者と相談員が一緒になって考える場。

### 寡婦

配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として民法(明治29年法律第89号)第877条の規定(第877条 扶養義務者 「直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務がある。」)により児童を扶養していたことのあるもの。

## **完全失業者**

働く能力と意志をもち、しかも本人が現に求職活動をしているにもかかわらず、就業の機会が社会的に与えられていない失業者。

## **機会費用**

子供をもうけることにより、女性は労働時間を減らし、育児のために時間を割かなければならないことから、短期的には当該年度の所得の減少を意味し、長期的には出産・育児による退職あるいは正社員からパートタイムへの転換による生涯賃金の減少を意味すること。

## **休日保育**

休日（日曜日、祝日、年末年始）に、保護者が仕事や病気等のために、家庭で児童の保育ができない場合に、保護者に代わって保育する制度。

## **県児童相談所（県児童総合相談センター）**

児童に関するあらゆる問題について相談に応じ、問題の原因やどのようにしたら児童の健全育成が図られるかを専門的に調査・判定し、その児童に最も適した指導を行うための相談制度。また、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所を除く。）への入所等の手続きも行う。

## **合計特殊出生率**

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子ども数に相当する。

## **行動計画策定指針**

市町村行動計画、都道府県行動計画、一般事業主行動計画及び特定事業主行動計画の指針となるべき、(1)次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項、(2)次世代育成支援対策の内容に関する事項、(3)その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項を定めた指針。

## **子育てサロン**

子育て不安に対する支援の一環として、乳幼児連れの親子が自由に意見や情報を交換し、子育ての不安の軽減を図るとともに、子どもとのつきあい方を学ぶ場。

## 子育て短期支援事業

保護者が病気や仕事により家庭における児童の養育が困難な場合、育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合で、原則として一週間を限度として児童福祉施設で一時的に養育することにより、児童及びその家庭への子育て支援を図る事業。

## 子ども110番

「不審者から逃れるための一時的な避難場所」として・「ただちに110番通報を行える場所」として・「家庭や学校との連絡や救急車の要請を行える場所」として、教育委員会や小学校、PTA等と連携しながら、通学路に面した一般家庭や商店、コンビニ等を緊急避難場所に設定する事業。

## コミュニティー

共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域，およびその人々の集団。地域社会。共同体。

## サ行

### 仕事と子育ての両立支援策の方針について

2001年6月に男女共同参画会議が出した提言「仕事と子育ての両立支援策について」を元に、「両立ライフへ職場改革、待機児童ゼロ作戦、多様で良質な保育サービスを、必要な地域すべてに放課後児童対策を、地域こぞって子育てを」の施策を、基本的には平成13・14年度に開始し、遅くとも平成16年度までに実施することを閣議決定された文書。

### 次世代育成支援対策推進法

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業者による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる、とした法律。（公布：平成15年7月16日法律第120号）

### 次世代育成支援に関する当面の取組方針

夫婦の出生力の低下という新たな現象と急速な少子化の進行を踏まえ、少子化の流れを変えるため、仕事と子育ての両立支援の取組（待機児童ゼロ作戦）に加え、もう一段

の対策を推進することが必要という考え方から、政府として・男性を含めた働き方の見直し・社会保障における次世代支援・地域における子育て支援・子どもの社会性の向上や自立の支援について、策定した方針。政府・地方公共団体・企業等が一体となって、国の基本政策として次世代育成支援を進め、家庭や地域社会における「子育て機能の再生」を実現。

### **自然増減**

一定期間における出生、死亡による人口増減。

### **市町村行動計画**

ニーズ調査に基づいて、5年を1期として、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、住居環境の確保、また、仕事と家庭の両立等について、目標達成のためになすべき内容を記載した計画。

### **シックハウス対策**

化学物質による室内空気汚染を防止するための規制。平成15年7月1日に「シックハウスに関する改正建築基準法」が施行され、基準を満たさない建築物については確認申請がおりず、中間検査・完了検査でも、現場で内容をチェックされる。また、基準を満たさない建築物を建て、それが発覚した場合、設計時点の違反であれば設計者に、設計図書と違う施工をした場合は施工者に、それぞれ罰金が課せられる場合がある。

### **児童虐待の防止等に関する法律**

児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とした法律。（公布：平成12年5月24日法律第82号）

### **児童クラブ**

保護者の仕事等により、昼間留守になる家庭の小学校1年生から3年生の児童を対象として、遊びを中心とした保育を行い、放課後児童の健全育成を目的とした活動を行う場。

### **児童手当**

家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に役立てることを目的とし、児童を養育している人に支給される手当。



## 児童の権利に関する条約

世界の多くの児童（児童については18歳未満のすべての者と定義）が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指した条約。1989年（平成元年）11月20日に第44回国連総会において採択され、日本は、1990年（平成2年）9月21日にこの条約に署名し、1994年（平成6年）4月22日に批准を行う。

## 児童福祉施設

児童の福祉の向上を図ることを目的とした児童福祉法に基づく施設。児童福祉法で児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

## 児童福祉法

児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。（公布：昭和22年12月12日法律第164号、施行：昭和23年1月1日）

## 児童福祉法の一部を改正する法律

すべての子育て家庭における児童の養育を支援するため、市町村における子育て支援事業の実施、市町村保育計画の作成等に関する規定整備する等の措置を講ずることにより、地域における子育て支援の強化を図るため、「児童福祉法」の一部が改正された法律。（公布：平成15年7月16日法律第161号、施行：平成17年4月1日 一部平成16年4月1日）

## 児童扶養手当

父母の離婚等により父親と生計をともにしていない児童の母、または父が身体等に重度の障害がある児童の母、あるいは母にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当。（外国人の方についても支給の対象となる。）

## 児童養護施設

乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設。

## 社会増減

一定期間における転入、転出による人口増減。

## 就業率

就業者数(労働力人口から完全失業者人口を引いたもの)を労働力人口で割ったもの。  
就業率 = 就業者数 (労働力人口 - 完全失業者) / 労働力人口

## 周産期

出産前後の期間。おおよそ妊娠第28週から生後7日くらいまでをいう。

## 周産期死亡率

各年において、出産1,000件に対して周産期死亡が何件あったかを示したもの。  
(各年の妊娠満22週以後の死産数 + 生後1週未満の早期新生児死亡数) ÷ 各年の出産数 × 1000

## 重度心身障害者医療費助成制度

身体障害者手帳の1級・2級の方、療育手帳A1・A2の方、身体障害者手帳3・4級で、知能指数50以下の重複障害の方、知能指数35以下の方、のいずれかに該当する方に対し、保健の向上と福祉の増進を図るため医療費の助成を行う制度。

## 出生数

調査該当年の1月1日から12月31日までの1年間に出生したすべての日本人の数。

## 障害児デイサービス事業

肢体不自由児施設あるいは知的障害児施設を利用できない障害児のために通園事業を実施する市町村への運営費助成を行い心身障害児の福祉の増進を図るもの。

## 少子化社会対策基本法

少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するための法律。(公布：平成15年7月30日法律第133号、施行：平成15年9月1日)

## 少子化対策推進基本方針

政府が中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針であり、・雇用環境の整備・保育サービス等の充実・地域社会における子育て支援体制の整備・母子保健医療体制の

充実等・ゆとりのある教育の推進等・生活環境の整備・経済的負担の軽減・教育及び啓発を基本的施策として掲げた方針。

### 少子化対策プラスワン

夫婦出生力の低下という新たな現象を踏まえ、少子化の流れを変えるため、少子化対策推進基本方針の下で、もう一段の少子化対策を推進することが必要という考え方から、子育てと仕事の両立支援（待機児童ゼロ作戦）が中心であった従前の対策に加え、・男性を含めた働き方の見直し・地域における子育て支援・社会保障における次世代支援・子どもの社会性の向上や自立の促進等 4 つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進したものの。

### 情緒障害

情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態。

### 食育

消費者に対し「食」の安全に関する知識、「食」の選び方や組み合わせ方等を教えること。具体的には、田んぼに入って一緒に作業をして、このような体験を踏まえて、きちんとした野菜や米はどのようにして出来るのかということを考えるきっかけを、生産者として伝えるようなこと。

### 助産施設

児童福祉施設の 1 つで、異常分娩のおそれがあったり、環境上安全な分娩が期待できない等、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由によって入院助産を受けることができない妊産婦を入院させ、助産を受けさせることを目的とする施設。出産の援助だけでなく、育児や健康管理の指導等も行う。

### 新エンゼルプラン

旧大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治（2000年、省庁編成）の 6 大臣の合意による「少子化対策推進基本方針」に基づいた平成 12 年度から 16 年度までに進めるべき重点施策。保育サービスおよび子育て支援サービスの充実として、・低年齢の子どもを受け入れ拡大・延長保育の推進・休日保育の推進・乳幼児健康支援一時預かりの推進・多機能保育所の整備・地域子育て支援センターの整備・一時保育の推進・ファミリー・サポート・センターの整備・放課後児童クラブの推進が挙げられている。その他、母子保健医療体制の整備として、地域の小児救急医療整備、周産期医療ネットワークの整備

等が含まれている。

## 人口動態

人口現象のうち出生・死亡・結婚・離婚・移動等をいう。

## 人口動態統計

出生、死亡、婚姻、離婚及び死産について、各種届書等から人口動態調査票が市区町村で作成され、これを収集し集計したもので、人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的としている。

なお、調査該当年の1月1日から同年12月31日までに発生したもので、調査該当翌年の1月14日までに市区町村長に届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としている。

## 人口問題審議会

人口問題に関する重要事項について、関係各大臣の諮問に応じて調査審議し、及び関係各大臣に対し意見を述べること。

## 新生児

生まれてから満4週に満たない者。

## 新生児死亡率

各年の出生数1,000人に対して新生児死亡が何件であったかを示したもの。

新生児死亡率（人口千対）＝各年の生後4週未満の死亡数÷各年の出生数×1,000

## 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

## 心理的虐待

児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

## 生産年齢人口

一般に15～64歳までの年齢人口をいう。日本の生産年齢人口比は約70%内外で、ほかの先進諸国に比較して生産年齢人口の比率が高い。平均寿命が延びてくるにつれ、この生産年齢人口は高齢化してくる。

## 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること。または児童をしてわいせつな行為をさせること。

## 夕行

### 待機児童ゼロ作戦

「待機児童」というのは、認可保育所へ入所を希望しながら、定員等の関係から入所できず待機している児童のことをいい、無認可保育所に入所している児童は含まれない。この「待機児童」をなくすことを目的にしている作戦のことをいう。

保育所待機児童ゼロ作戦では、PFI(「Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ」。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のことをいう。) やすで実施した規制緩和措置の活用、公設民営の推進、幼稚園における預かり保育の推進等により、保育所等への児童受け入れ数が平成 16 年度までに 15 万人分拡大され、また同時に、保育サービスの多様化も図られる。

### 短期入所

保護者の入院や出張等の時に、母子生活支援施設や児童養護施設で 7 日程度まで終日(宿泊)預かる制度。

### 地域子育て支援センター

地域住民を対象に、育児に対する不安について相談に応じたり、助言をしたり、または地域の子育てにかかわる各種サークルへの支援等を行う相談支援機関。

### 知的障害

法令上、一般的な知的障害の定義は存在しないが、先天的もしくは早期後天的な理由により、知能の発達が遅れて低水準で留まる知能障害とともに適応機能の障害があることを示す。

### チャイルドシート

子どもが乗車する際に、自動車に装備されているシートベルトと同じ役割をするもの。小さい子どもはシートベルトで体を保護するのは難しいため、子ども用シートベルトの代わりに用いる。平成 12 年 4 月 1 日から自動車の運転者が 6 歳未満の幼児を自動車に乗車させる場合に幼児用補助装置(チャイルドシート)の使用が義務付けられることとなった。

## 通級指導教室

通常、保育園・幼稚園・学校等に通いながら、何らかの個別的・専門的な援助を必要としているお子さんのための教室。一般的には週に1～3時間程度この教室に通い学習するもの。この教室の対象となるのは友だちとうまく関われない子（自閉的傾向）、多動やこだわり等行動上の問題のある子（ADHD）、感情の起伏が激しく、集団行動が難しい子、学校等特定の場面で話をしない（緘黙）子等のように、集団生活で何らかの不都合な状態を示している子どものうち、通級して学習することが必要な子どもである。この教室の種類として、情緒障害通級指導教室、難聴通級指導教室、言語障害通級指導教室、弱視通級指導教室等がある。

## つどいの広場

平成14年度から新たに国の事業として創設された事業で、主に乳幼児（0～3歳）をもつ子育て中の親が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、子育てアドバイザーによる子育て・悩み相談や子育てに関する講習を実施する事業。

## デイサービス

在宅要介護者を福祉・保健、医療施設に日中の数時間受け入れ、日常生活の援助やリハビリテーションを行うサービス。在宅の要介護者に対して、その心身機能の維持・向上と家族の介護負担を軽くすることを目的に、生活サービス（食事、入浴等）を中心に行われるサービス。

## 低出生体重児

以前は未熟児と呼んでいた出生体重2,500g未満の子供たちを今は低出生体重児という。中でも1,500g未満の子を極低出生体重児、1,000g未満の子を超低出生体重児と呼ぶ。

## ティーム・ティーチング

学校で授業をする際の教師組織の様式で、二人以上の複数の教師が、協力して指導すること。

## 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、身体障害者手帳1級からおおむね3級、または、療育手帳(A)から(B)程度の障害がある20歳未満の児童をもつ父母、または養育者に支給される。ただし、父母や養育者または扶養義務者の所得によって制限があり、障害があることを

支給理由とする公的年金を受けていたり、児童福祉施設に入所している場合は、支給されない。

### **都市計画マスタープラン**

自分たちの住む町・都市をよりよく住みやすいものにしようと、地域に散在する課題の解決策を立てたもの。例えば、土地利用・交通体系・自然環境形成・防災・住宅等についてである。

### **ドメスティック・バイオレンス（DV）**

家庭内暴力。具体的には子どもによる親への暴力、夫妻間の暴力、親による子どもへの虐待、家族による要介護の老親への虐待等の総称。

### **トワイライトステイ**

保護者の仕事等の理由で、帰宅が夜間となる場合、専用の施設で保育士等の職員が子供を預かり、夕食、入浴等のサービスをする夜間の一時保育事業。宿泊施設と保育園等との間の送迎サービスも利用できる。

## **ナ行**

### **乳児**

生まれてから満 1 歳に満たない者。

### **乳児死亡率**

各年の出生数 1,000 人に対して乳児死亡が何件であったかを示したもの。

乳児死亡率（人口千対）＝各年の生後 1 年未満の死亡数 ÷ 各年の出生数 × 1,000

### **乳幼児医療費助成**

お子さんが病気やけがで医療機関で受診したときの医療費の一部や、入院時食事療養費の助成。

### **乳幼児健康支援一時預かり事業**

保育所等に通所中の児童が病気の回復期にあるため、集団保育が困難な状態で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で育児ができない状況にある場合において、一時的に児童を医療機関で預かる事業。

## 乳幼児健康診査

疾病・異常の早期発見、早期対応、 育児支援・健康増進、 成長発達の評価等を目的とした、医療機関による健康診査。

## 乳幼児突然死症候群 (SIDS) (Sudden Infant Death Syndrome)

「それまでの健康状態および既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況および剖検によってもその原因が不詳である、乳幼児に突然の死をもたらした症候群」を定義とし、生後 4 カ月をピークに 1 歳未満の小児のうつ伏せ寝、睡眠中に多くみられる。

## 妊産婦

妊娠中または出産後 1 年以内の女子。

## 妊婦健康診査

妊娠中の母親の健康状態や胎児の発育状態等を定期的に観察する健診。

## ネットワーク

社会福祉分野について用いる場合、保健、医療、福祉を中心としたサービスの横断的な連絡・調整のこと。

## ネグレクト

遺棄、衣食住や清潔さについての健康状態を損なう放置（栄養不良、極端な不潔、怠慢ないし拒否による病気の発生、学校へ行かせない、等）をいう。意育児放棄。

## 八行

## 発育発達相談

未熟児、慢性疾患のある子ども及び乳幼児健診後経過をみる必要がある子どもの健康診断。小児専門医師、臨床心理士、歯科医師、栄養士、看護師及び保健師が相談に応じる。また、保健師による電話相談や、希望により訪問もしている。

## バリアフリー

障壁の除去。ハンディキャップがある者等の行動を妨げている建築的設計である。社会的・心理的に被っている偏見や差別意識を取り除く「心のバリアフリー」も含まれる。



### **ひとり親家庭等医療費助成**

母子・父子家庭の親、児童及び父母のいない児童の医療費の一部を助成すること。助成を受けることができる資格者は、父母が婚姻を解消した児童、父または母が死亡した児童、父または母が重度の障害にある状態にある児童、父または母の生死が明らかでない児童、父または母が引続き1年以上遺棄している児童、父または母が法令により引続き1年以上警察・刑務所に拘禁されている児童、母が婚姻によらないで出産した児童、国民健康保険の保険者、被保険者及び社会保険の組合員、被扶養者であり、当該居住地に住所があること、父または母の所得が以下の所得制限限度額を超えないことが要件となっている。

### **不登校**

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいは登校したくてもできない状態の結果、年間30日以上欠席すること。

### **保育所地域活動事業**

保育所が、多様化する保育需要により積極的に対応するとともに、地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域住民に活用することが要請されていることに鑑み、保育所において特に障害児保育の推進及び保育所等における地域の需要に応じた幅広い活動を推進することにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする事業。

### **母子**

20歳未満の者を養育している女子のことをいう。

### **母子寡婦福祉資金貸付事業**

母子福祉資金貸付と寡婦福祉資金貸付に分類される。母子福祉資金貸付制度は、都道府県・指定都市を実施主体とし、20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子に貸し付けられ、母子家庭の経済自立を図る制度として最も重要な制度。寡婦福祉資金貸付制度は、寡婦（20歳以上の子どもを養育している寡婦も含む）や母子福祉団体に対し、その経済的な自立の助成と生活意欲の助長をはかるために行う貸付制度で、都道府県が行う。

### **母子生活支援施設**

児童福祉法第38条に基づき、配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立促進のためにその生活を支援することを目的とする施設。平成13年から、女

性に対する暴行への対応のため心理療法担当職員の配置と夜間警備が強化されている。

### **母子保健推進員**

定期的に研修を受け、各担当地区の家庭を訪問しながら、行政の案内、母子保健制度についての説明や妊娠中の心配事、育児の相談にあたるボランティアの方。市町村の委嘱により各地区で乳幼児とその保護者を対象に活動している。

### **母子保健訪問指導**

保健師及び助産師等が、ハイリスク妊婦・産婦・新生児を訪問し、早産予防、精神的支援、育児支援他ニーズに合わせた支援を行う訪問指導。

### **母性健康管理指導事項連絡カード**

主治医等が行った指導事項の内容を、仕事を持つ妊産婦から事業主へ明確に伝える場合等に利用するカード。妊娠中及び出産後の健康診査等の結果、通勤緩和や休憩に関する措置等が必要であると主治医等に指導を受けたとき、このカードに必要な事項を記入して発行してもらい、それにしたがって事業主は時差通勤や休憩時間の延長等の措置を講じることとなる。

## **ヤ行**

### **幼児歯科健康診査**

う歯罹患率が急増しているため、1歳6ヶ月から4歳児くらいまでを対象に、乳歯の生え具合や歯の清掃状態の診査、歯磨き指導、歯科健診、個別相談、フッ素塗布（希望者）等を歯科医師、歯科衛生士、保健師、看護師等が行うもの。咬み合わせの異常や歯以外の異常の早期発見も心がけている。

### **幼稚園就園奨励費補助**

保護者負担を軽減し、就園を奨励するため、保護者の所得の状況に応じて就園奨励費補助金を交付する制度。

## **ラ行**

### **労働力人口推計**

将来へ向けての満15歳以上の人口のうち、就業者(休業者を含む)と完全失業者(労働をしないと希望しながら仕事についていない者)を合わせたもの(労働力人口)の変化。現代は高齢化に伴い、労働力人口は減少傾向にある。